

第3次軽井沢町障がい者計画

(案)

令和6年3月

軽井沢町

目次

第1章 計画策定の趣旨	4
1 計画の背景	4
2 計画策定の趣旨	5
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	7
1 障がいのある人の状況	7
2 障がい者関連団体などの概要	10
3 実態調査の概要	12
4 計画策定課題の整理	65
第3章 計画の方向性	68
1 計画の理念	68
2 計画の基本目標	69
3 施策の体系	71
4 持続可能な軽井沢目標“S軽Gs”の視点に立った施策推進	72
5 重点事業	73
第4章 施策の展開	74
基本目標1 地域で共に暮らせるように	74
基本目標2 安心して生活できるように	85
基本目標3 社会的に自立できるように	88
基本目標4 生きがいをもてるように	95
第5章 計画の推進に向けた取組方針	98

■「障がい」の表記について

本計画は、法令の名称（令達文（条例、規則、訓令、達、指令）および公示文（告示、公告）を含む）、他の機関・団体の名称などの固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。

(白ページ)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景

我が国は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を平成26年に批准し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年に施行されました。さらに、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指す法整備が進められています。

（主な法整備）

平成30年

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」の公布・施行
- 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」の公布・施行

令和3年

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布・施行
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正（公布・順次施行）

令和4年

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正（公布・順次施行）
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（公布・順次施行）

近年、障がい者を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化しています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、障がい者の暮らしやサービス利用などにも影響を及ぼしたと考えられます。

こうした中、軽井沢町では、令和4年度に『～豊かな自然と共生する～ 人と自然と文化で築く 環境先進都市 軽井沢』を将来都市像とする「第6次軽井沢町長期振興計画」を策定しました。この計画で、障がい者福祉は『障がい者が地域で安心して暮らせる体制をつくる』を目標に掲げています。

（第6次軽井沢町長期振興計画における障がい者福祉の位置づけ）

将来都市像	～豊かな自然と共生する～ 人と自然と文化で築く 環境先進都市 軽井沢
基本政策	4 誰ひとり取り残さないまちづくり
まちづくり分野	4-2 地域包括ケア 住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らし続けられるまち
目標	4 障がい者が地域で安心して暮らせる体制をつくる

2 計画策定の趣旨

「第3次軽井沢町障がい者計画」（以下「本計画」という）は、軽井沢町の障がい者施策の基本方針を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指す計画であり、平成26年度から10年間の「第2次軽井沢町障がい者計画」が令和5年度に計画期間が満了したことを受けて、これを引き継ぐ計画として策定します。

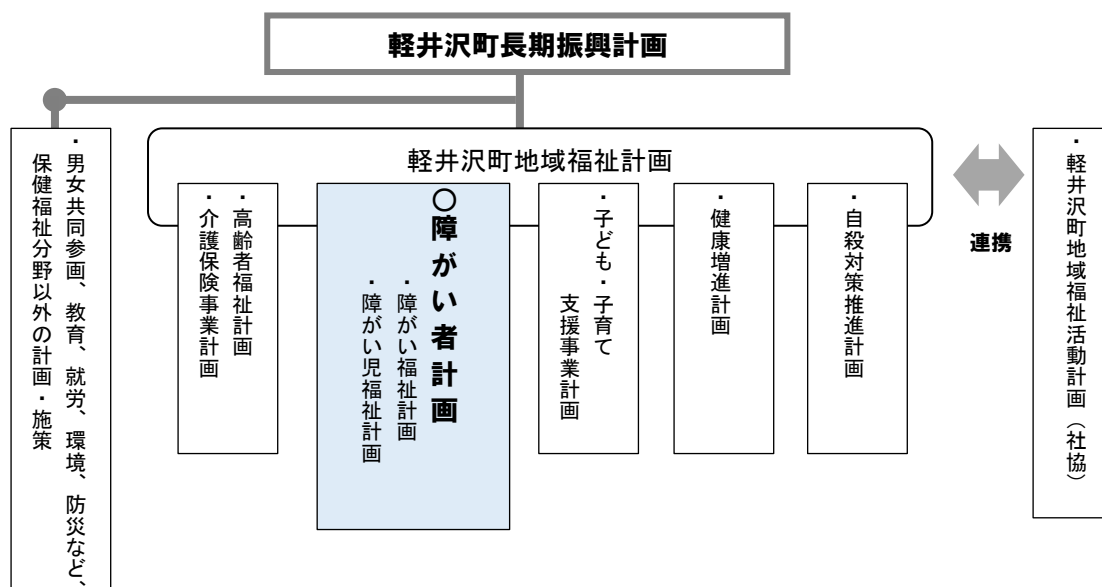
本計画は、「第6次軽井沢町長期振興計画」および「第4次軽井沢町地域福祉計画」（令和5年3月策定）を上位計画とするものであり、行政、住民、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業などが一体となって目標とする社会を築くための指針となるものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」です。

また、国の「第5次障害者基本計画」、「障害者基本計画に基づく重点施策実施5か年計画」、県の「長野県障がい者プラン」との整合を図ります。

本計画の施策・事業の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（各種手帳の所持に関わらず）および難病のある人（以下、「障がいのある人」、または「障がい者」と表記します）です。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和15年度を目標年度とする10か年計画とします。

なお、国による法制度の改正や社会経済情勢の大きな変化などに対応し、計画期間中であっても、計画内容の見直しに柔軟に対応することとします。

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)
軽井沢町障がい者 計画	第3次 [本計画]									
障がい福祉計画	第7期			第8期			第9期			第10期 ※
障がい児福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期 ※

※令和17年度（2035年度）まで

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者

身体障がい者手帳所持者数は、令和2年をピークに減少しています。

等級別では、1級（重度）と4級（中度）の所持者数が多くなっています。

障がい部位別（令和5年）では、下肢機能障がい、心臓機能障がい、聴覚障がいが多くなっています。

■身体障がい者手帳所持者数（件）

等級	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	198	196	183	190	181
2級	95	110	91	94	93
3級	137	158	125	115	111
4級	179	203	181	182	172
5級	41	46	36	33	34
6級	77	88	78	76	79
合計	727	801	694	690	670

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

■身体障がい者手帳所持者数【障がい種別ごと】（件）

視覚	聴覚	ろうあ	平衡機能	音声・言語機能	そしゃく機能	心臓機能	じん臓機能	肝臓機能	呼吸器機能
30	102	4	1	5	1	118	49	0	6
ぼうこう・直腸機能	小腸機能	免疫機能	体幹機能	上肢切断	上肢機能	下肢切断	下肢機能		
25	1	7	53	10	67	10	181		

資料：保健福祉課（令和5年3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は年々増えています。

等級別では、A1（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の所持者数がそれぞれ多くなっています。また、A1（重度）とB2（軽度）の所持者数が増えています。

■療育手帳所持者数（件）

等級	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	33	34	36	41	44
(注)	(5)	(9)	(5)	(8)	(8)
A2	2	2	3	2	1
B1	42	40	40	40	43
B2	27	33	37	38	40
合計	104	109	116	121	128

(注) () は重症心身障がい児(者)の内数。重症心身障がい児(者)は、療育手帳の等級がA1であり、かつ重度(1・2級)の肢体不自由を重複して有する者。

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は年々増えています。

等級別では、1級（重度）、2級（中度）の所持者数がそれぞれ多くなっています。また、中度の2級（中度）の所持者数が増えています。

また、通院による精神医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院医療）受給者数も年々増えています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数【等級別】（件）

等級	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	65	64	70	67	72
2級	57	72	74	75	88
3級	12	15	16	17	18
合計	134	151	160	159	178

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数（件）

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全体	205	229	253	269	278

資料：保健福祉課（各年3月31日現在）

(4) 特別支援学級・特別支援学校在籍者

特別支援学級在籍者数は、小学校、中学校ともに増加しています。小学校の在籍者数は令和5年が63人であり、令和元年から14人増えています。中学校は令和5年が36人であり、令和元年から13人増えています。

※特別支援学級とは、小学校、中学校において障がいのある児童・生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級です。

■特別支援学級在籍者数（人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	49	54	60	60	63
中学校	23	21	24	27	36
合計	72	75	84	87	99

資料:教育委員会（各年5月1日現在）

特別支援学校在籍者数は、令和5年の小学部は6人、中学部は3人、高等部は6人となっています。

※特別支援学校とは、障がいのある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

■特別支援学校小学部・中学部在籍者数（人）

区分	令和3年	令和4年	令和5年
小学部（在籍者）（人）	6	5	6
（うち入学者）（人）	1	1	1
中学部（在籍者）（人）	2	3	3
（うち入学者）（人）	0	2	0

資料:教育委員会（各年5月1日現在）

■特別支援学校高等部在籍者数（人）

区分	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	4	1	1
2年生	2	4	1
3年生	0	1	4
合計	6	6	6

資料:教育委員会（各年5月1日現在）

2 障がい者関連団体などの概要

町内で活動する障がい者に関連する団体などの概要は次の通りです。(令和6年2月現在)

名称	事業概要
浅間学園	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護、施設入所支援、短期入所、タイムケア、共同生活援助 ● 相談支援（指定一般、特定指定相談事業所および指定障がい児相談支援事業所）
軽井沢治育園	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護、施設入所支援、短期入所、タイムケア、日中一時支援、共同生活援助 ● 相談支援（特定指定相談事業所および指定障がい児相談支援事業所）
四季	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護、グループホーム、短期入所 ● 就労継続支援B型 ● 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、日中一時支援 ● 相談支援（特定指定相談事業所および指定障がい児相談支援事業所）
ほっちのロッジの診療所	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療型短期入所 ● 児童発達支援、放課後等デイサービス
u n i c o 軽井沢	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援、放課後等デイサービス
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援事業 <p>※町が設置し、町社会福祉協議会に運営を委託。</p>
身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障がい者手帳所持者が参加。 会員 現在21名 ● 会員同士の交流など (町社会福祉協議会が事務局)
若葉会	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障がい者やその家族、ボランティアなどが参加。 会員 現在21名。 ● デイケアへの参加、三市町交流会への参加など
手話言語普及協議会	<p>ボランティア団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手話の普及活動

名称	事業概要
障害者スポーツ応援団	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● スペシャルオリンピックスのスポーツプログラムを中心としたスポーツ活動する場を、知的・発達・身体障がい者の方々に提供し、一緒に楽しむ。
S L C 手のひらの会	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 手話の啓発活動など
軽井沢手話サークル	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 町内在住のろう者の方と手話を学び、聴覚障がい者と交流を行う。
軽井沢点字サークル「てんまり」	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 町立図書館の蔵書の点訳（絵本点訳を含む）や名刺などの点訳
町立図書館朗読ボランティア オオルリ	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● デイジー広報の作成など
コーヒーショップひまわり	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の社会体験と社会参加に向けた活動として、木もれ陽の里などで軽食喫茶を運営
地域活動支援センター・さくら 草	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動支援センター利用者との交流や作業の補助
ふれあいの会	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 軽井沢保育園利用者との交流、製作品の販売
ふれジョブ軽井沢	ボランティア団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な子どもたちが地域社会になじむため、職業体験プログラムを行う。

3 実態調査の概要

(1) 調査の概要

<障がい者調査>

- 調査目的：新たな「軽井沢町障がい者計画」の策定にあたり、その基礎資料として、障がい福祉サービスの対象となっている人の生活やサービス利用の状況、福祉に対する考えなどを把握するため、アンケート調査を実施しました。
- 調査対象：対象者全員（悉皆調査）
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和6年2月5日～2月16日
- 調査結果：(成人) 配布票数 904件／回収票数 407件／回収率45.02%
(児童) 配布票数 72件／回収票数 31件／回収率43.05%

<事業所ヒアリング>

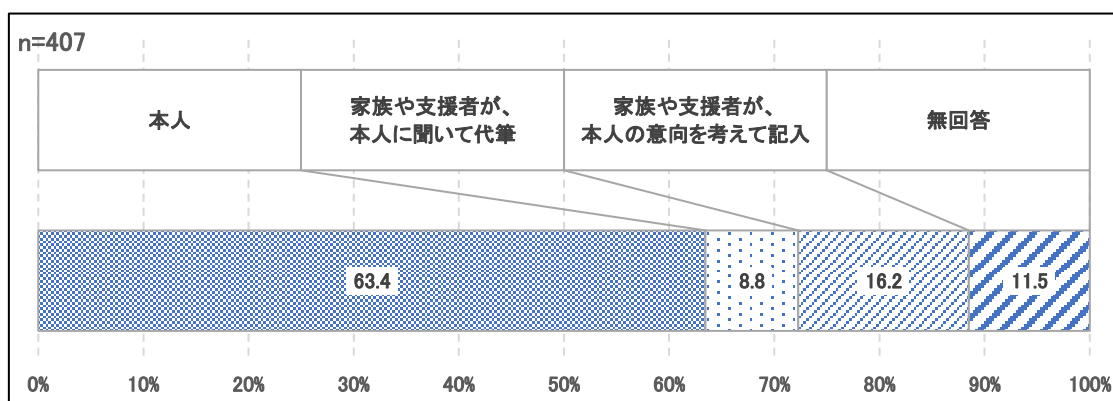
- 調査目的：新たな「軽井沢町障がい者計画」の策定にあたり、その基礎資料として、障がい福祉施策の現状や課題点などを把握するため、事業所ヒアリング調査を実施しました。
- 調査対象：障がい福祉サービス事業所 6事業所
- 調査方法：ヒアリング
- 調査期間：令和6年1月22日～3月11日

(2) 調査の結果（成人）

① 回答者の概要

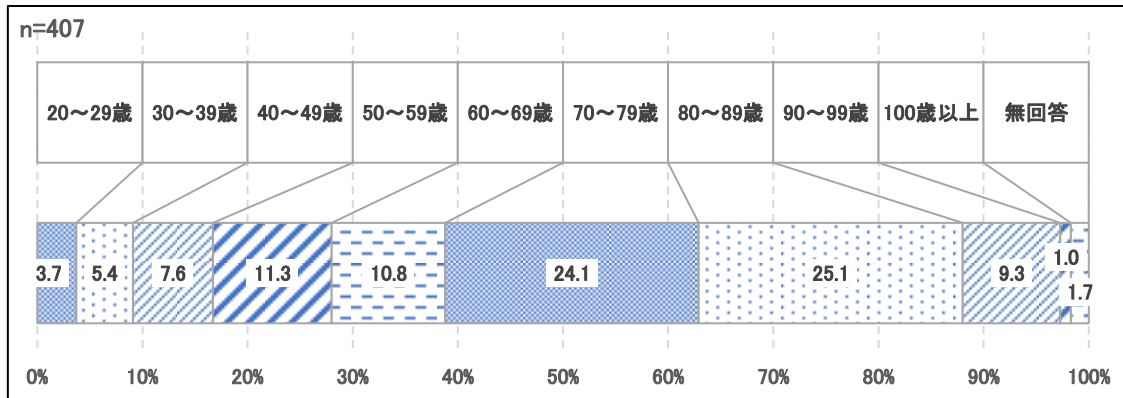
ア 回答者

回答者の63.4%が「本人」自ら回答しているという結果となっています。



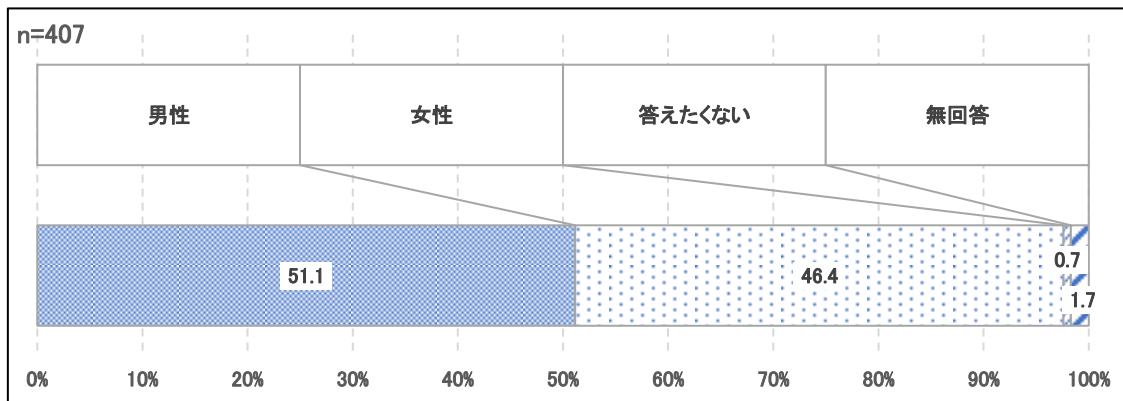
イ 回答者の年齢

回答者の年齢は80歳代が25.1%と最も多く、次いで70歳代が24.1%となっています。



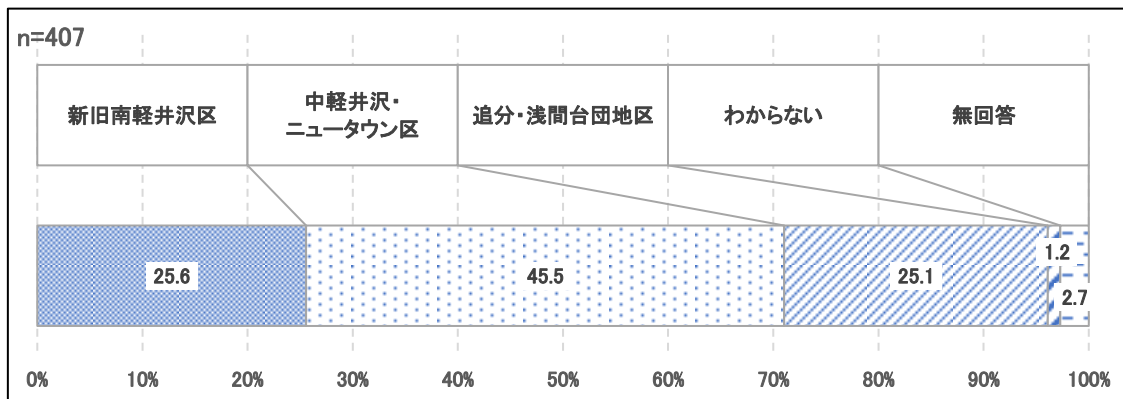
ウ 回答者の性別

回答者の性別比は、「男性」が51.1%、「女性」が46.4%となっています。



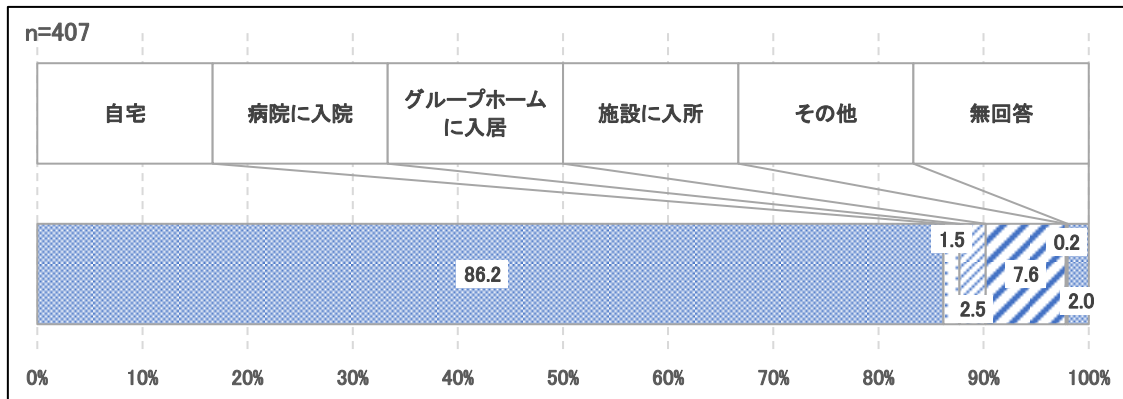
エ 居住地区

居住地区は、「新旧南軽井沢区」(25.6%)、「中軽井沢・ニュータウン区」(45.5%)、「追分・浅間台団地区」(25.1%) となっています。



オ 暮らしている場所

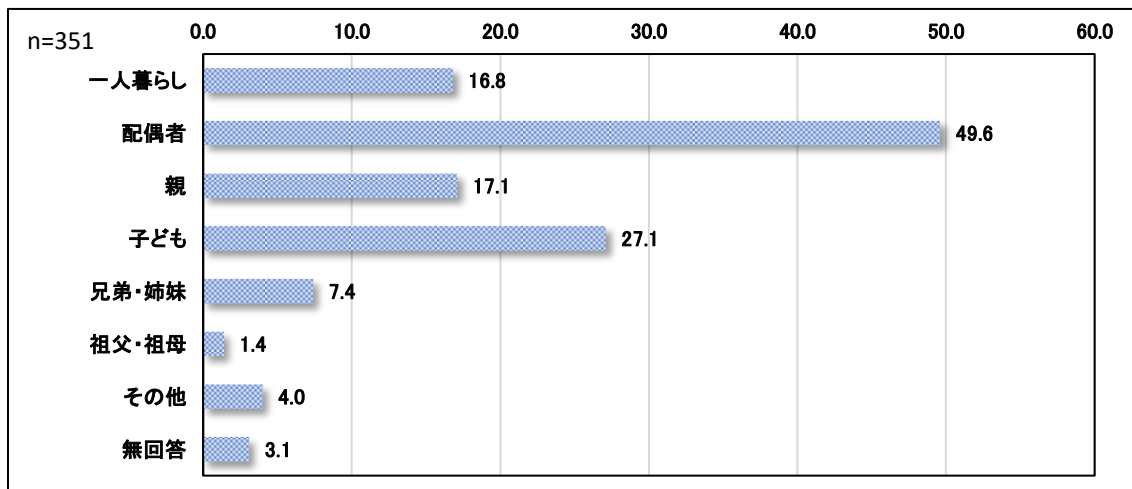
暮らしている場所は、8割以上の回答者が「自宅」と答えています。



■ 自宅と答えた方

カ 一緒に暮らしている人

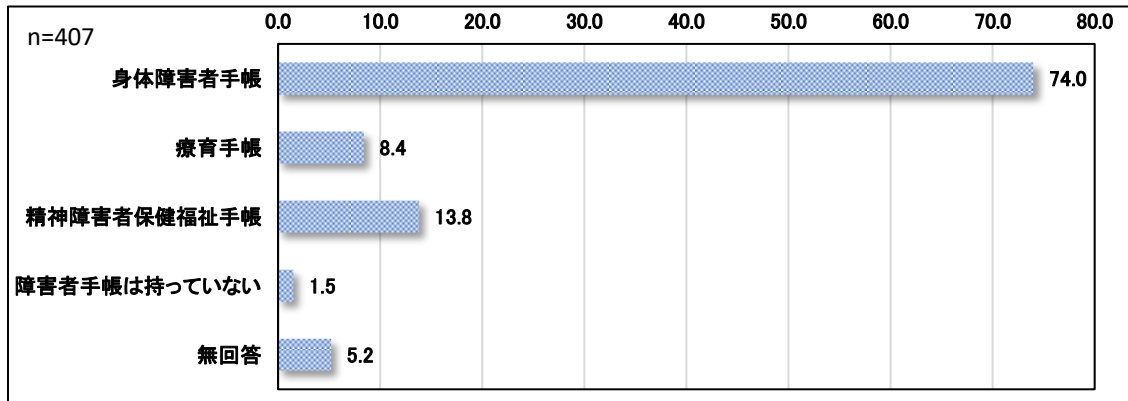
一緒に暮らしている人は、およそ半数の回答者が「配偶者」と答えており、次いで「子ども」(27.1%)、「親」(17.1%)となっています。



② 障がいについて

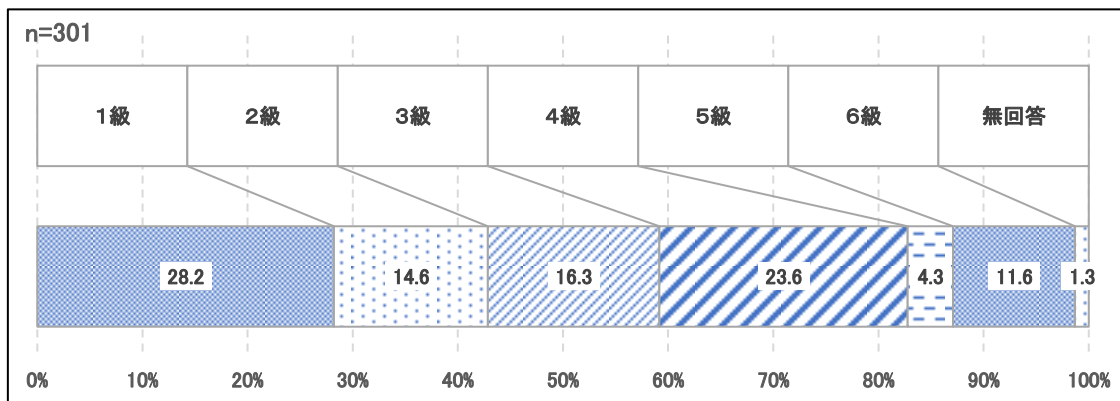
ア 障がい者手帳の種類

障がい者手帳の種類は、「身体障がい者手帳」(74.0%)、「療育手帳」(8.4%)、「精神障がい者保健福祉手帳」(13.8%)となっています。



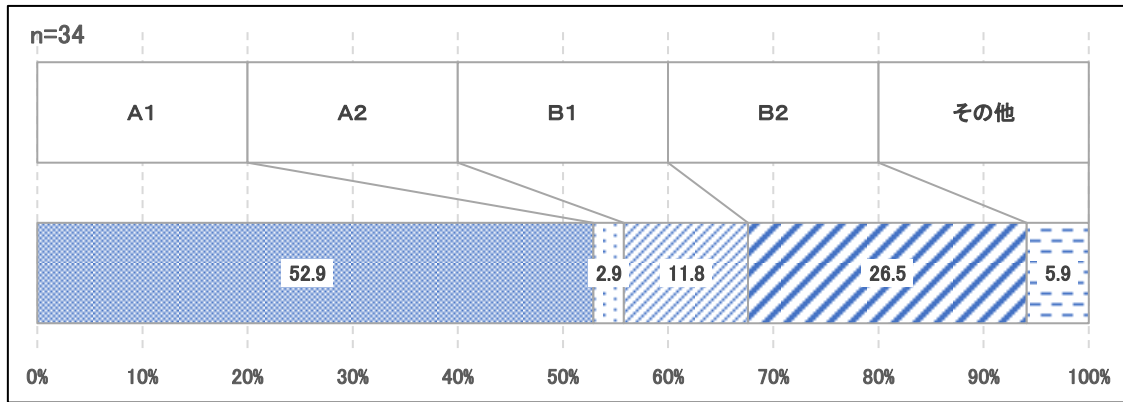
イ 身体障がい者手帳の等級

身体障がい者手帳の等級は、「1級」が28.2%と最も多く、次いで「4級」(23.6%)、「3級」(16.3%)となっています。



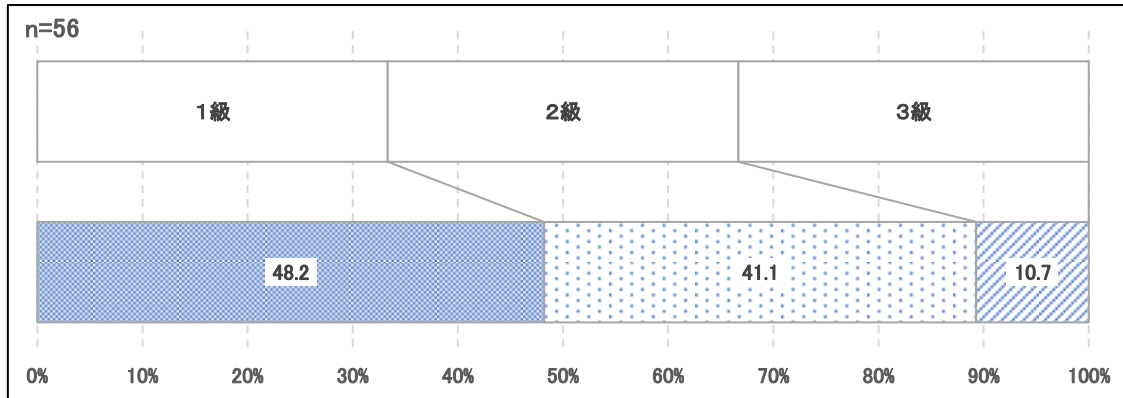
ウ 療育手帳の等級

療育手帳の等級は、「A 1」が52.9%と最も多く、次いで「B 2」(26.5%)、「B 1」(11.8%)となっています。



エ 精神障がい者保健福祉手帳の等級

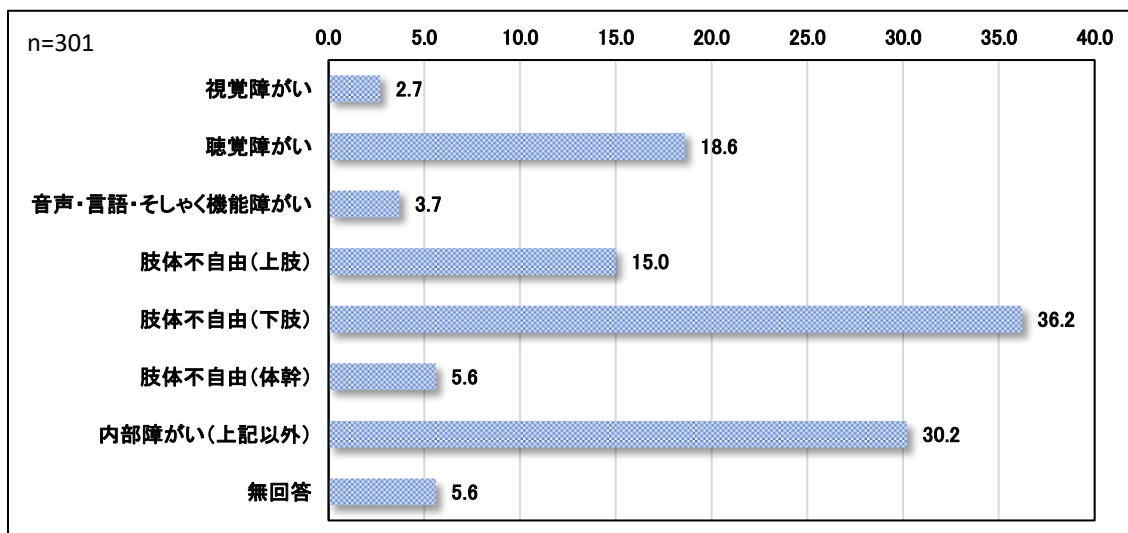
精神障がい者保健福祉手帳の等級は、「1級」(48.2%)、「2級」(41.1%)、「3級」(10.7%)となっています。



■ 身体障がい者手帳を持っている方

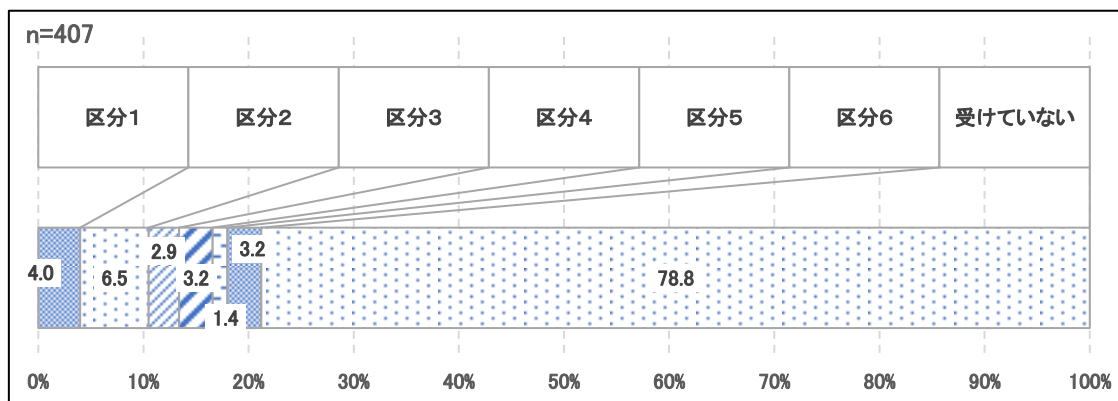
オ 身体障がい者手帳の障がいの種類

身体障がい者手帳の障がいの種類は、「肢体不自由（下肢）」が36.2%と最も多く、次いで「内部障がい」（30.2%）、「聴覚障がい」（18.6%）となっています。



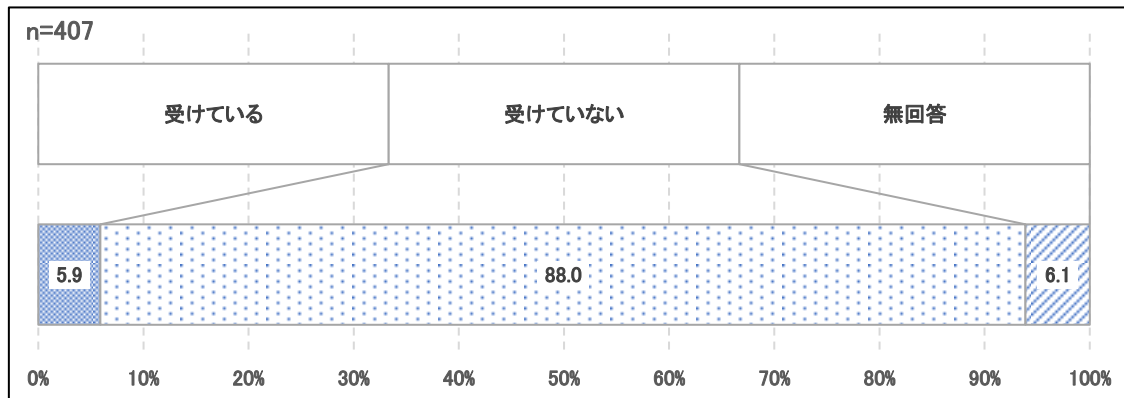
カ 障がい支援区分の認定

障がい支援区分の認定は、無回答を除くと約8割の回答者が「受けていない」と答えています。



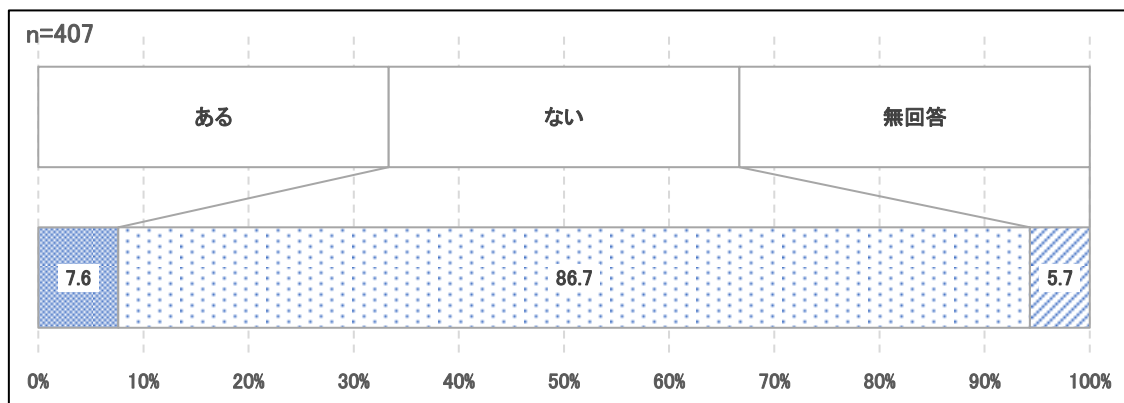
キ 難病（指定難病）の認定

難病（指定難病）の認定は、5.9%の回答者が「受けている」と答えています。



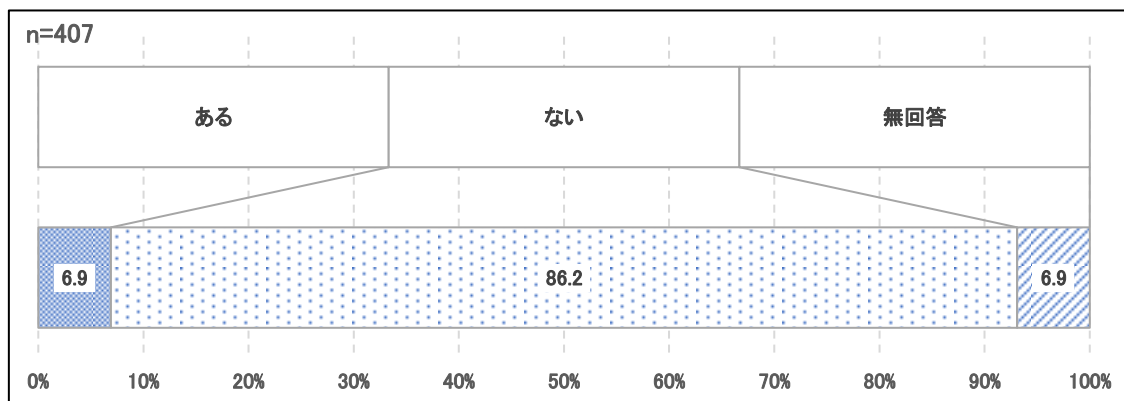
ク 発達障がいとの診断

発達障がいとの診断は、7.6%の回答者が「ある」と答えています。



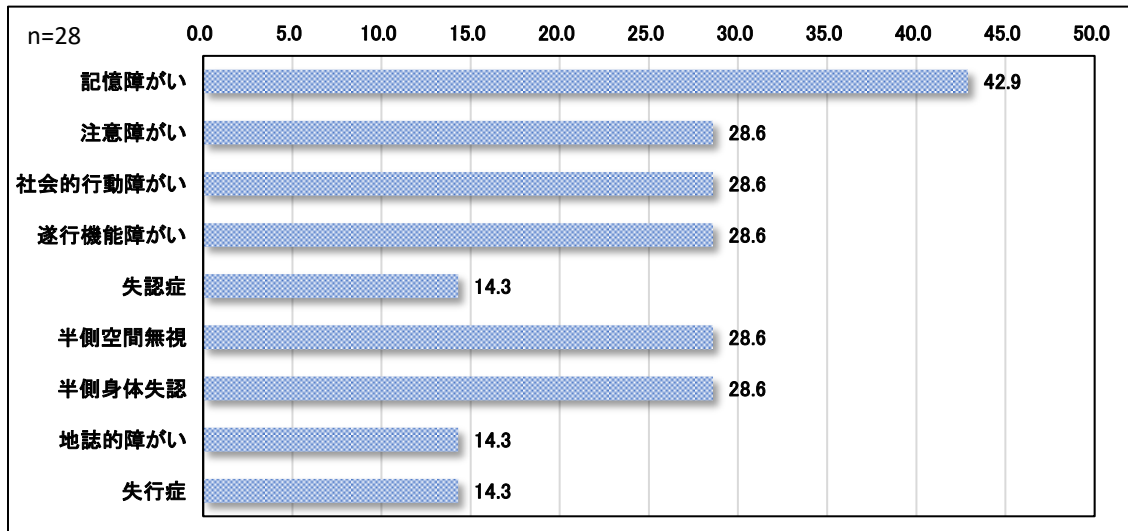
ケ 高次脳機能障がいとの診断

高次脳機能障がいとの診断は、6.9%の回答者が「ある」と答えています。



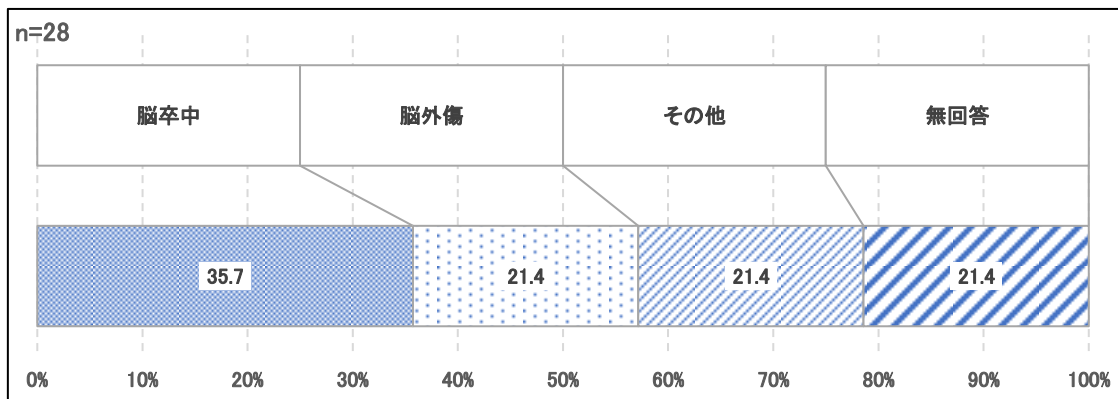
コ 高次脳機能障がい症状

高次脳機能障がいの症状は、「記憶障がい」が42.9%と最も多く、次いで「注意障がい」「社会的行動障がい」「遂行機能障がい」「半側空間無視」「半側身体失認」(28.6%)が続いています。



サ 症状を引き起こした原因

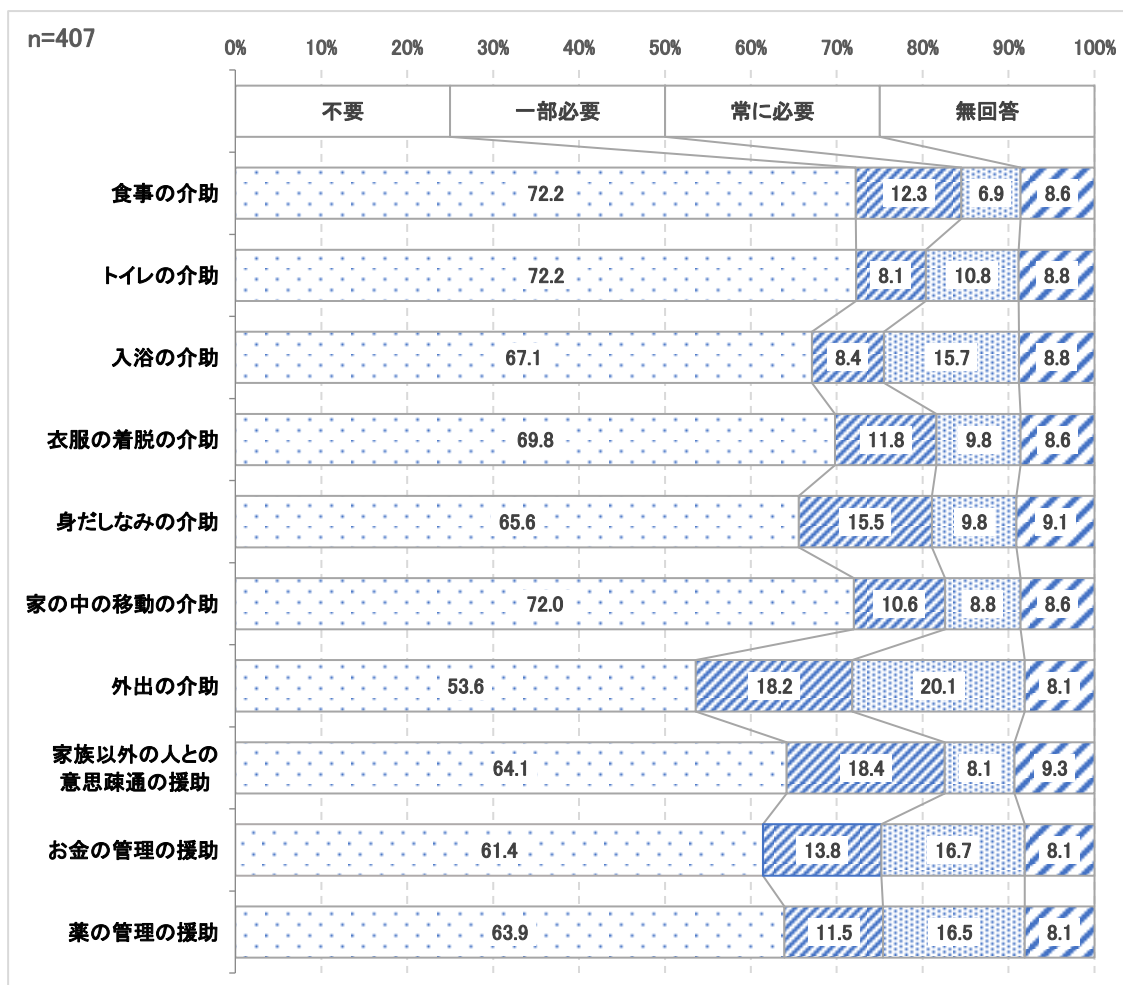
症状を引き起こした原因は、「脳卒中」が35.7%、次いで「脳外傷」(21.4%)となっています。



③ 支援や支援者について

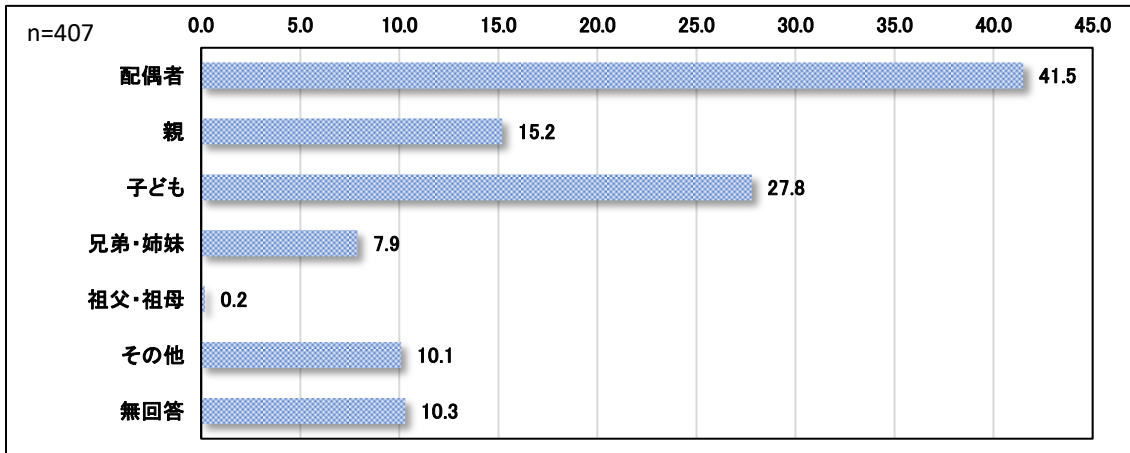
ア 支援の必要性

支援の必要性については、各設問項目共に不要との回答が多くなっていますが、「外出の介助」は「一部必要」「常に必要」を合わせると38.3%と最も高く、次いで「お金の管理の援助」(30.5%)、「薬の管理の援助」(28.0%)となっています。



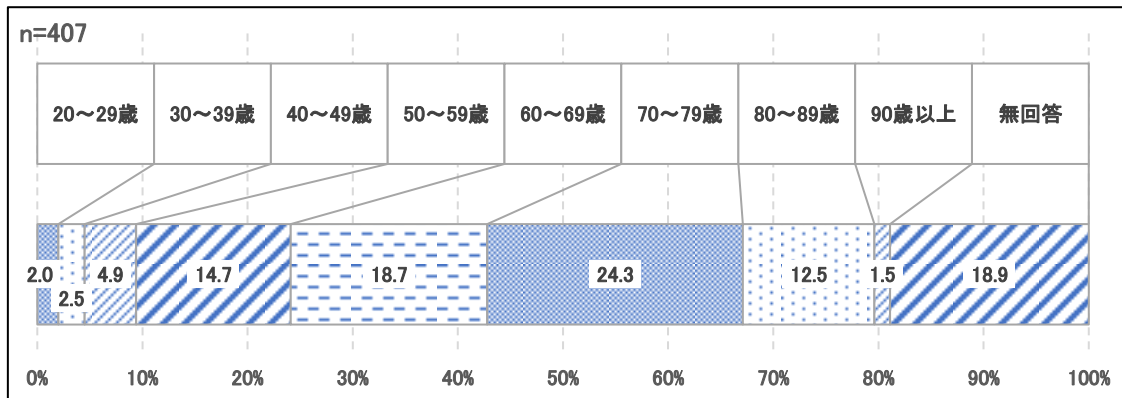
イ 支援してくれる人

支援してくれる人は、「配偶者」が41.5%と最も高く、次いで「子ども」(27.8%)となっています。



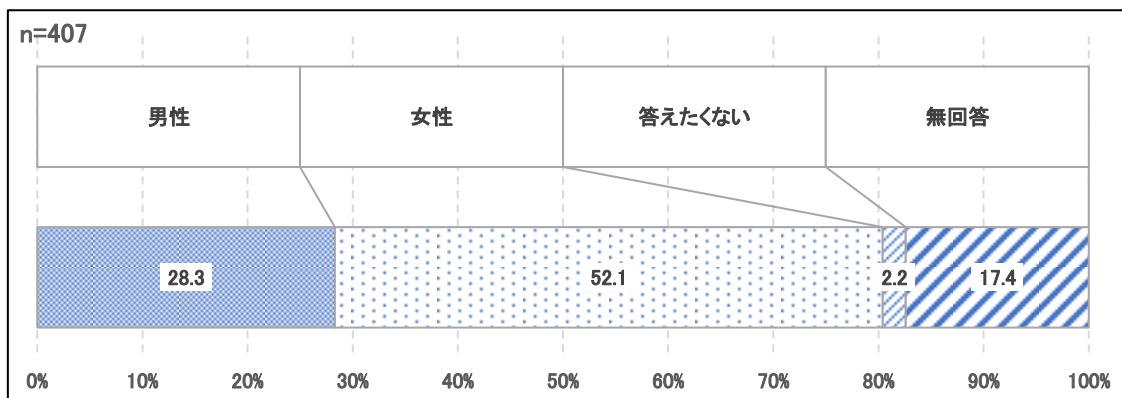
ウ 支援してくれる人の年齢

支援してくれる人の年齢は、「70～74歳」(24.3%)が最も多く、次いで「65歳～69歳」(18.7%)の順で、前期高齢者が支援をする割合が高くなっています。



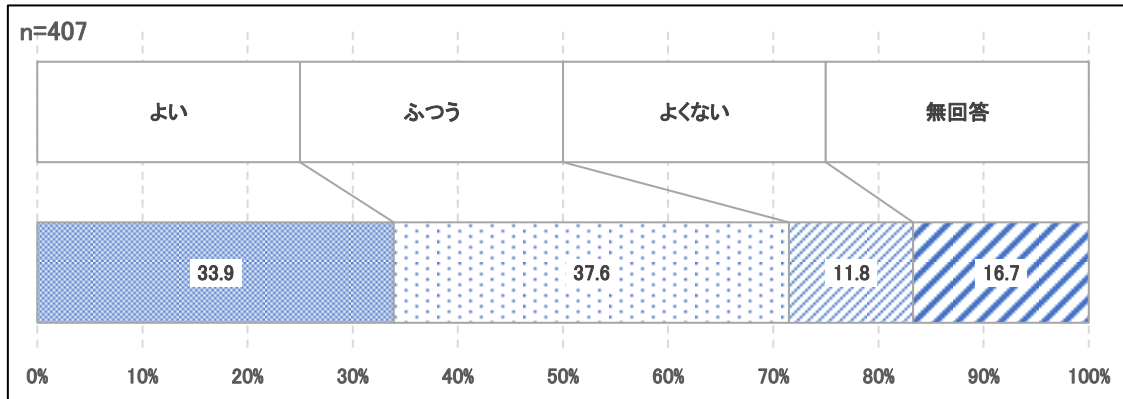
エ 支援してくれる人の性別

支援してくれる人の性別は、「男性」(28.3%)、「女性」(52.1%)となっています。



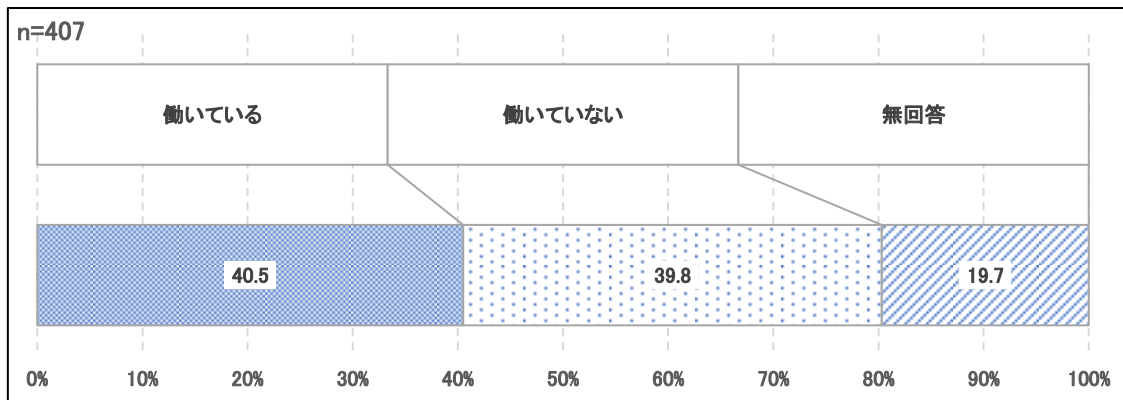
オ 支援してくれる人の健康状態

支援してくれる人の健康状態は、「ふつう」(37.6%)、「よい」(33.9%) の順となっています。



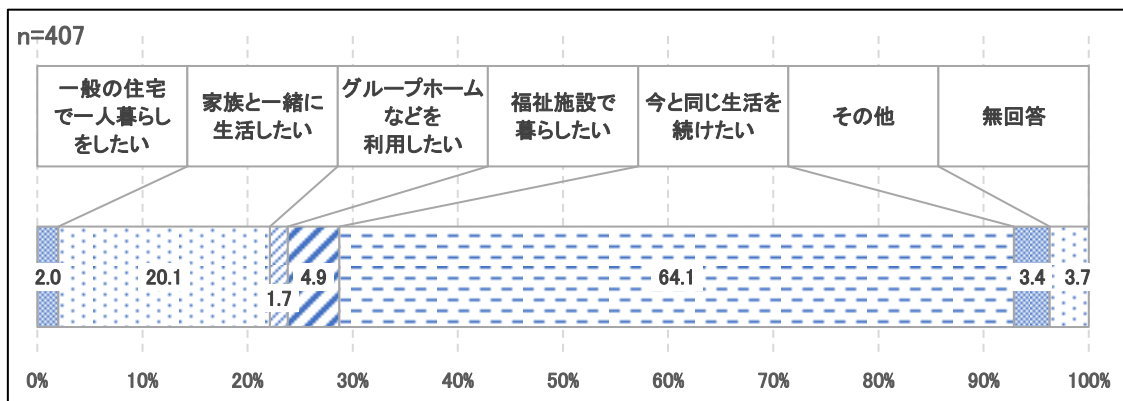
カ 支援してくれる人の就業状況

支援してくれる人の就業状況は、「働いている」(40.5%)、「働いていない」(39.8%) の順となっています。



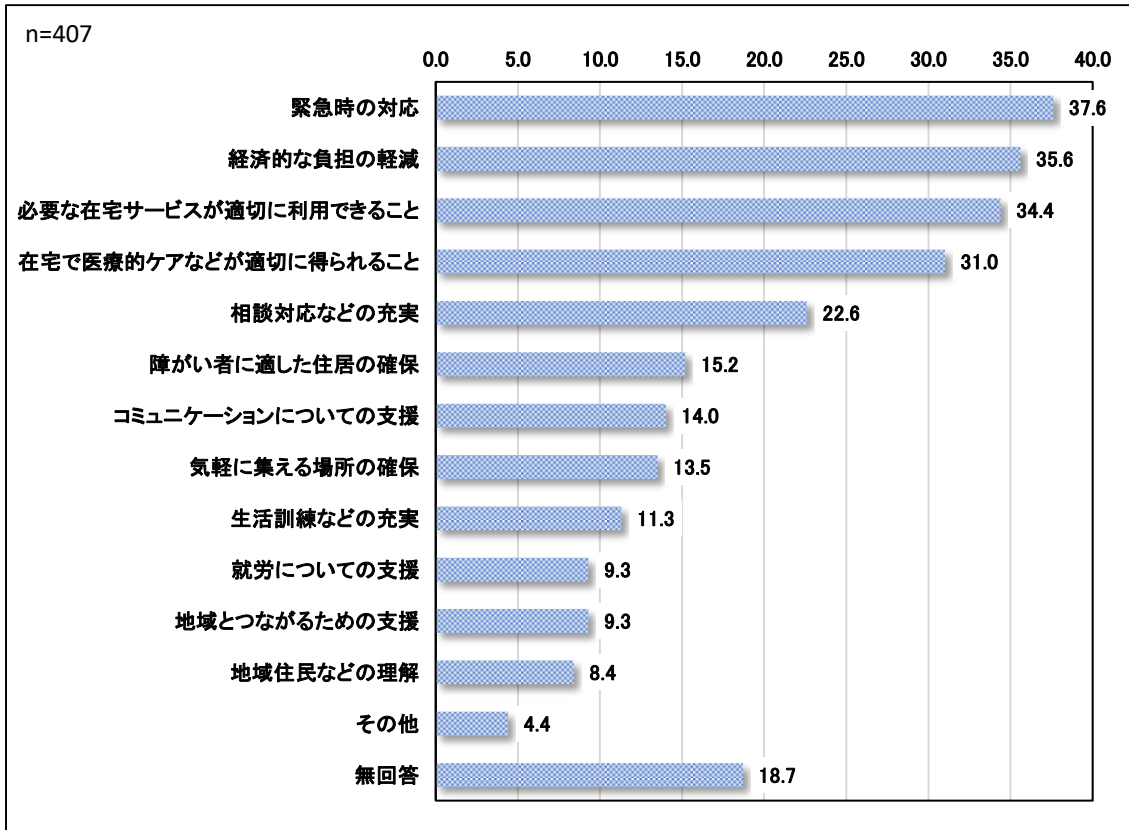
キ 将来の暮らし方 (今後3年以内)

将来の暮らし方 (今後3年以内) は、「今と同じ生活続けたい」が64.1%、次いで「家族と一緒に生活したい」(20.1%) となっています。



ク 希望する暮らしを送るための支援

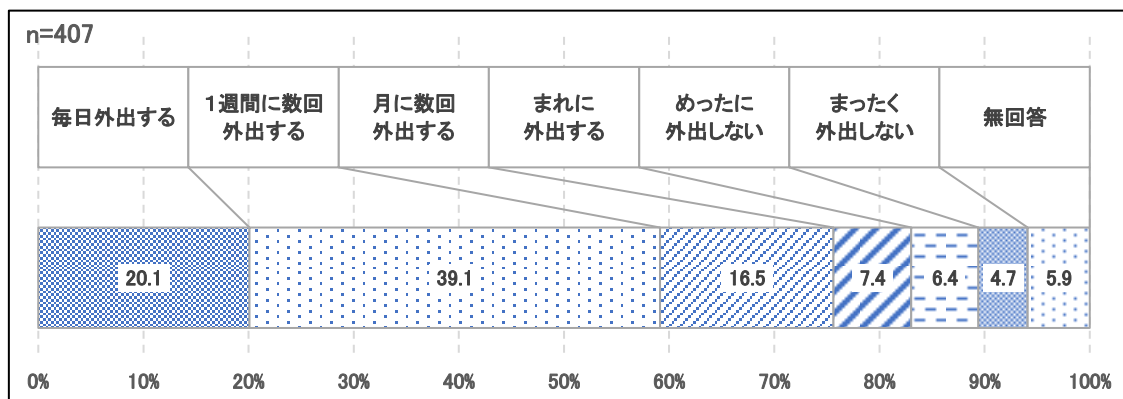
希望する暮らしを送るための支援は、「緊急時の対応」(37.6%)が最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」(35.6%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(34.4%)をあげる回答が多くなっています。



④ 日中活動や就労について

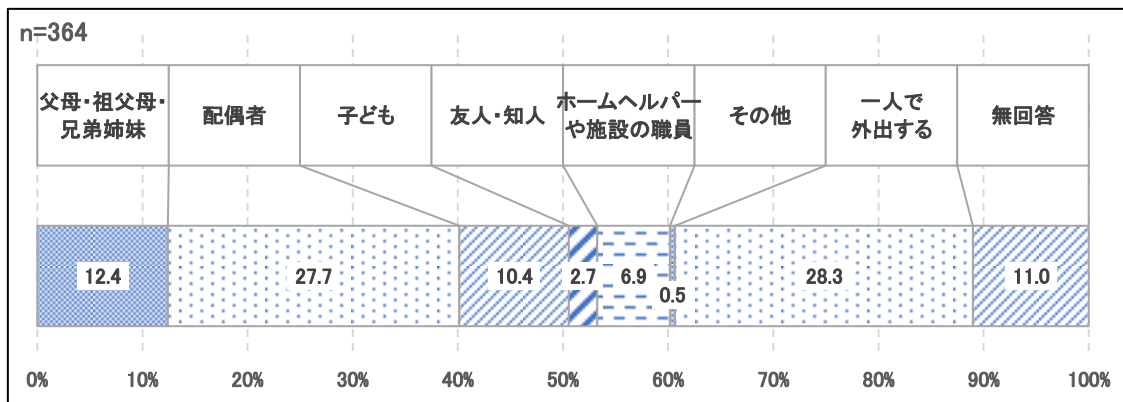
ア 1週間の外出について

1週間の外出については、「1週間に数回」が39.1%と最も多く、次いで「毎日外出する」(20.1%)、「月に数回」(16.5%)となっています。



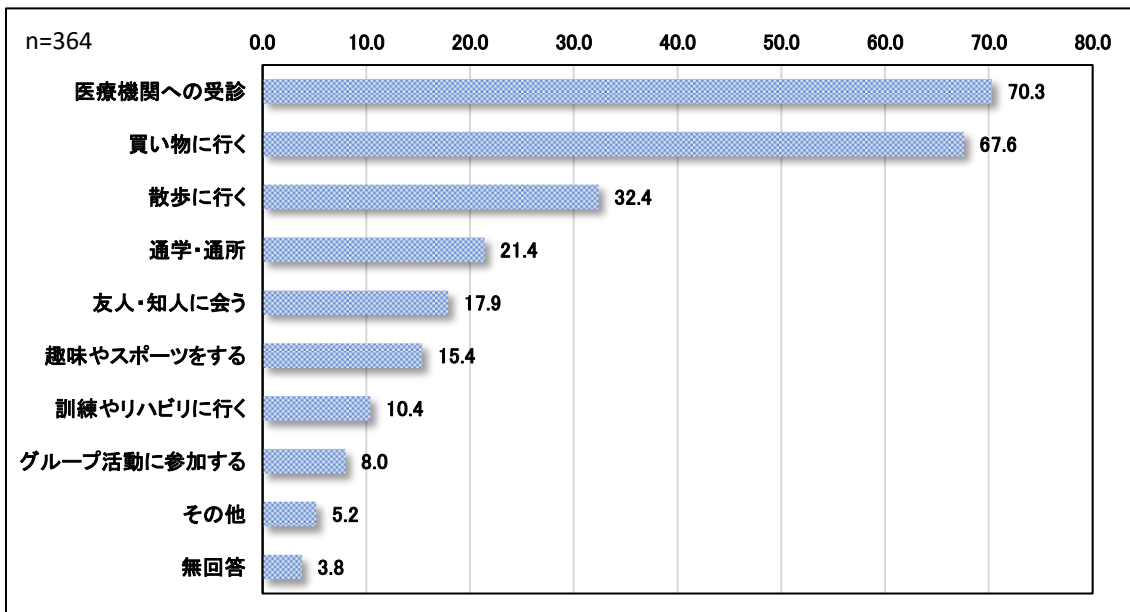
イ 外出する際の同伴者

外出する際の同伴者は、「一人で外出する」が28.3%と最も多く、次いで「配偶者」(27.7%)、「父母・祖父母・兄弟姉妹」(12.4%)となっています。



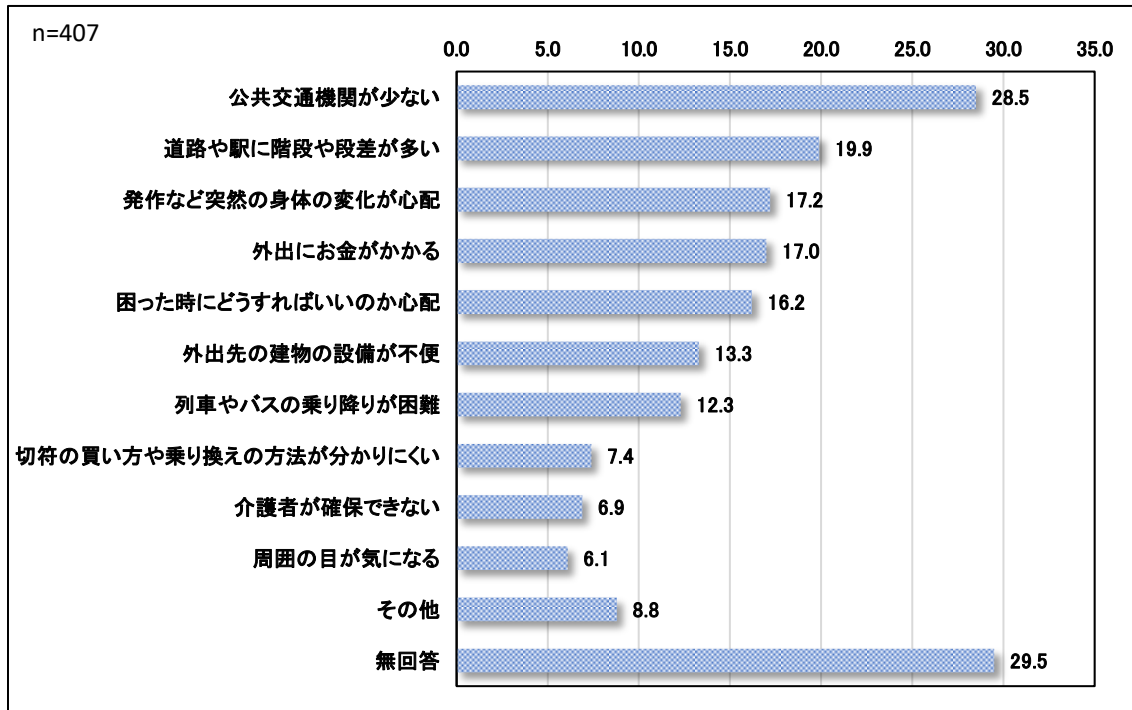
ウ 外出の目的

外出の目的は、「医療機関への受診」が70.3%と最も多く、次いで「買い物に行く」(67.6%)、「散歩に行く」(32.4%)となっています。



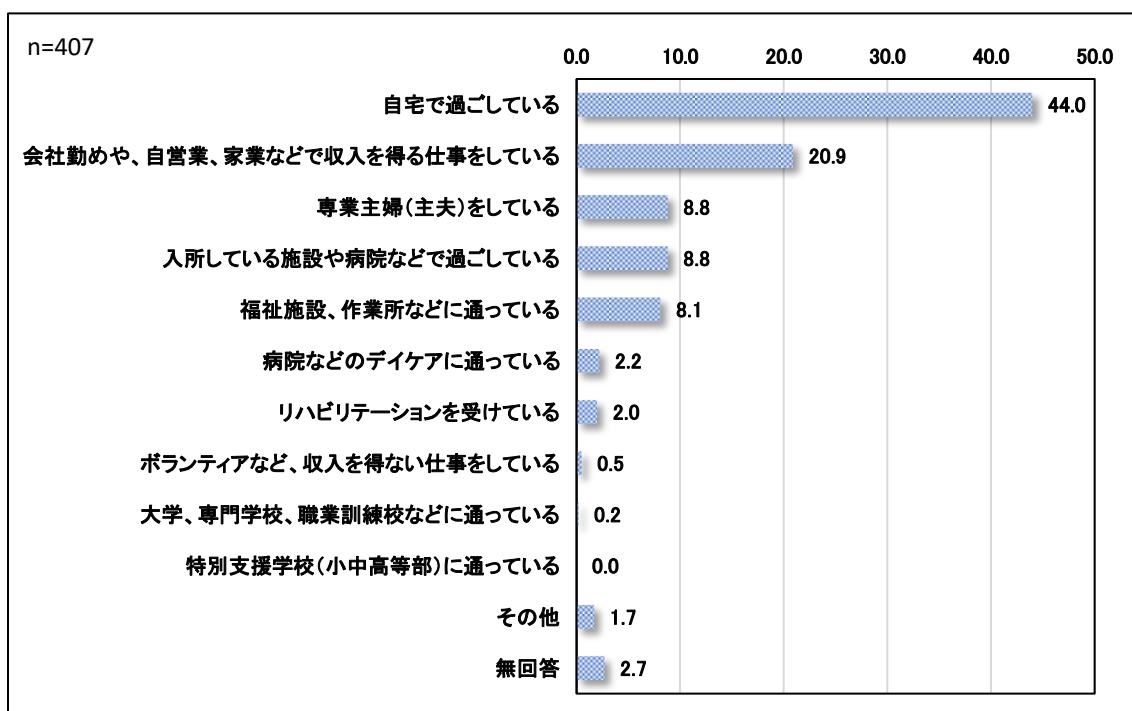
エ 外出で困ること

外出で困ることは、「公共交通機関が少ない」(28.5%)が最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」(19.9%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(17.2%)「外出にお金がかかる」(17.0%)をあげる回答が多くなっています。



オ 日中(平日)の過ごし方

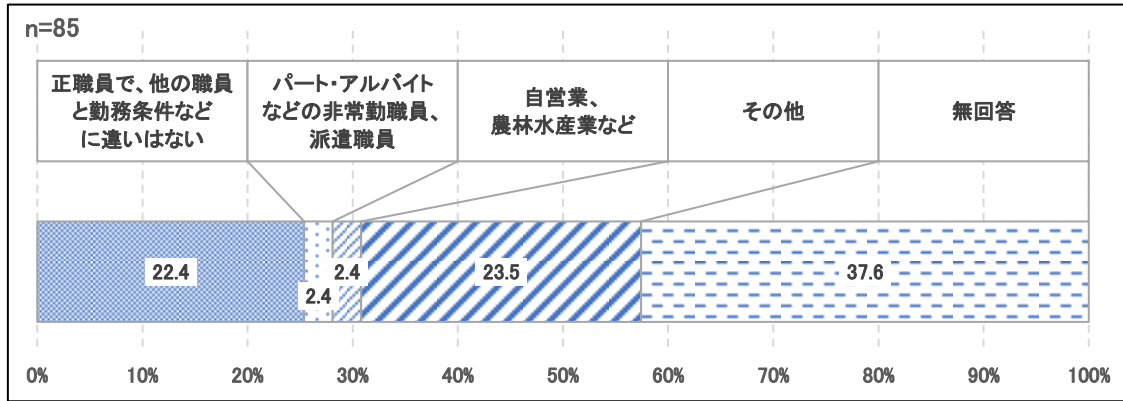
日中(平日)の過ごし方は、「自宅で過ごしている」が44.0%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」(20.9%)となっています。



■ 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている方

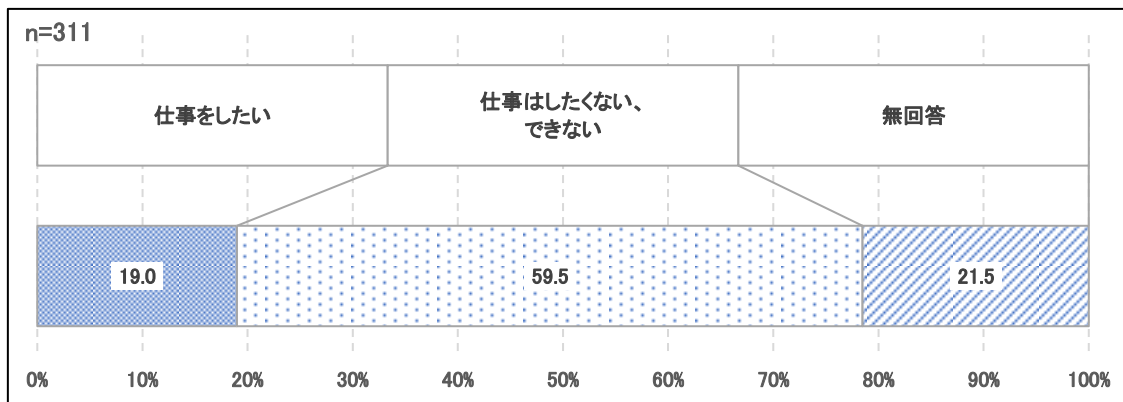
カ 勤務形態

勤務形態は、「自営業、農林水産業など」が23.5%と最も多く、次いで「正職員で、他の職員と勤務条件などに違いはない」(22.4%)となっています。



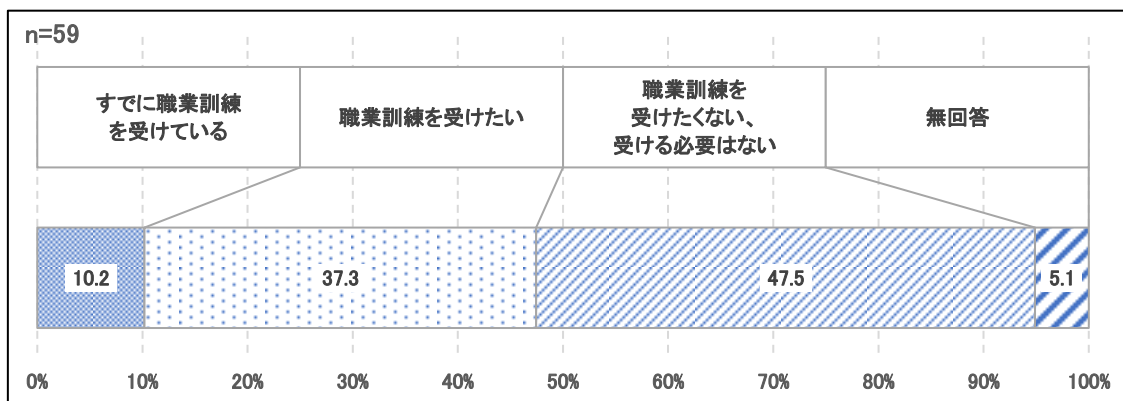
キ 就労希望

就労希望は、「仕事をしたい」(19.0%)、「仕事はしたくない、できない」(59.5%)となっています。



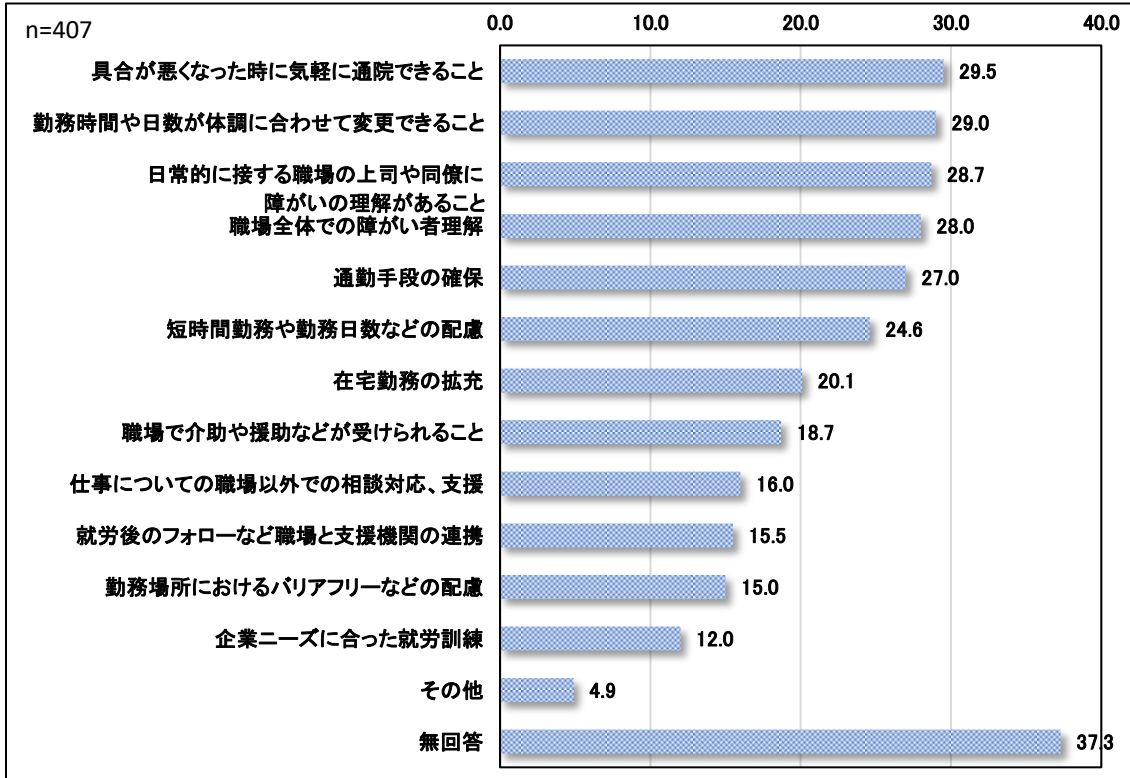
ク 職業訓練の希望

職業訓練の希望は、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が47.5%に対して「職業訓練を受けたい」は37.3%となっています。



ケ 障がい者の就労支援について

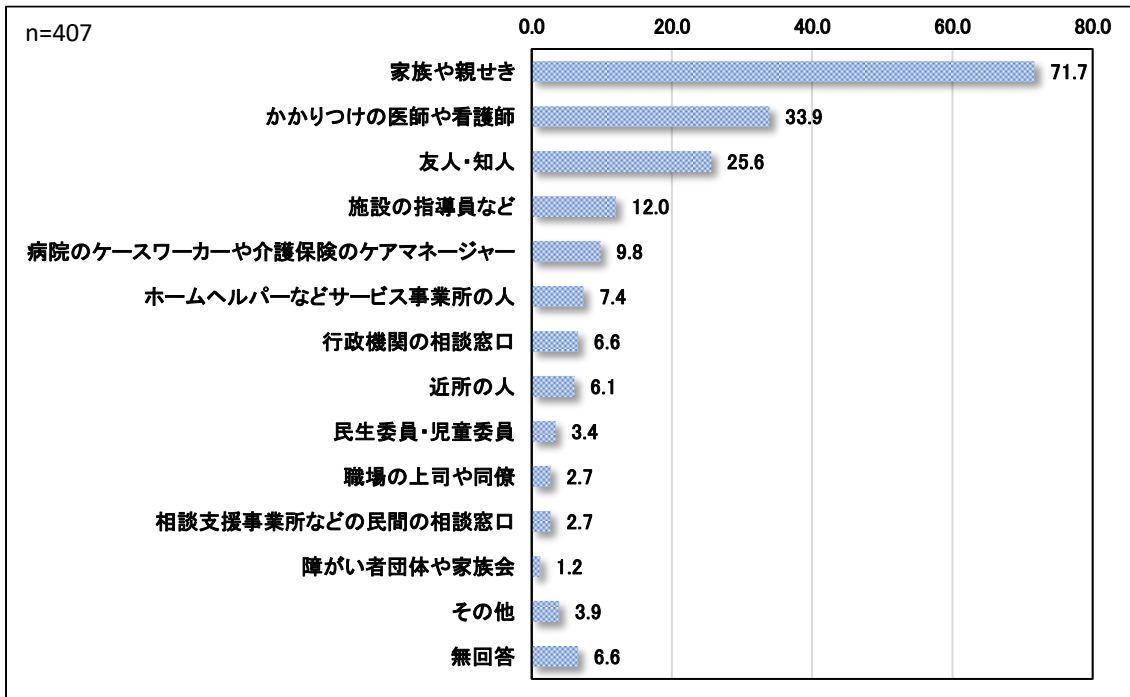
障がい者の就労支援については、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(29.5%)が最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(29.0%)、「日常的に接する職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(28.7%)の順となっています。



⑤ 相談や情報について

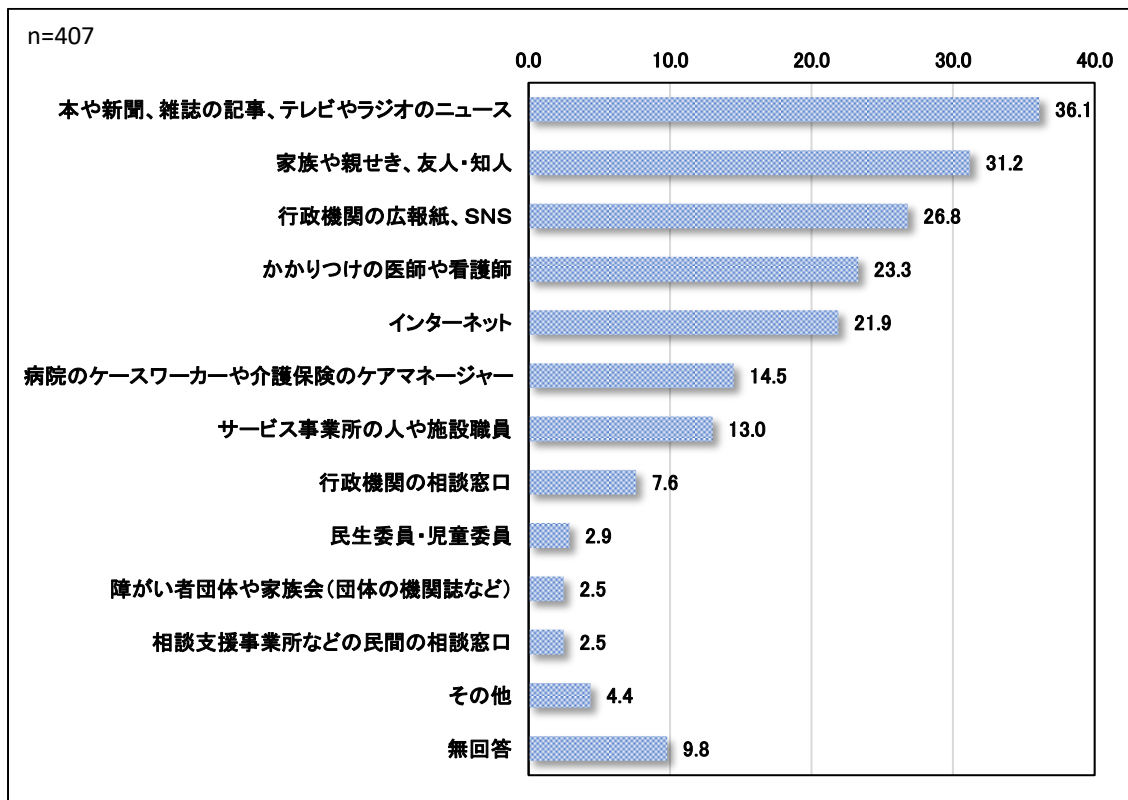
ア 相談相手

相談相手については、「家族や親せき」が71.7%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」(33.9%)、「友人・知人」(25.6%)の順となっています。



イ 情報の入手先

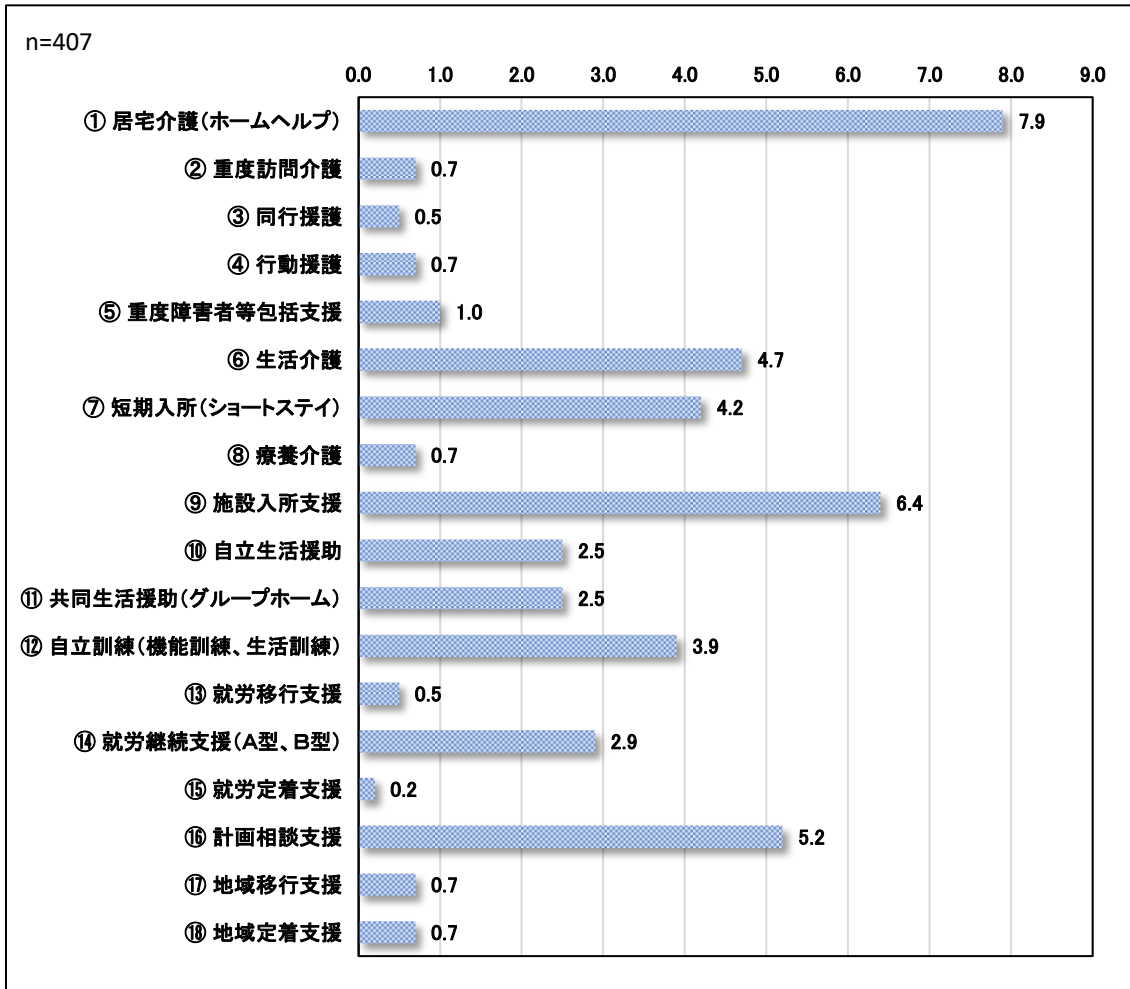
情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(36.1%)が最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」(31.2%)、「行政機関の広報紙、SNS」(26.8%)の順となっています。



⑥ 障がい福祉サービスについて

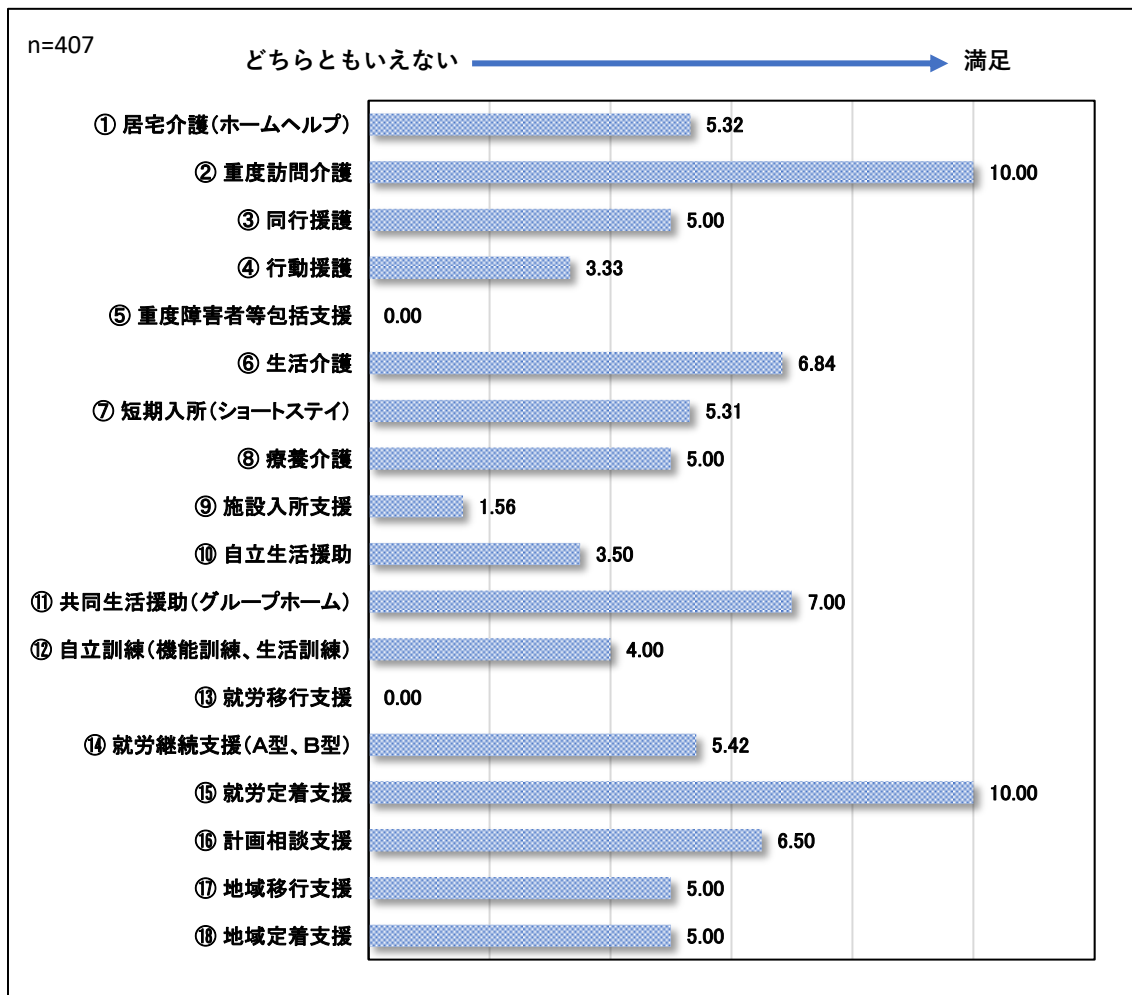
ア 利用している障がい福祉サービス

利用している障がい福祉サービスは、「①居宅介護（ホームヘルプ）」（7.9%）が最も多く、次いで「⑨施設入所支援」（6.4%）、「⑩計画相談支援」（5.2%）の順となっています。



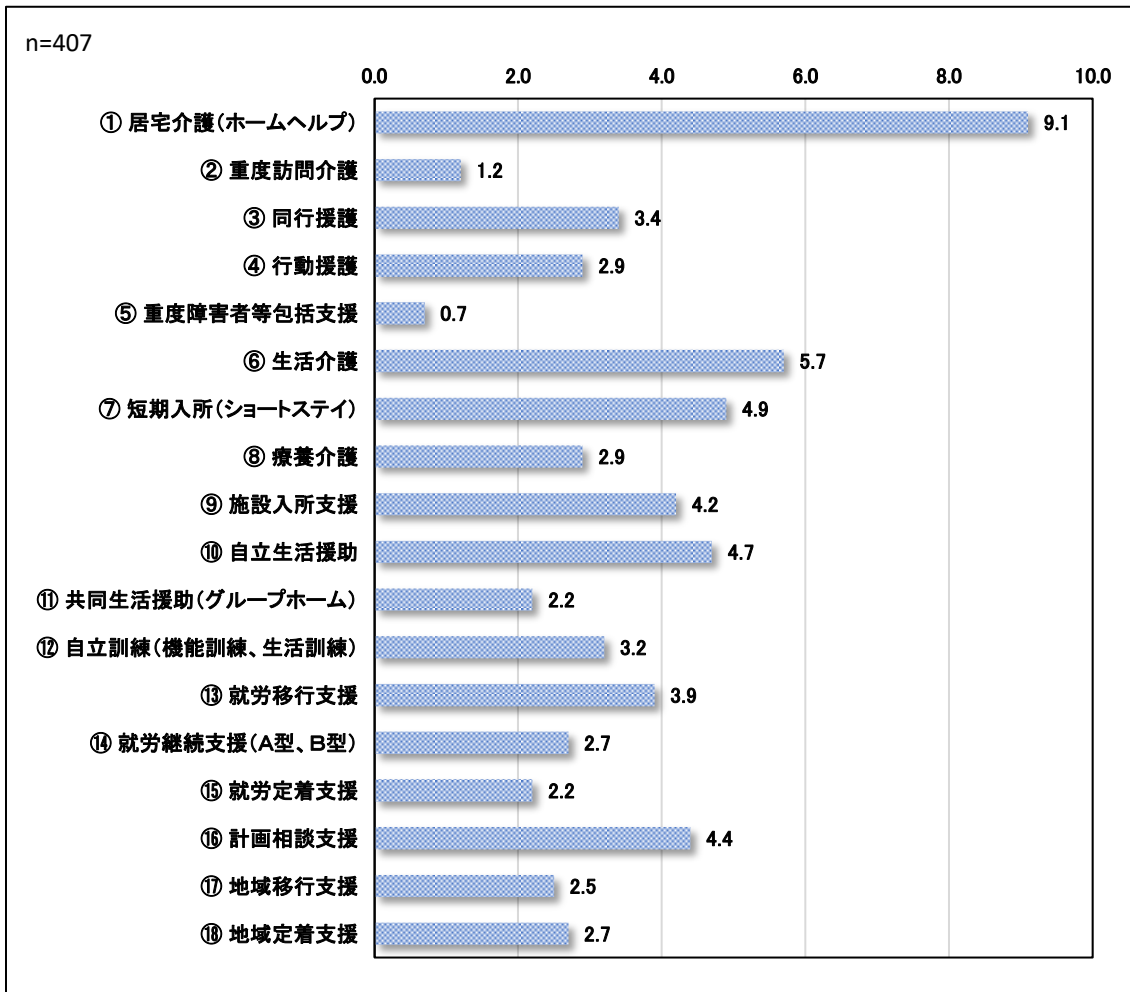
イ 障がい福祉サービスの満足度

障がい福祉サービスの満足度は、「② 重度訪問介護」「⑮ 就労定着支援」が満足度10で高い項目となっています。



ウ 利用したい障がい福祉サービス

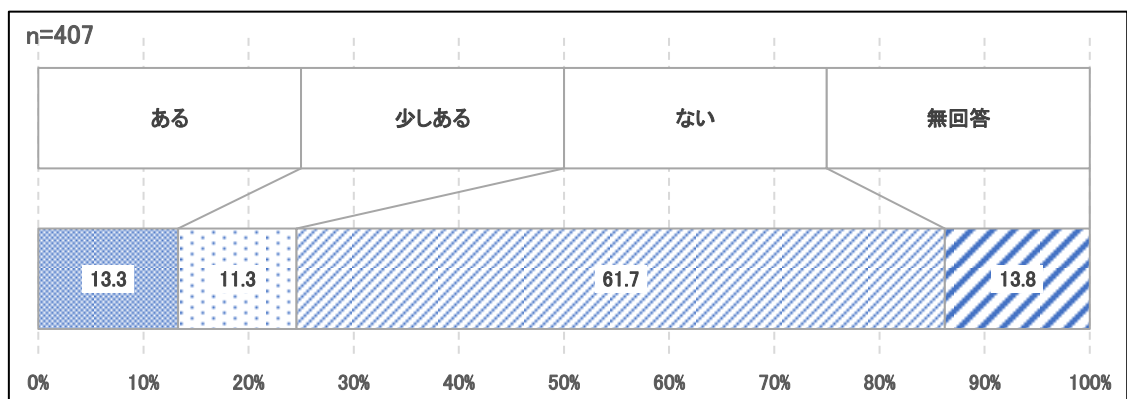
利用したい障がい福祉サービスは、「①居宅介護（ホームヘルプ）」（9.1%）が最も多く、次いで「⑥生活介護」（5.7%）、「⑦短期入所（ショートステイ）」（4.9%）の順となっています。



⑦ 権利擁護について

ア 差別などの有無

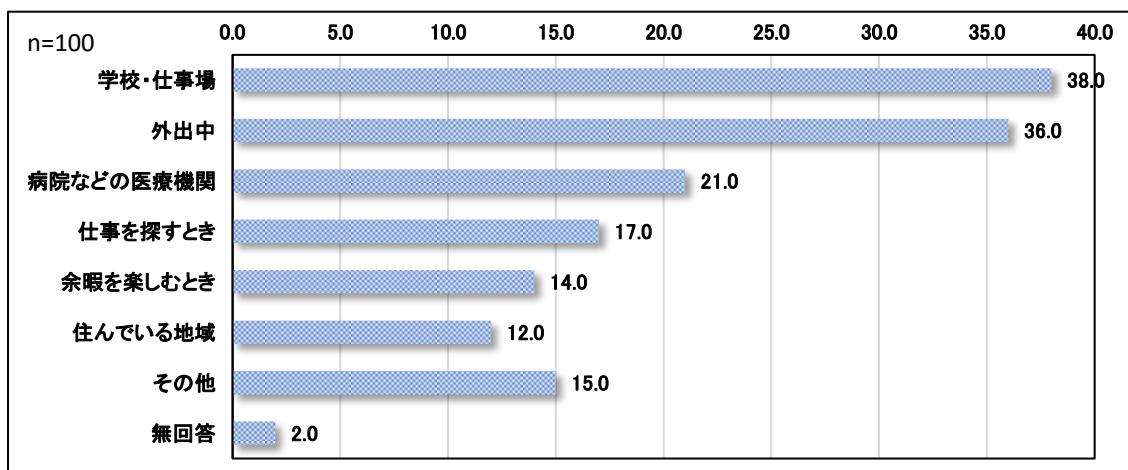
差別などの有無は、「ない」が61.7%ですが、「ある」「少しある」を合わせると24.6%となっています。



■ 「ある」「少しある」と回答した方

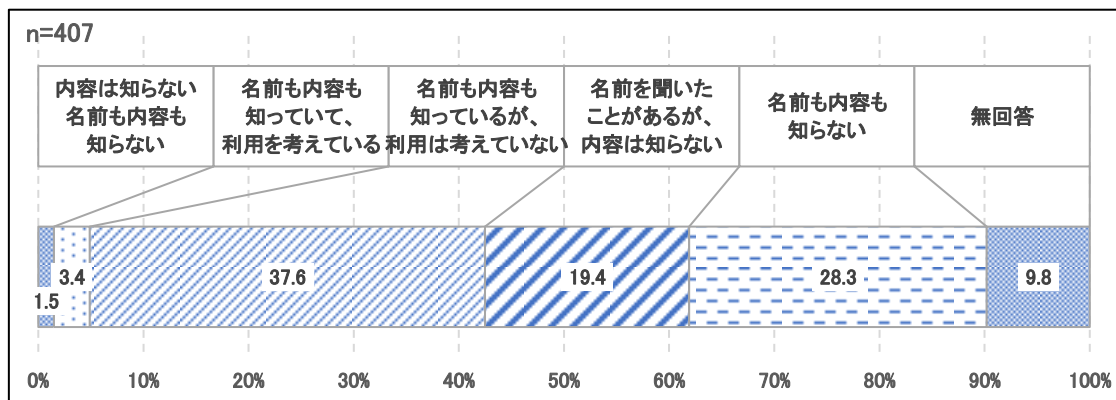
イ 差別などのあった場所

差別などのあった場所は、「学校・仕事場」が38.0%と最も多く、次いで「外出中」(36.0%)、「病院などの医療機関」(21.0%)となっています。



ウ 成年後見制度の認知

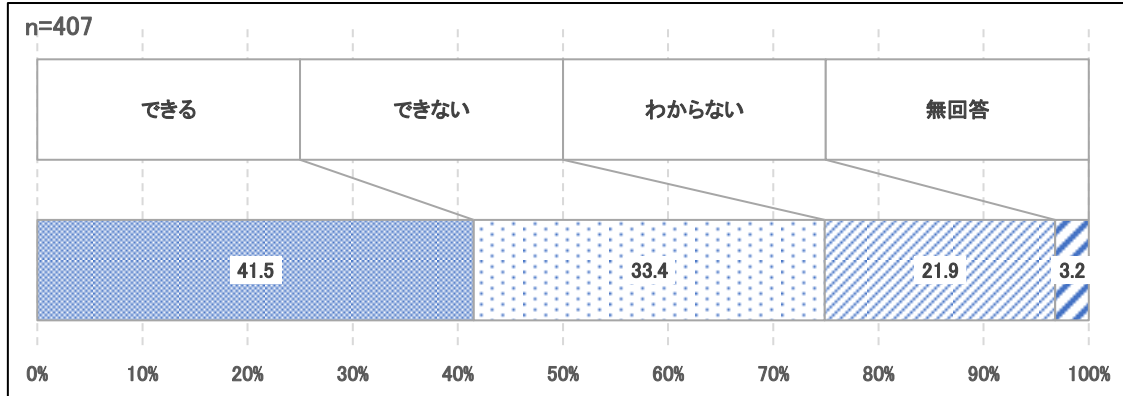
成年後見制度の認知は、「名前も内容も知っているが、利用は考えていない」(37.6%)が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(28.3%)の順となっています。



⑧ 災害時の避難について

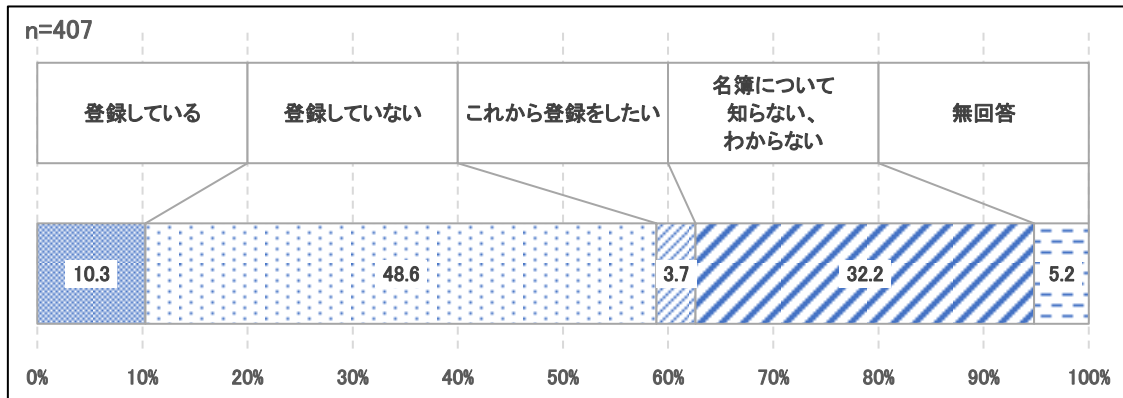
ア 災害時に一人で避難

災害時に一人での避難は、「できる」(41.5%)、「できない」(33.4%)となっています。



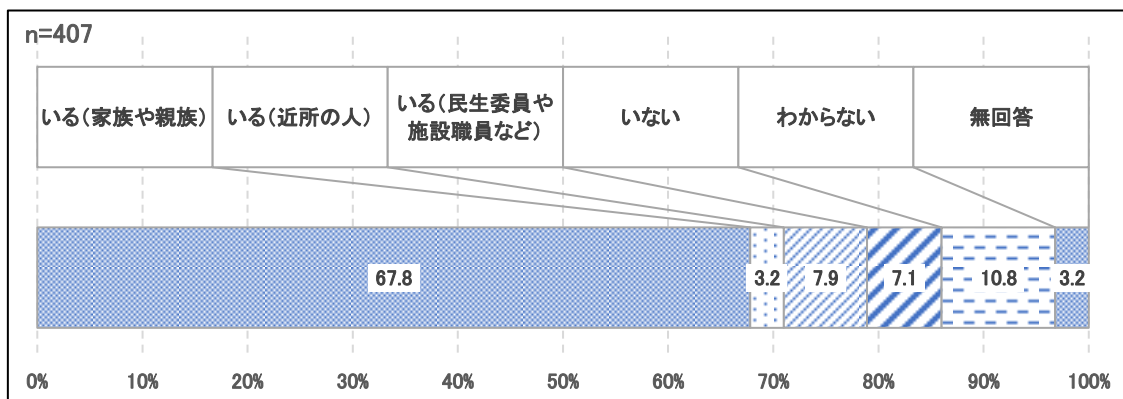
イ 要支援者名簿への登録

要支援者名簿への登録は、「登録していない」が48.6%と最も多く、次いで「名簿について知らない、わからない」(32.2%)となっています。



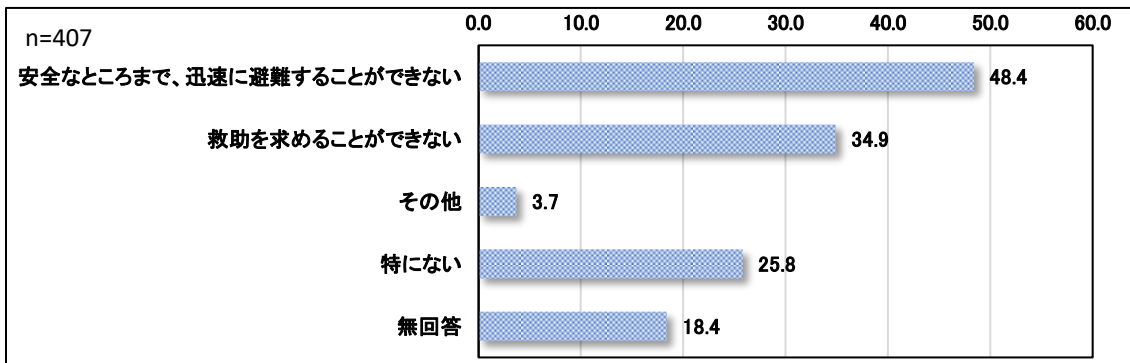
ウ 緊急時に助けてくれる人の有無

緊急時に助けてくれる人の有無は、およそ7割の回答者が「いる(家族や親族)」と答えています。



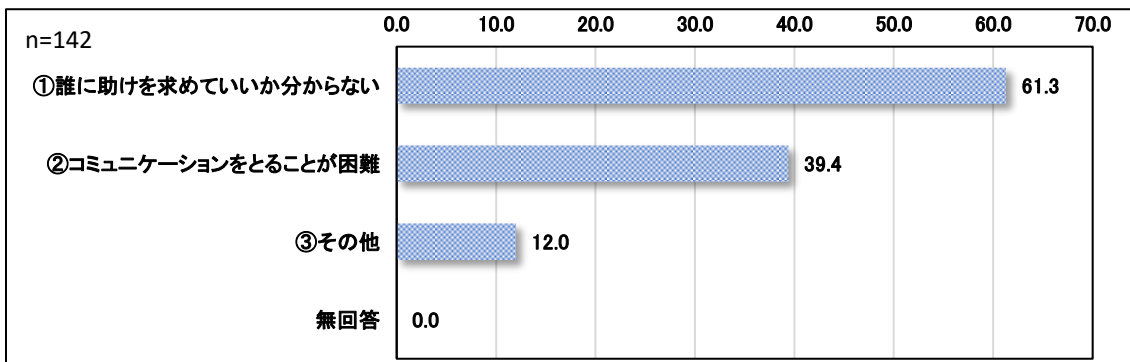
エ 避難時に心配なこと

避難時に心配なことは、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(48.4%)、「救助を求めることができない」(34.9%)となっています



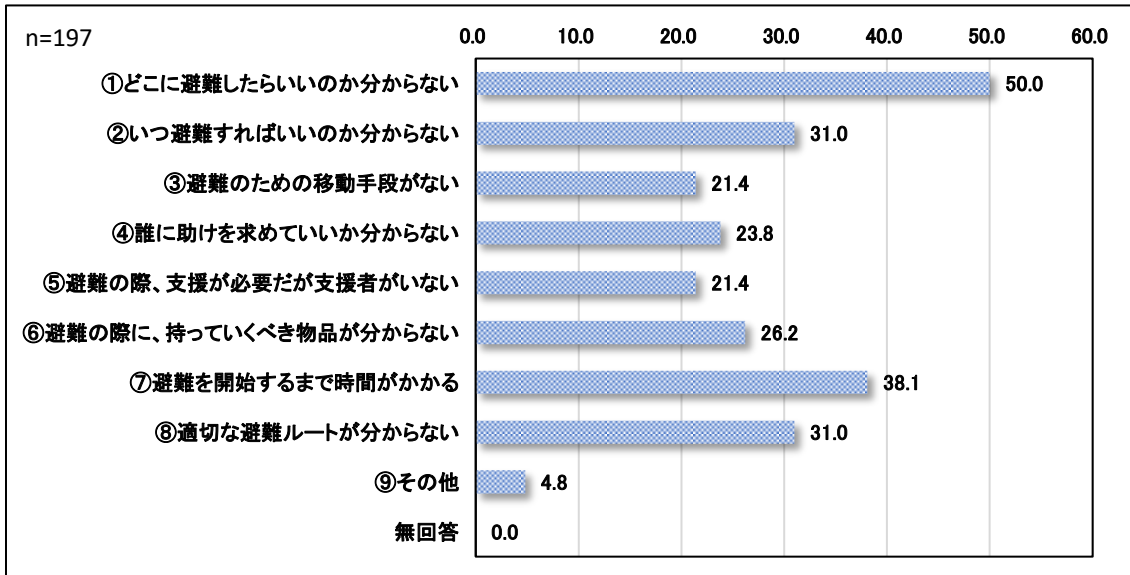
オ 救助を求めることができない理由

救助を求めることができない理由は、「①誰に助けを求めていいかわからない」(61.3%)、「②コミュニケーションをとることが困難」(39.4%)となっています。



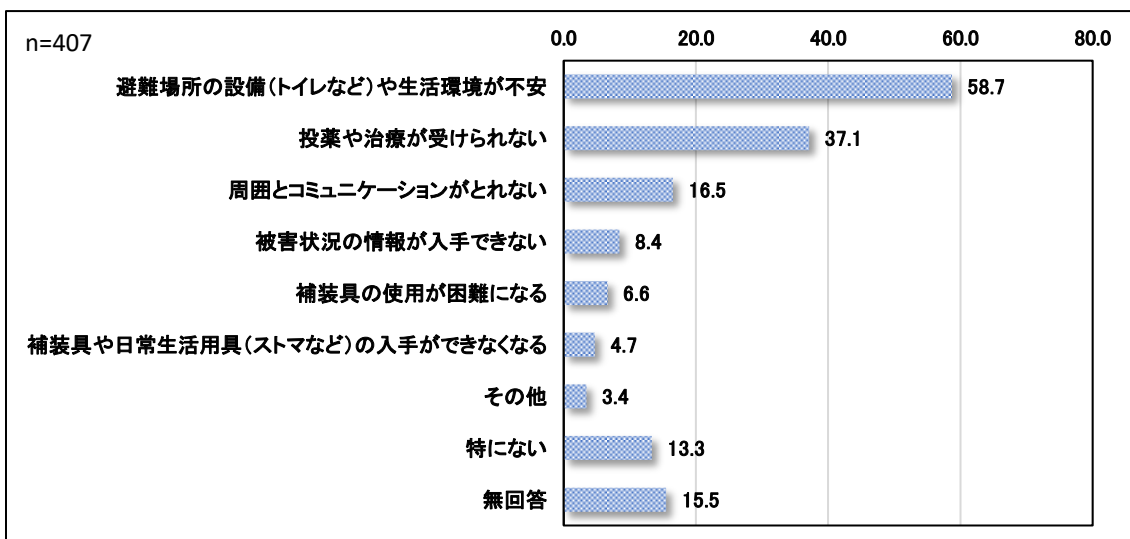
カ 安全なところまで、迅速に避難することができない理由

安全なところまで、迅速に避難することができない理由は、「①どこに避難したらいいのかわからない」(50.0%)が最も多く、次いで「⑦避難を開始するまで時間がかかる」(38.1%)、「②いつ避難すればいいのかわからない」「⑧適切な避難ルートがわからない」(31.0%)の順となっています。



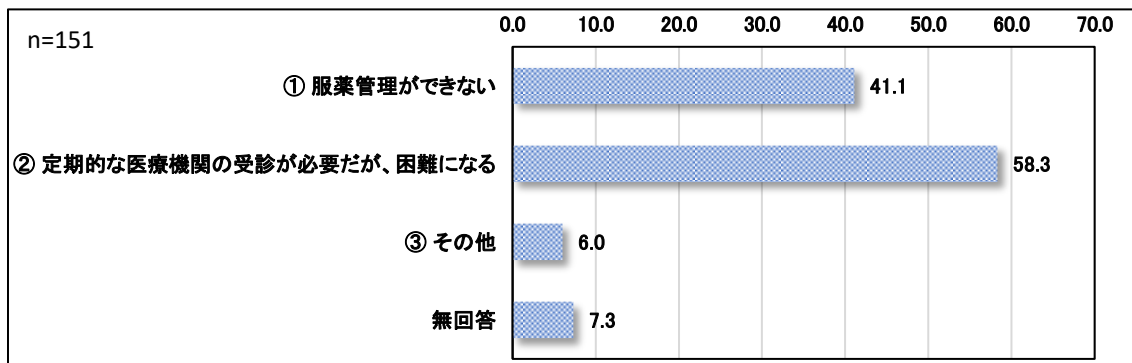
キ 避難所で心配なこと

避難場所で心配なことは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」(58.7%)が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」(37.1%)の順となっています。



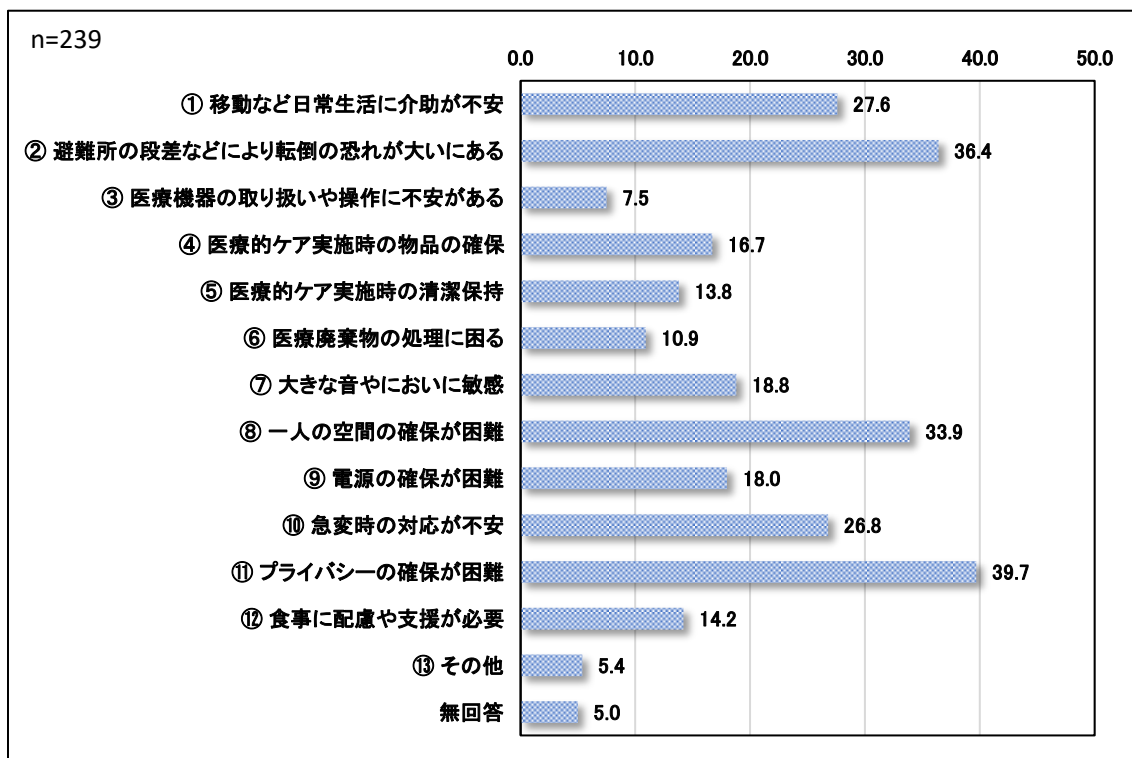
ク 投薬や治療が受けられない理由

投薬や治療が受けられない理由は、「① 服薬管理ができない」(41.1%)、「② 定期的な医療機関の受診が必要だが、困難になる」(58.3%) となっています。



ケ 避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安な理由

避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安な理由は、「⑪プライバシーの確保が困難」(39.7%)が最も多く、次いで「②避難所の段差などにより転倒の恐れが大いにある」(36.4%)、「⑧一人の空間の確保が困難」(33.9%)の順となっています。

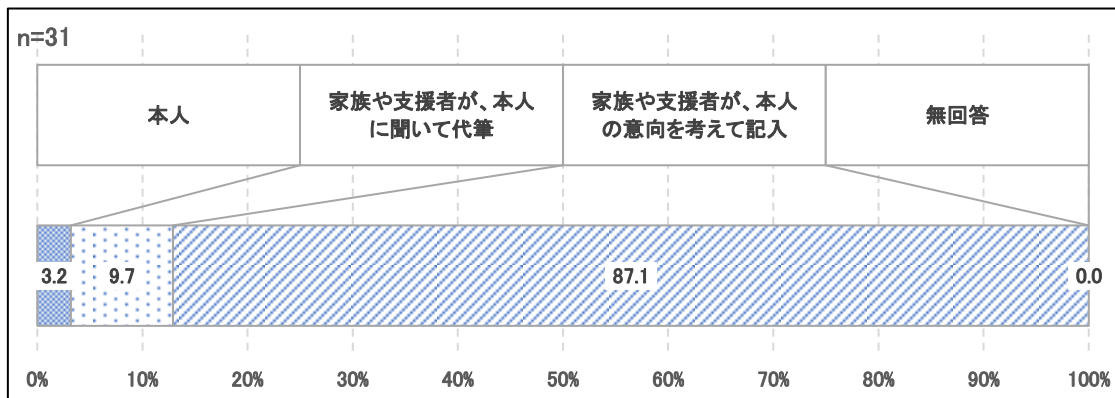


(3) 調査の結果 (児童)

① 回答者の概要

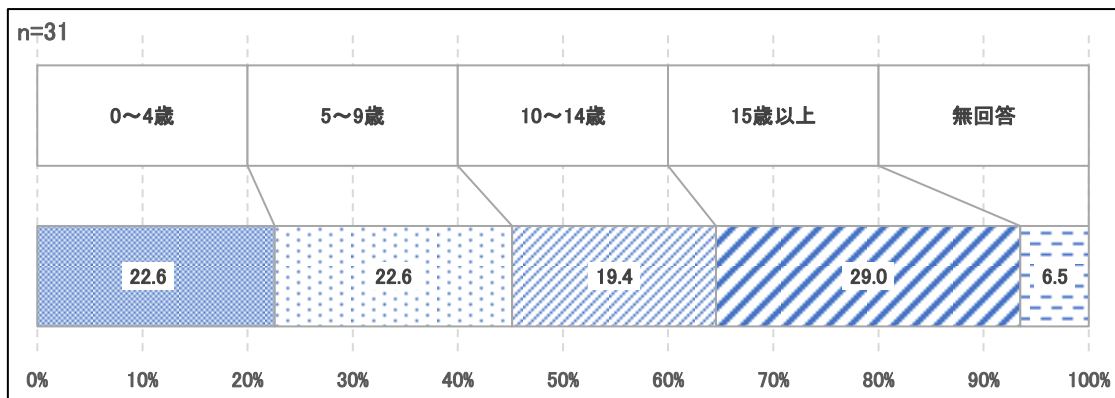
ア 回答者

回答者の87.1%が「家族や支援者が、本人の意向を考えて記入」となっています。



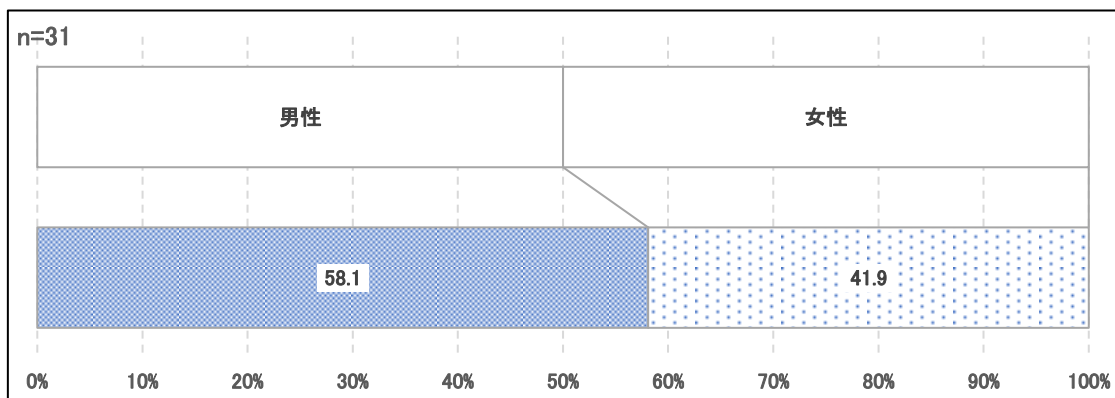
イ 回答者の年齢

回答者の年齢は15歳以上が29.0%と最も多くなっています。



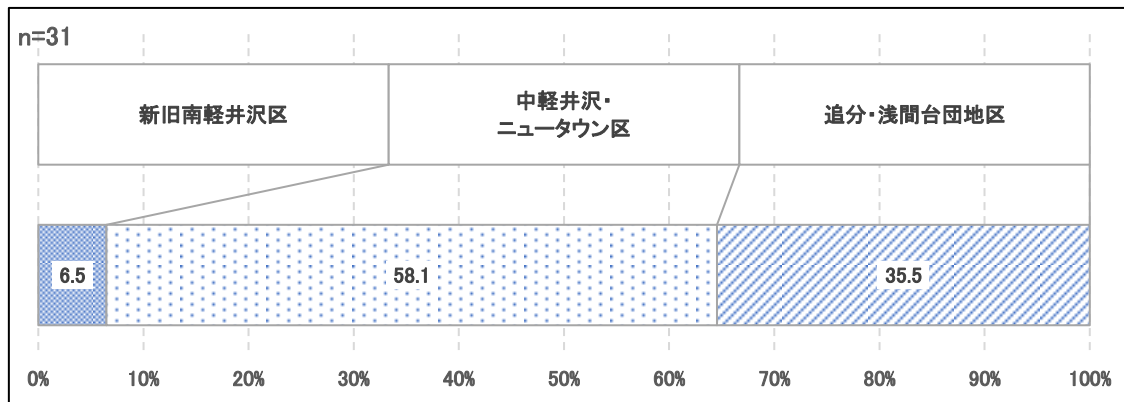
ウ 回答者の性別

回答者の性別比は、「男性」が58.1%、「女性」が41.9%となっています。



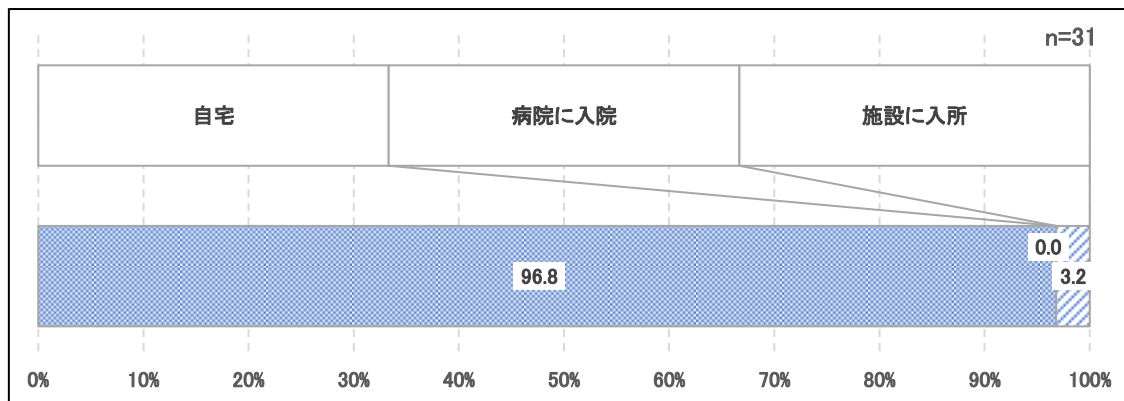
エ 居住地区

居住地区は、「新旧南軽井沢区」(6.5%)、「中軽井沢・ニュータウン区」(58.1%)、「追分・浅間台団地区」(35.5%)となっています。



オ 暮らしている場所

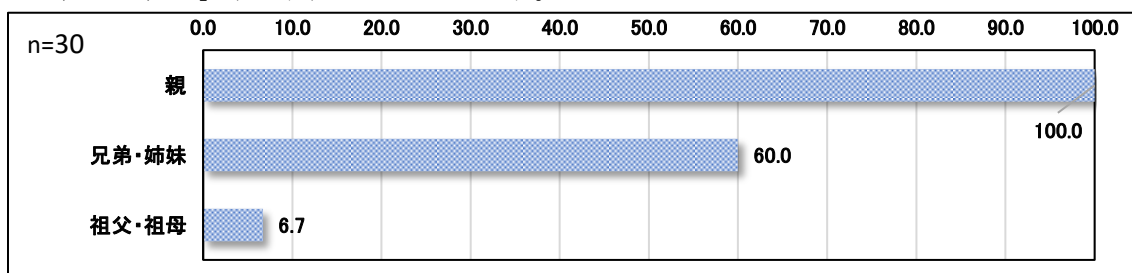
暮らしている場所は、10割近い回答者が「自宅」と答えています。



■ 自宅と答えた方

カ 一緒に暮らしている人

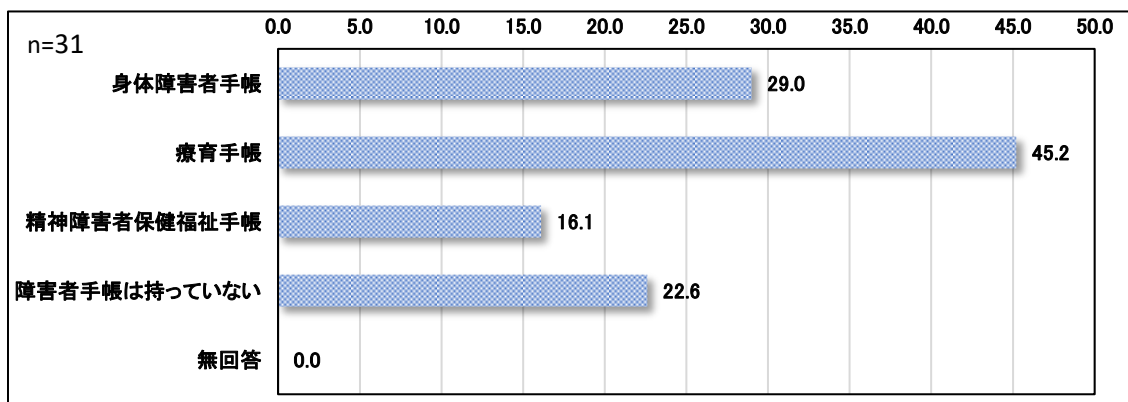
一緒に暮らしている人は、全回答者が「親」と答えており、その他に「兄弟・姉妹」(60.0%)、「祖父・祖母」(6.7%)となっています。



② 障がいについて

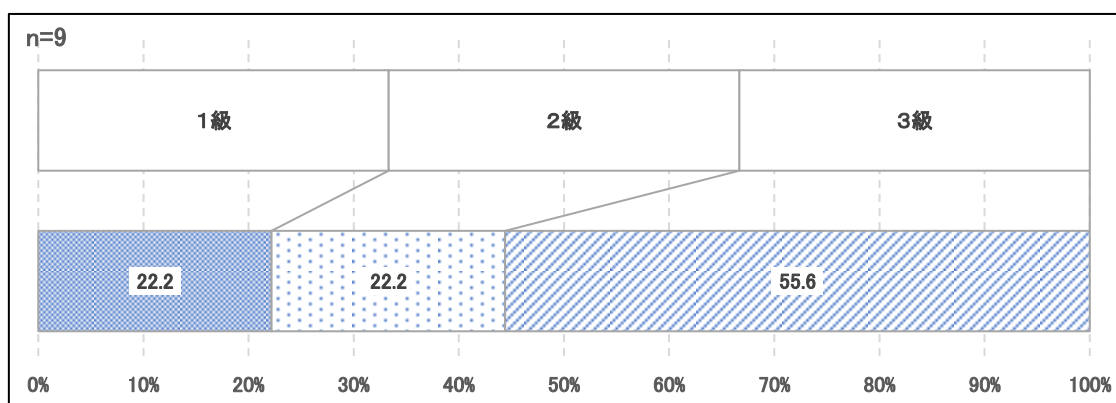
ア 障がい者手帳の種類

障がい者手帳の種類は、「身体障がい者手帳」(29.0%)、「療育手帳」(45.2%)、「精神障がい者保健福祉手帳」(16.1%)となっています。



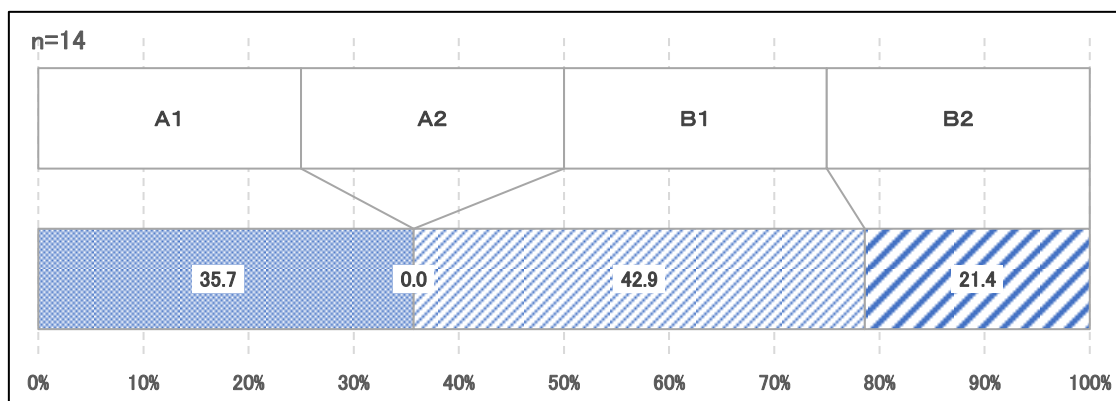
イ 身体障がい者手帳の等級

身体障がい者手帳の等級は、「3級」が55.6%と最も多く、次いで「2級」「3級」(16.3%)となっています。



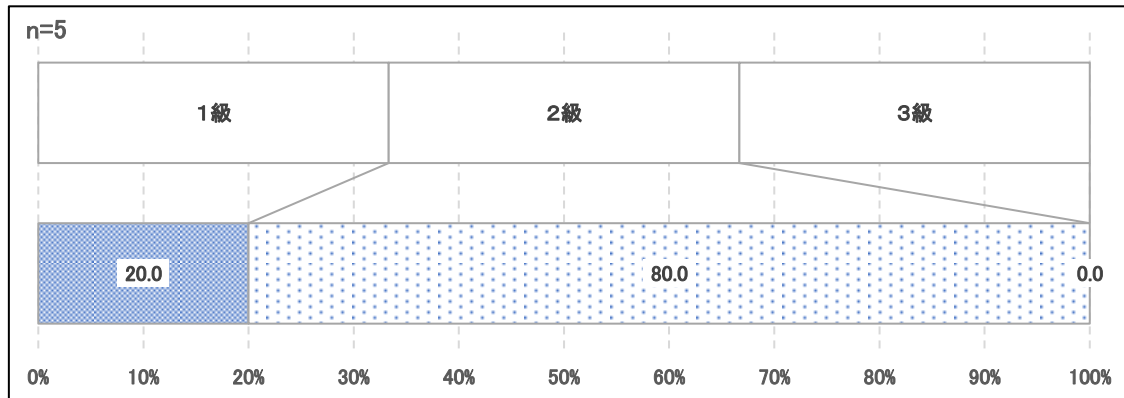
ウ 療育手帳の等級

療育手帳の等級は、「B 1」が42.9%と最も多く、次いで「A 1」(35.7%)、「B 2」(21.4%)となっています。



エ 精神障がい者保健福祉手帳の等級

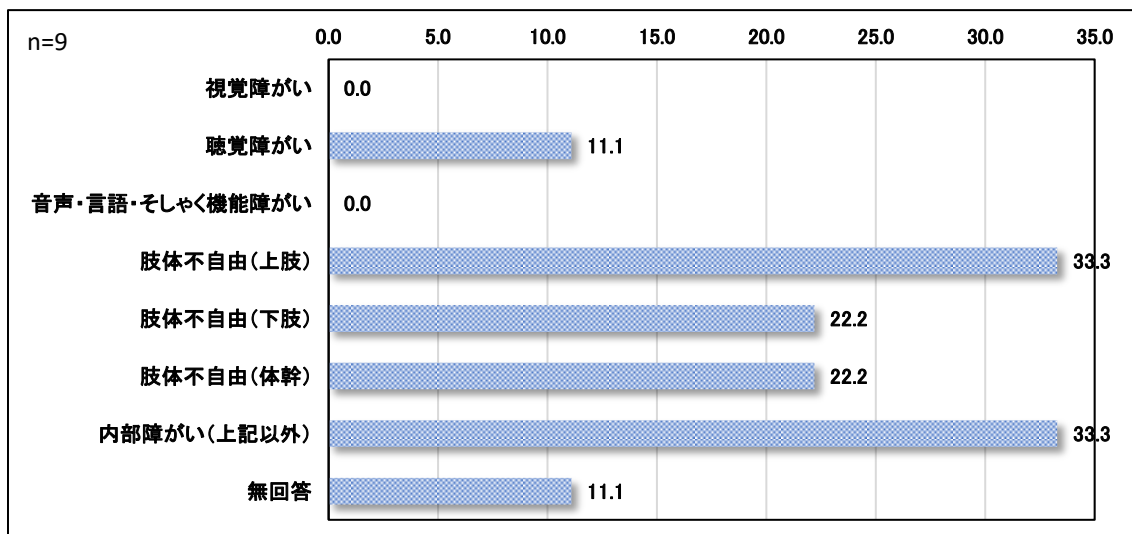
精神障がい者保健福祉手帳の等級は、「1級」(20.2%)、「2級」(80.0%)となっています。



■ 身体障がい者手帳を持っている方

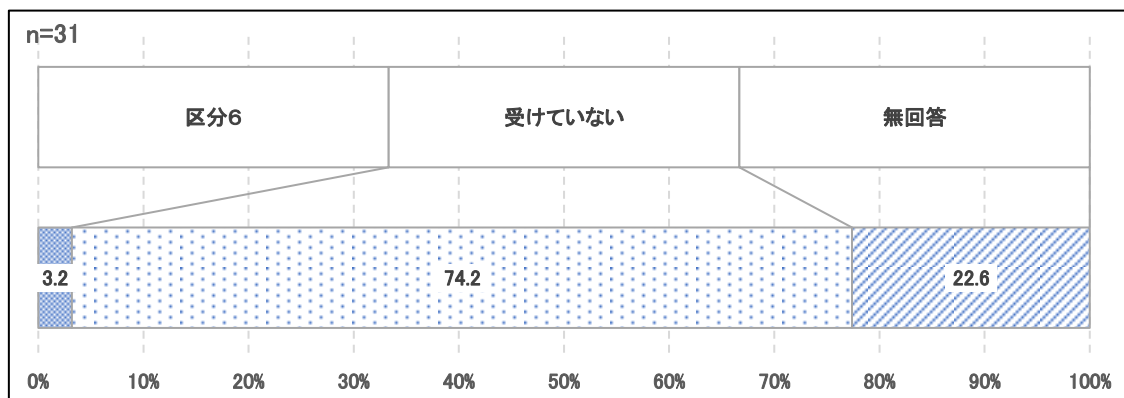
オ 身体障がい者手帳の障がいの種類

身体障がい者手帳の障がいの種類は、「肢体不自由(上肢)」「内部障がい」が33.3%と最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」「肢体不自由(体幹)」(22.2%)となっています。



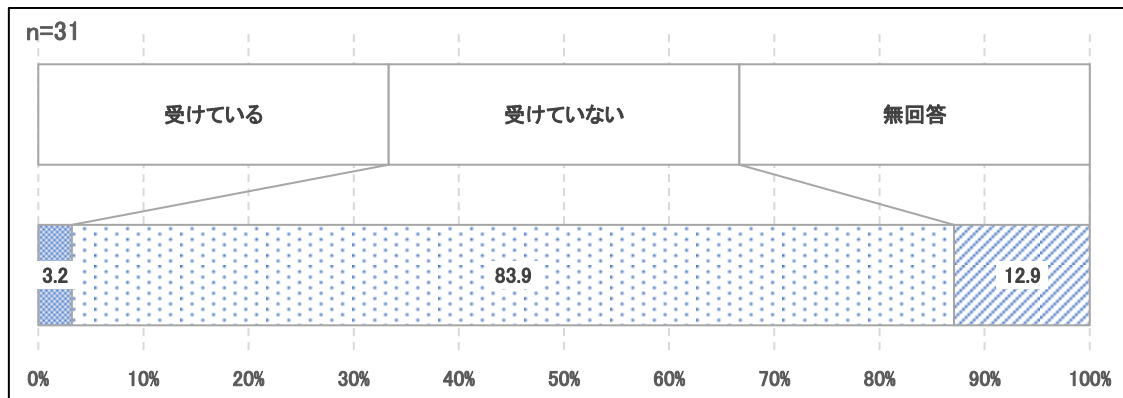
カ 障がい支援区分の認定

障がい支援区分の認定は、約7割以上の回答者が「受けていない」と答えています。



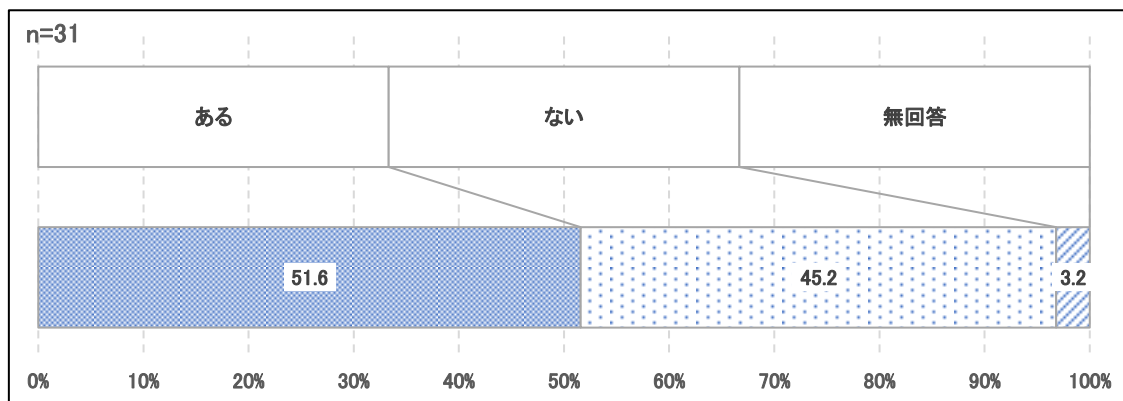
キ 難病（指定難病）の認定

難病（指定難病）の認定は、3.2%の回答者が「受けている」と答えています。



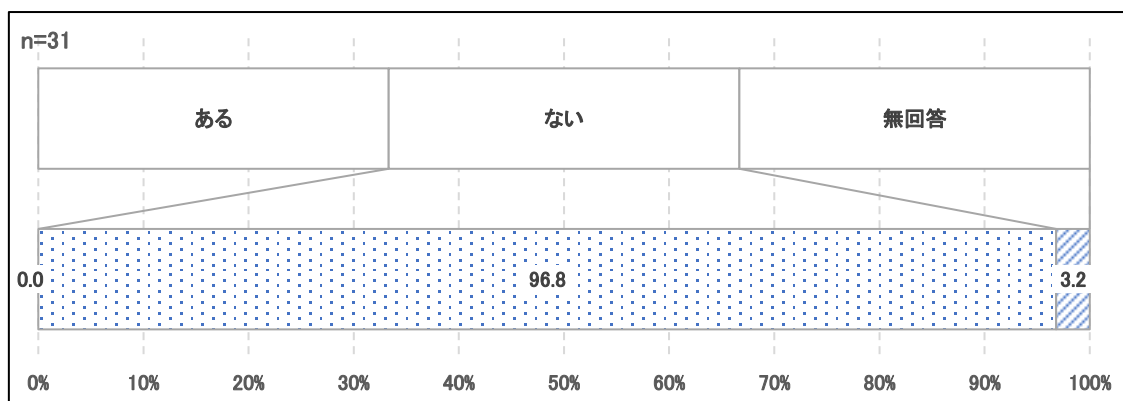
ク 発達障がいとの診断

発達障がいとの診断は、51.6%の回答者が「ある」と答えています。



ケ 高次脳機能障がいとの診断

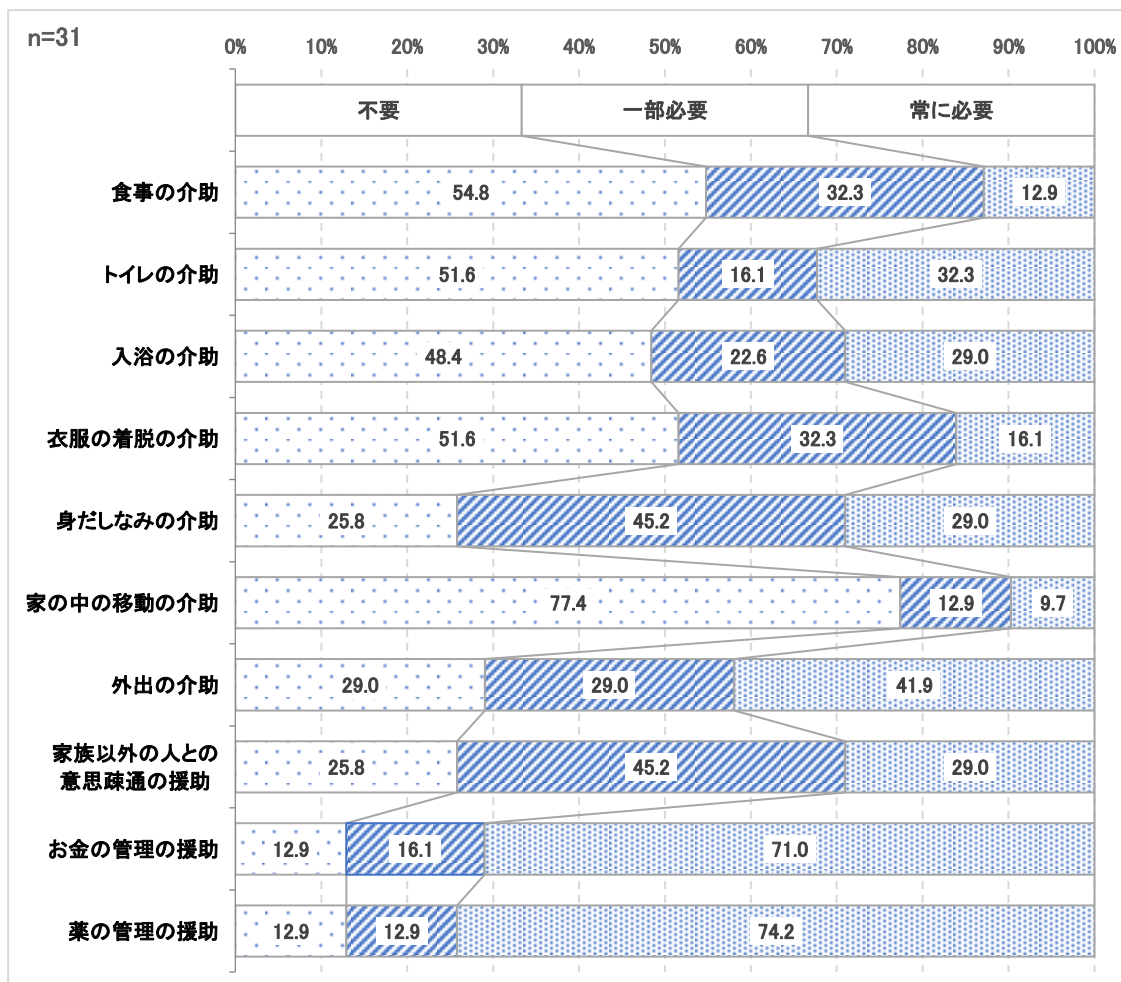
高次脳機能障がいとの診断は、「ある」という回答者はいません。



③ 支援や支援者について

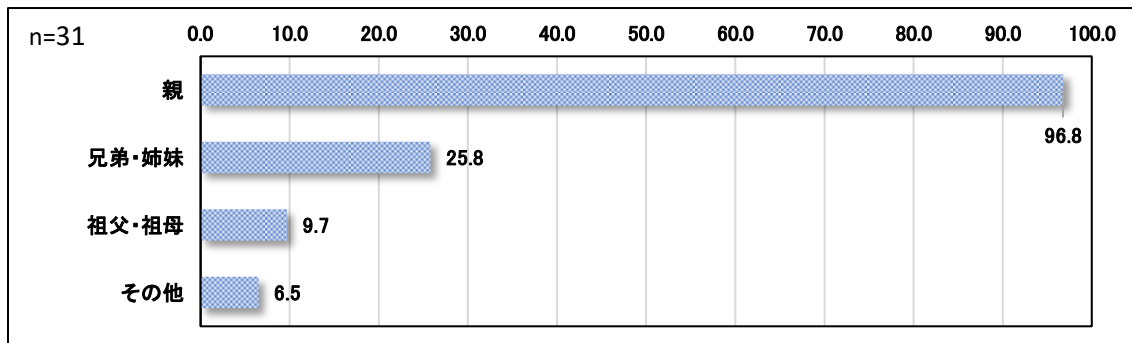
ア 支援の必要性

支援の必要性については、「お金の管理」「薬の管理」は「常に必要」が高く、「身だしなみの介助」「家族以外の人との意思疎通の援助」は「一部必要」が高くなっています。一方、「家の中の移動の介助」は「不要」が最も高くなっています。



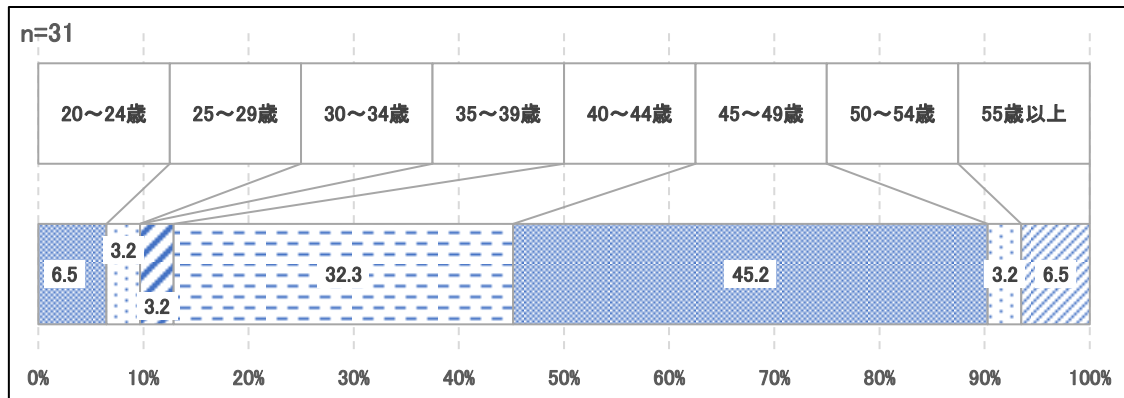
イ 支援してくれる人

支援してくれる人は、9割以上の回答者が「親」と回答しています。



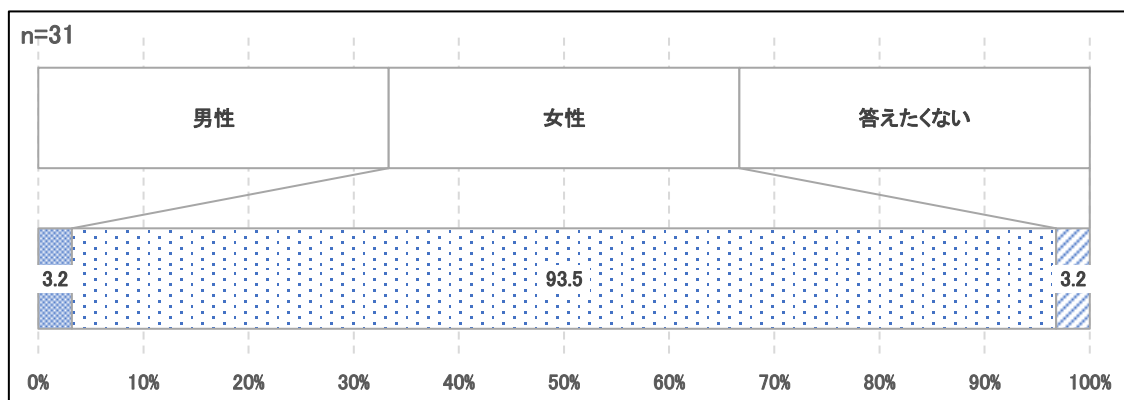
ウ 支援してくれる人の年齢

支援してくれる人の年齢は、「45～49歳」(45.2%)が最も多く、次いで「40～44歳」(32.3%)となっています。



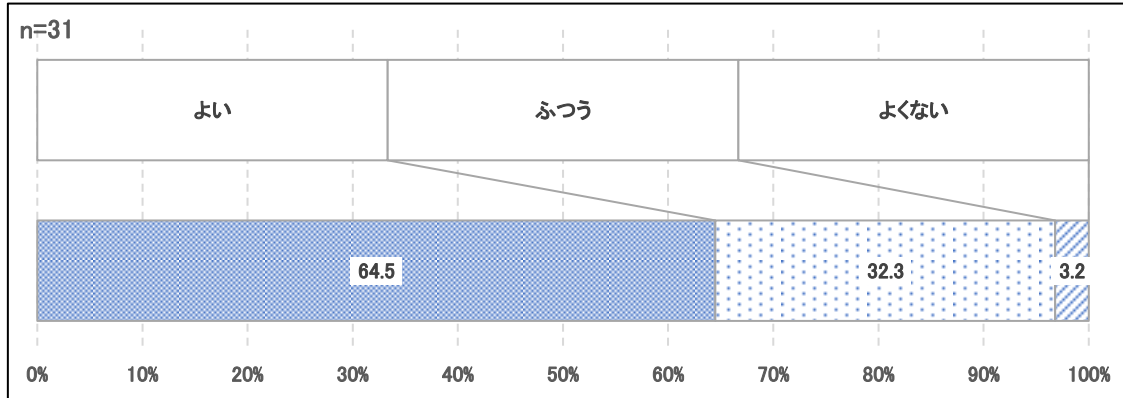
エ 支援してくれる人の性別

支援してくれる人の性別は、「男性」(3.2%)、「女性」(93.5%)となっています。



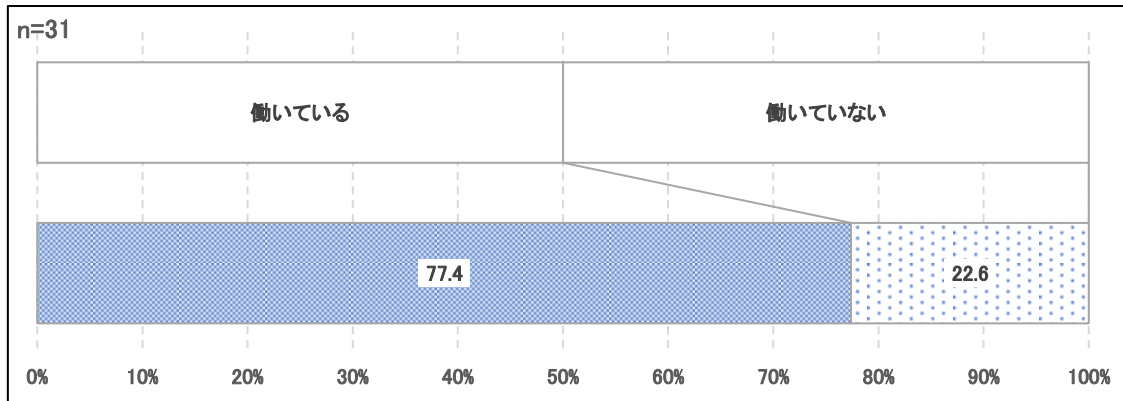
オ 支援してくれる人の健康状態

支援してくれる人の健康状態は、「よい」(64.5%)、「ふつう」(32.3%)の順となっています。



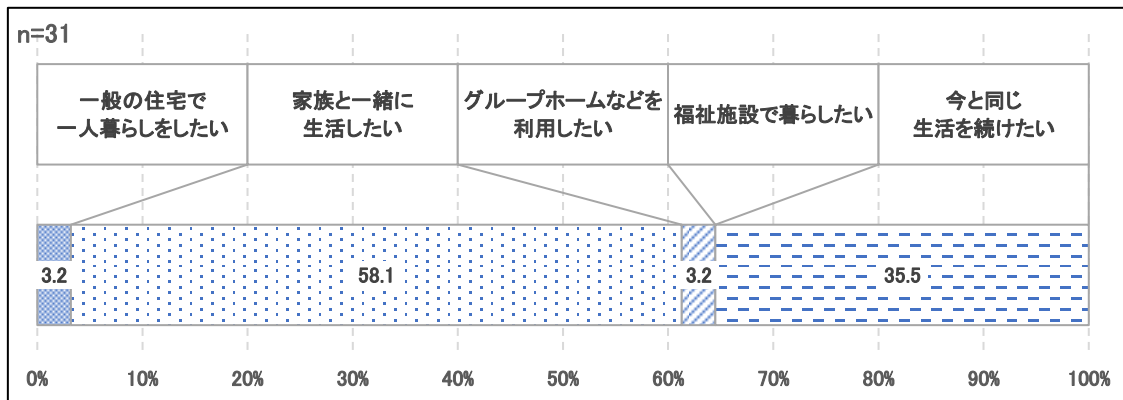
カ 支援してくれる人の就業状況

支援してくれる人の就業状況は、「働いている」(77.4%)、「働いていない」(22.6%)となっています。



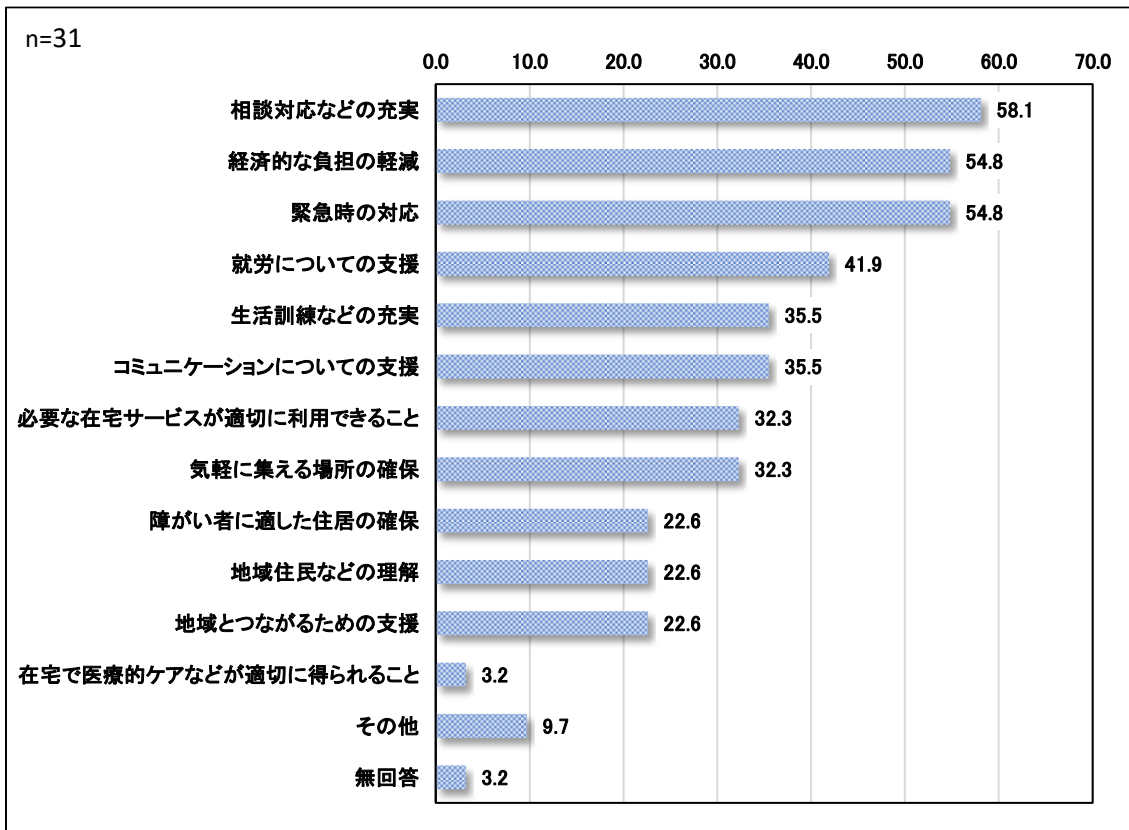
キ 将来の暮らし方 (今後3年以内)

将来の暮らし方 (今後3年以内) は、約6割の回答者が「家族と一緒に生活したい」と回答しています。



ク 希望する暮らしを送るための支援

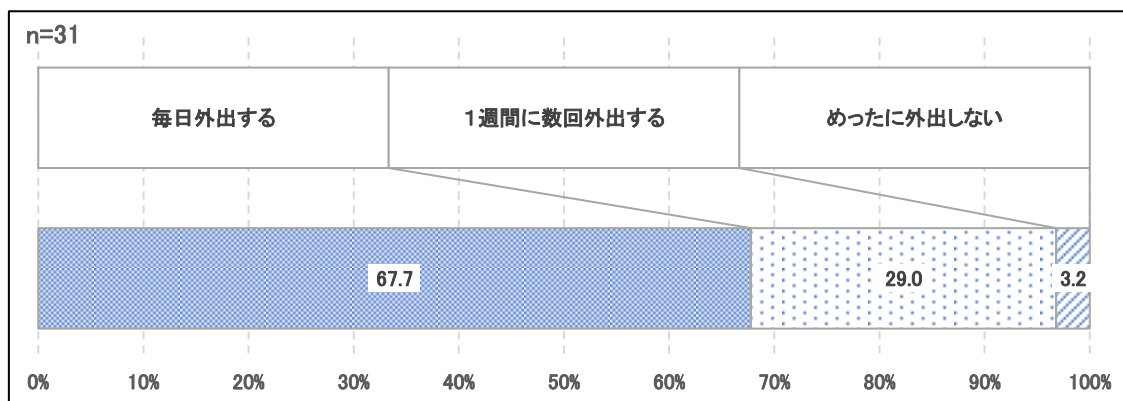
希望する暮らしを送るための支援は、「相談対応などの充実」(58.1%)が最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」「緊急時の対応」(54.8%)をあげる回答が多くなっています。



④ 日中活動や就労について

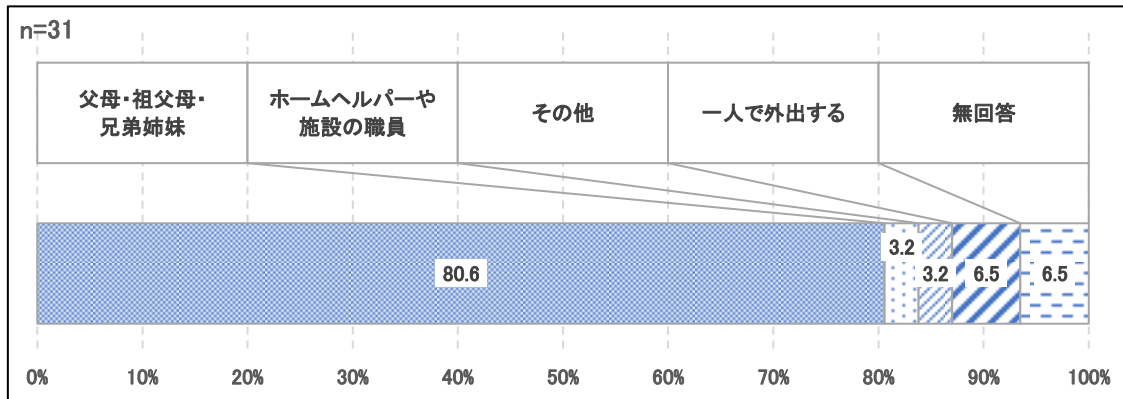
ア 1週間の外出について

1週間の外出については、「毎日外出する」が67.7%と最も多く、次いで「1週間に数回」(29.0%)となっています。



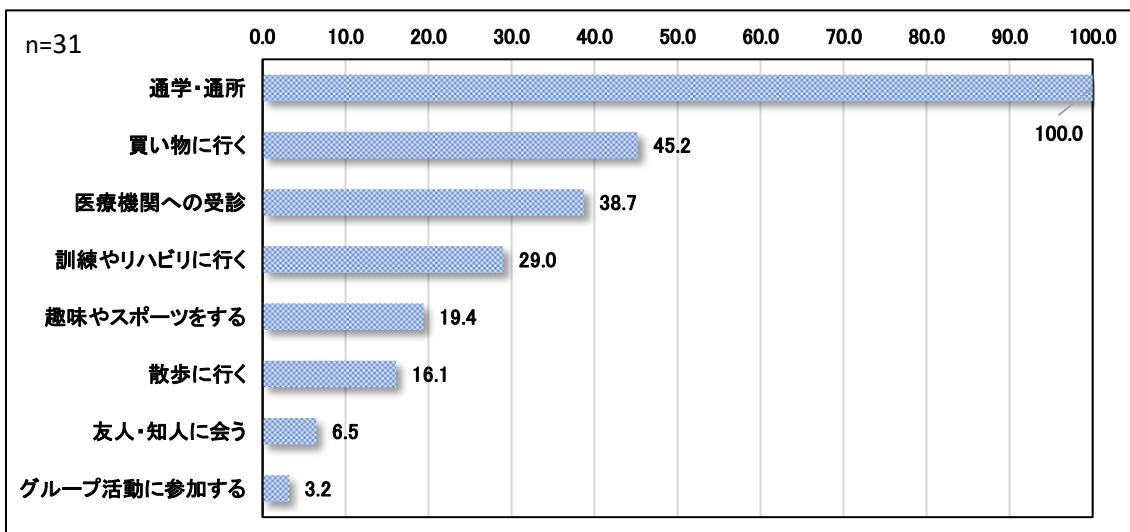
イ 外出する際の同伴者

外出する際の同伴者は、約8割の回答者が「父母・祖父母・兄弟姉妹」と回答しています。



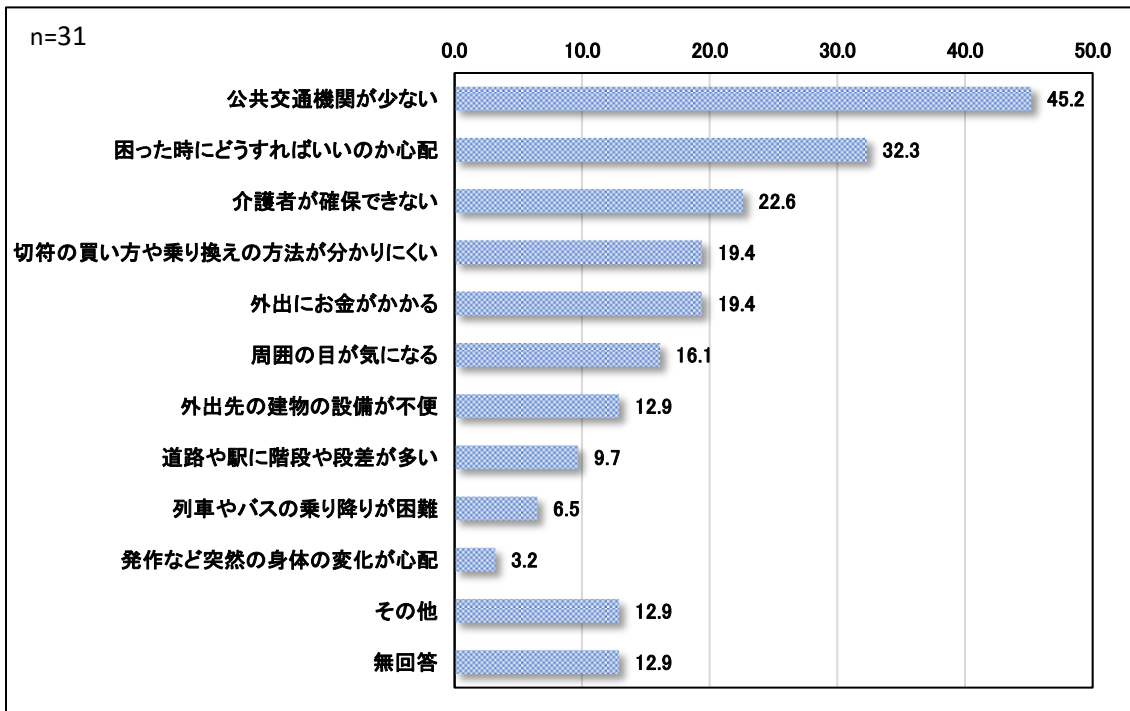
ウ 外出の目的

外出の目的は、10割の回答者が「通学・通所」と回答しており、次いで「買い物に行く」(45.2%)、「医療機関への受診」(38.7%)となっています。



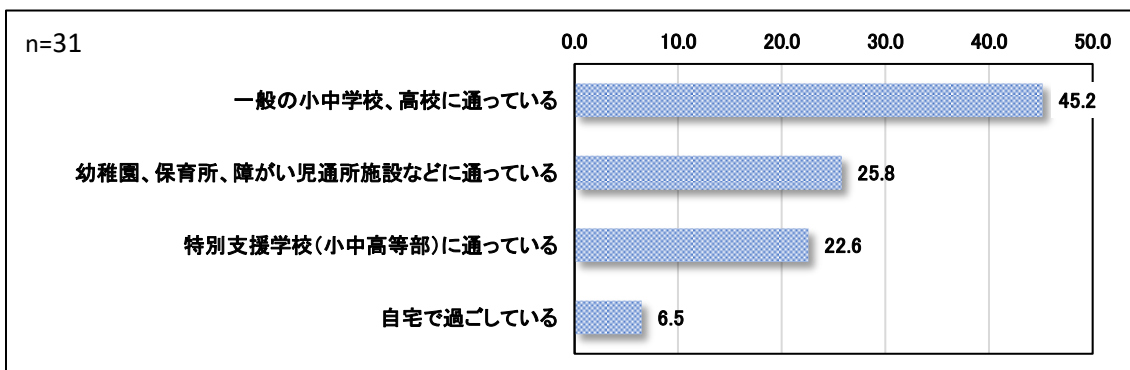
エ 外出で困ること

外出で困ることは、「公共交通機関が少ない」(45.2%)が最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」(32.3%)、「介護者が確保できない」(22.6%)となっています。



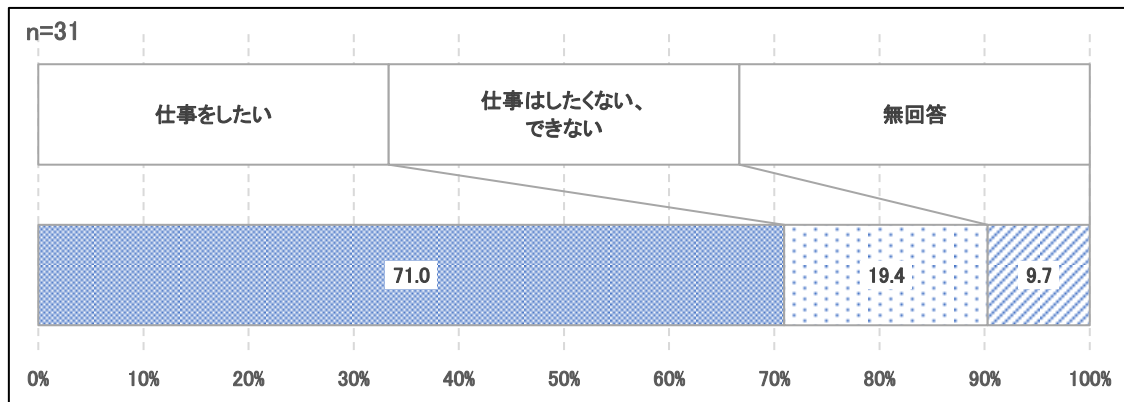
オ 日中(平日)の過ごし方

日中(平日)の過ごし方は、「一般の小中学校、高校に通っている」が45.2%と最も多く、次いで「幼稚園、保育所、障がい児通所施設などに通っている」(25.8%)、「特別支援学校(小中高等部)に通っている」(22.6%)となっています。



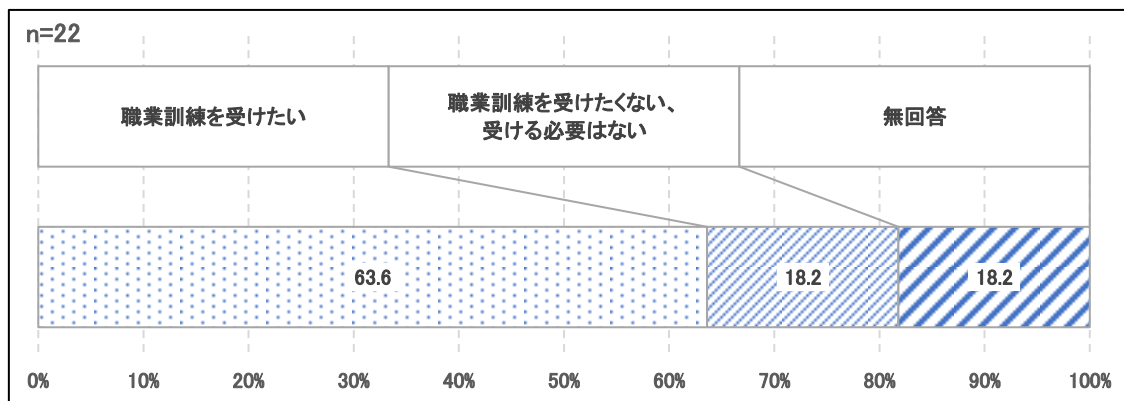
カ 就労希望

就労希望は、「仕事をしたい」(71.0%)、「仕事はしたくない、できない」(19.4%)となっています。



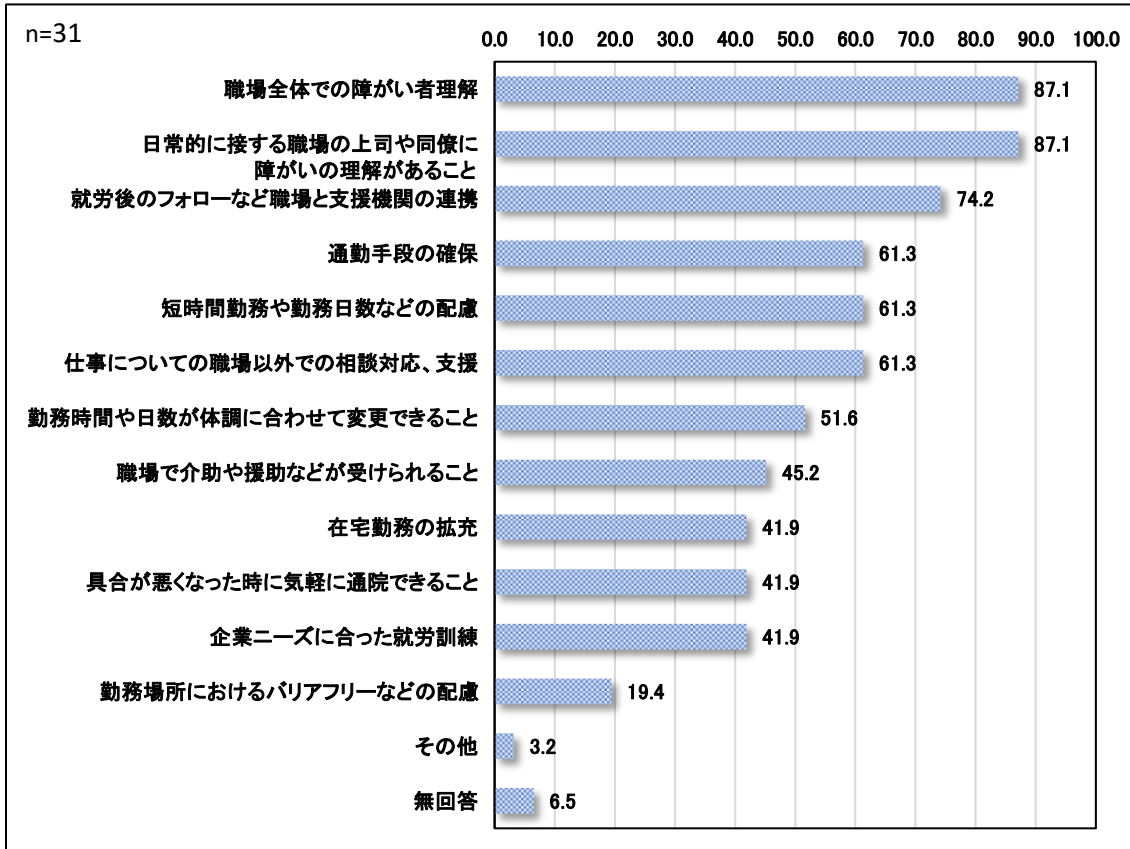
キ 職業訓練の希望

職業訓練の希望は、「職業訓練を受けたい」が63.6%に対して「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」は18.2%となっています。



ク 障がい者の就労支援について

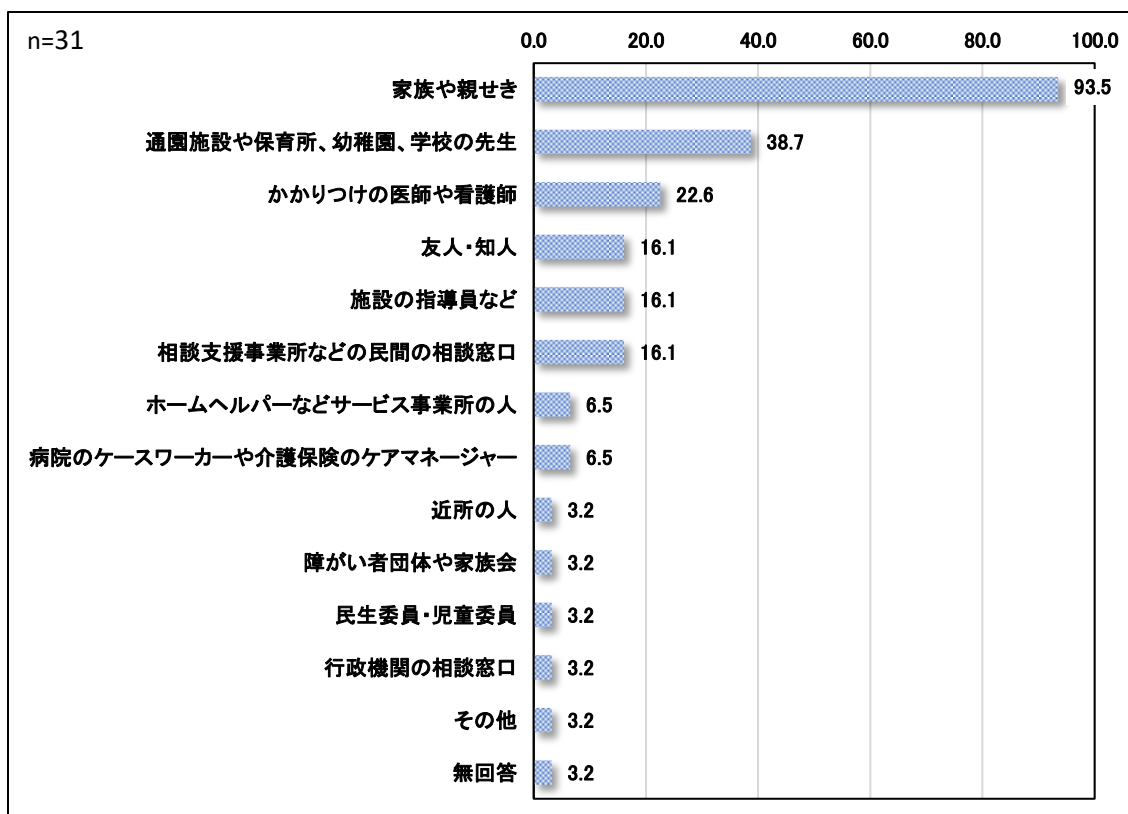
障がい者の就労支援については、「職場全体での障がい者理解」「日常的に接する職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(87.1%) が最も多く、次いで「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(74.2%) の順となっています。



⑤ 相談や情報について

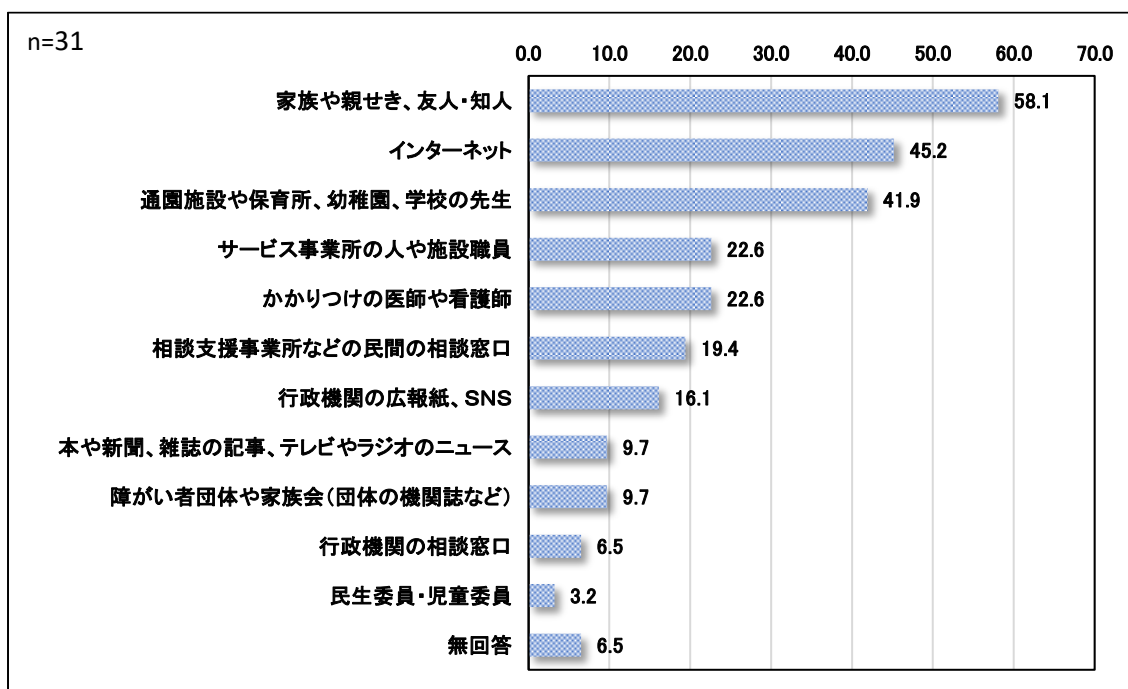
ア 相談相手

相談相手については、「家族や親せき」が93.5%と最も多く、次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」(38.7%)、「かかりつけの医師や看護師」(22.6%)の順となっています。



イ 情報の入手先

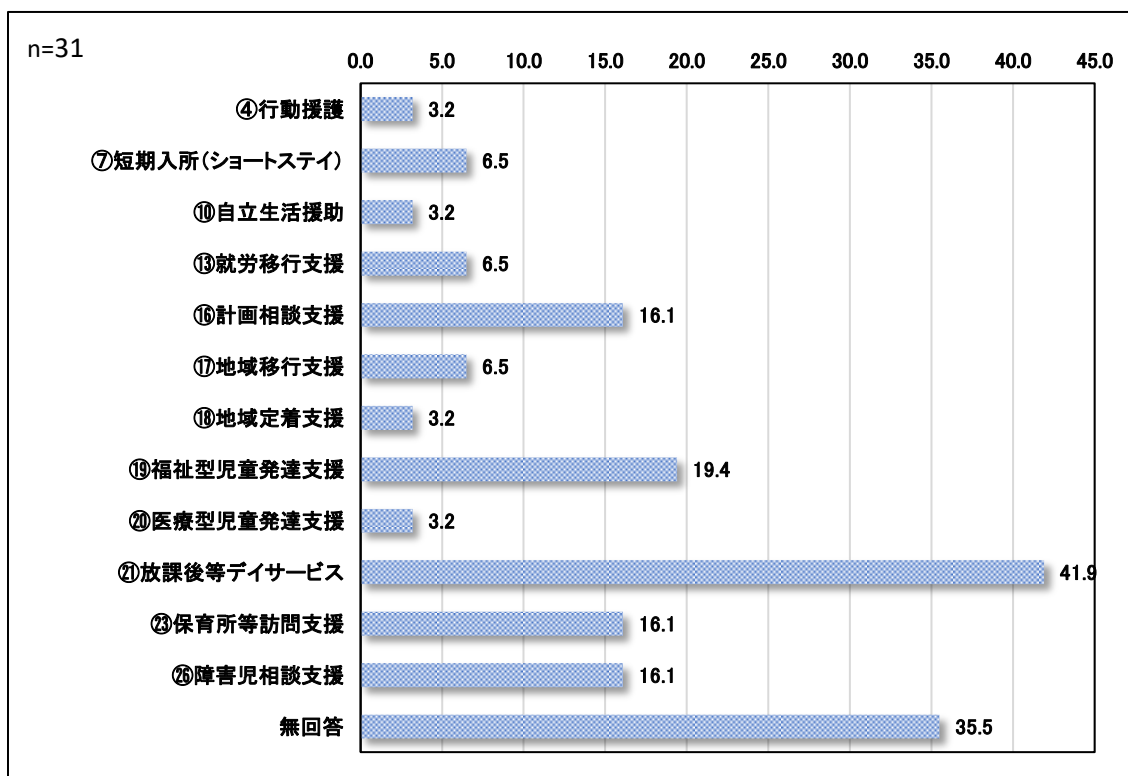
情報の入手先は、「家族や親せき、友人・知人」(58.1%)が最も多く、次いで「インターネット」(45.2%)、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」(41.9%)の順となっています。



⑥ 障がい福祉サービスについて

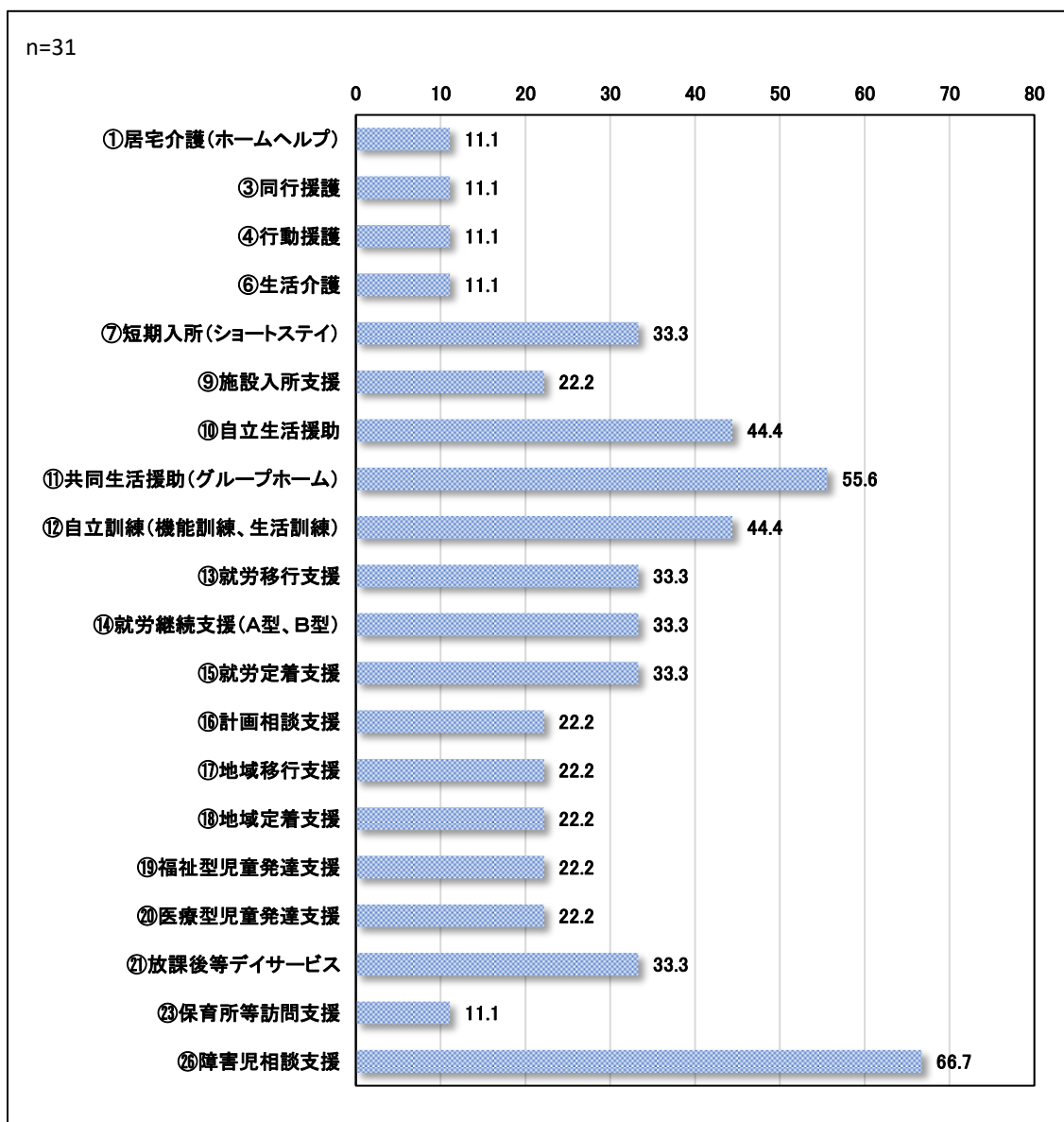
ア 利用している障がい福祉サービス

利用している障がい福祉サービスは、「㉑放課後等デイサービス」(41.9%)が最も多く、次いで「㉑福祉型児童発達支援」(19.4%)の順となっています。



イ 利用したい障がい福祉サービス

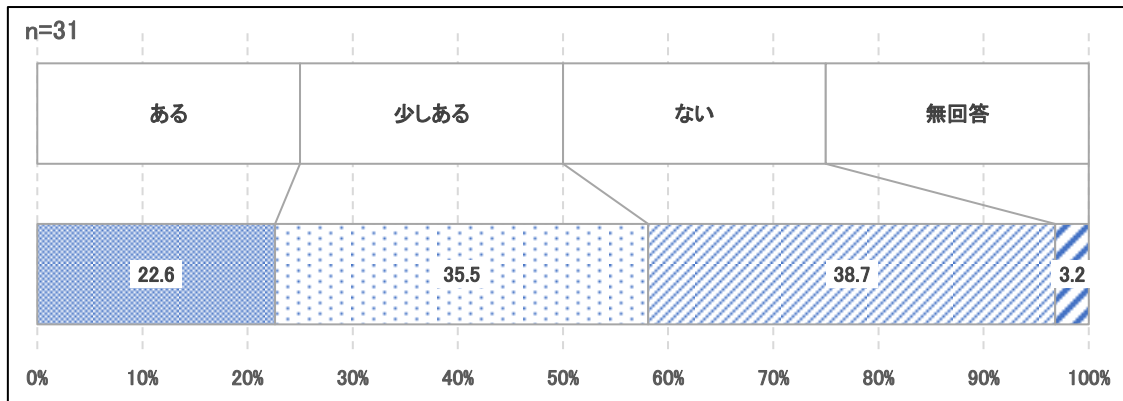
利用したい障がい福祉サービスは、「㉔障がい児相談支援」(66.7%)が最も多く、次いで「㉑共同生活援助(グループホーム)」(55.6%)、「㉒自立生活援助」「㉓自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(44.4%)の順となっています。



⑦ 権利擁護について

ア 差別などの有無

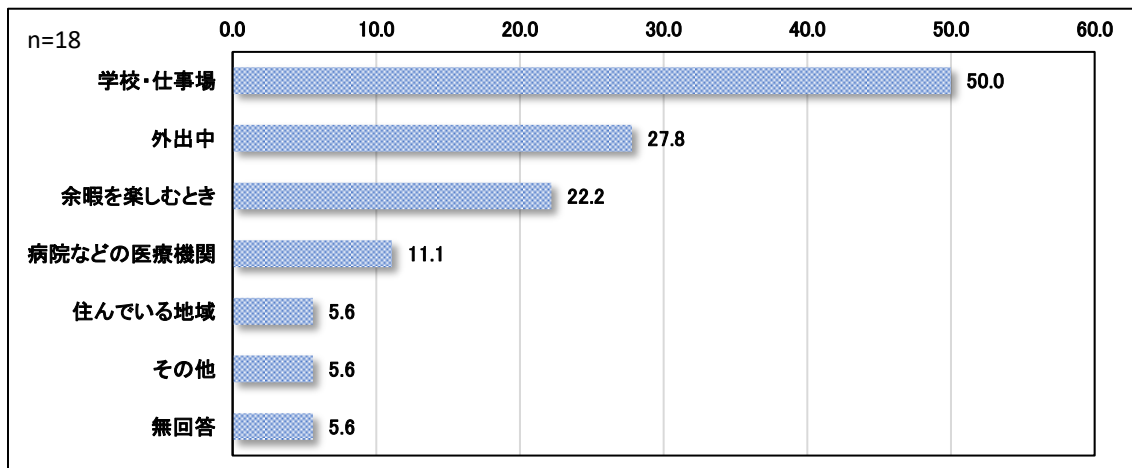
差別などの有無は、「ない」が38.7%、「ある」「少しある」を合わせると58.1%となっています。



■ 「ある」「少しある」と回答した方

イ 差別などのあった場所

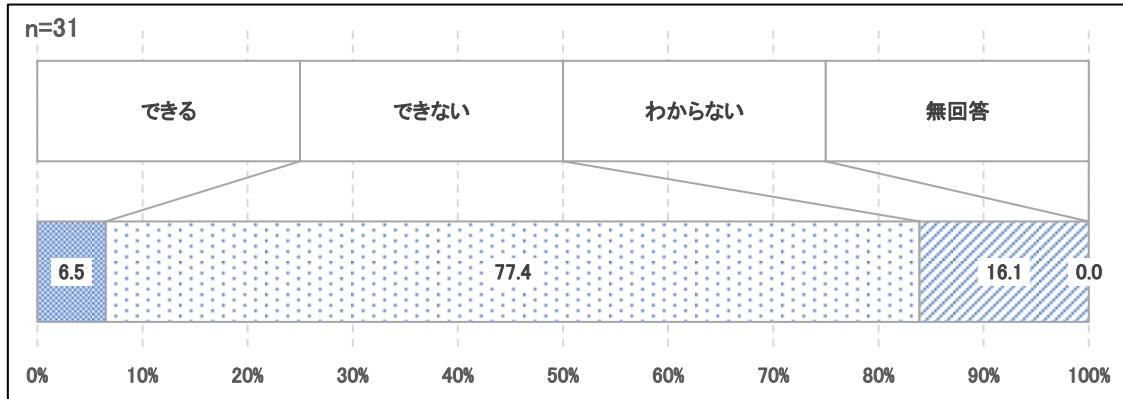
差別などのあった場所は、「学校・仕事場」が50.0%と最も多く、次いで「外出中」(27.8%)、「病院などの医療機関」(22.2%)となっています。



⑧ 災害時の避難について

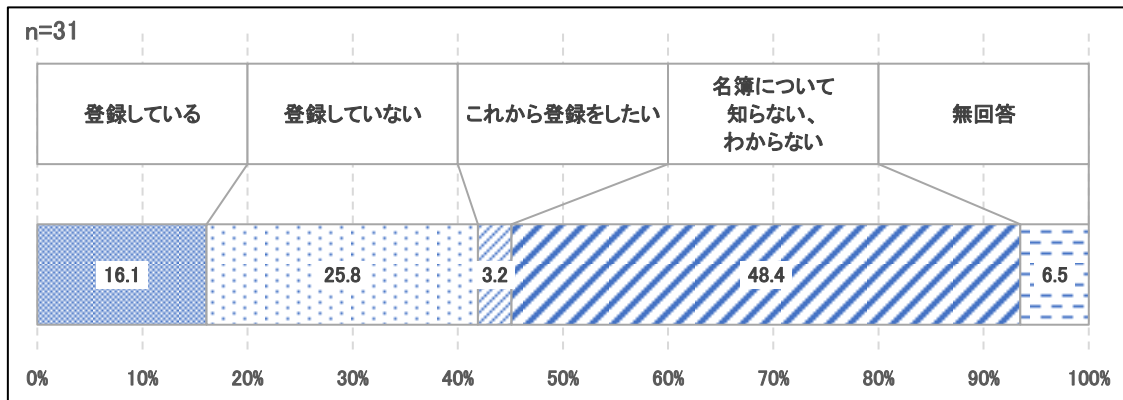
ア 災害時に一人で避難

災害時に一人での避難は、「できる」(6.5%)、「できない」(77.4%) となっています。



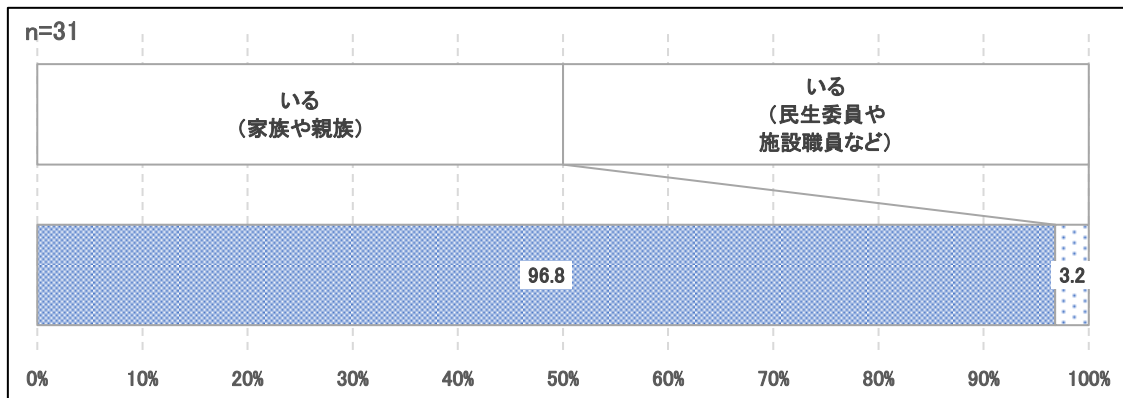
イ 要支援者名簿への登録

要支援者名簿への登録は、「名簿について知らない、わからない」が48.4%と最も多く、次いで「登録していない」(25.8%) となっています。



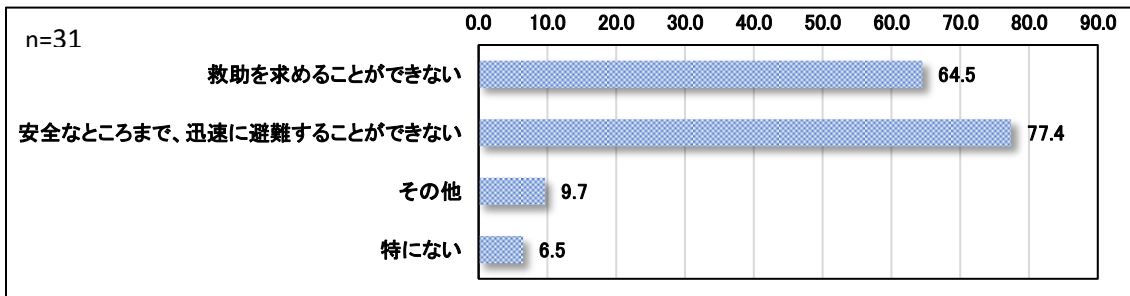
ウ 緊急時に助けてくれる人の有無

緊急時に助けてくれる人の有無は、およそ10割近い回答者が「いる(家族や親族)」と答えています。



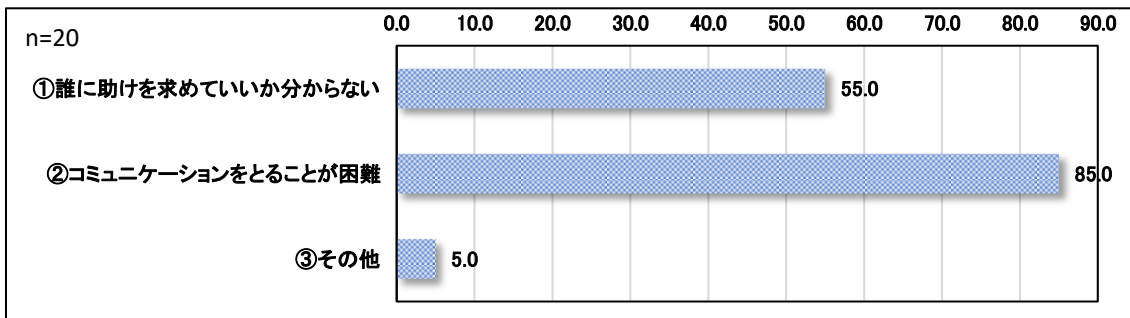
エ 避難時に心配なこと

避難時に心配なことは、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(77.45%)、「救助を求めることができない」(64.5%)となっています



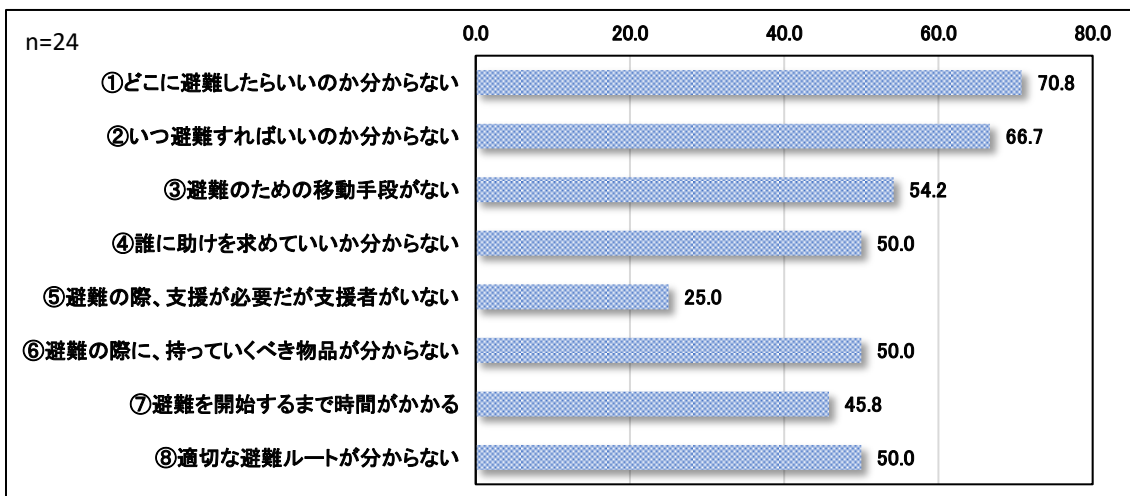
オ 救助を求めることができない理由

救助を求めることができない理由は、「①誰に助けを求めていいか分からない」(55.0%)、「②コミュニケーションをとることが困難」(85.0%)となっています。



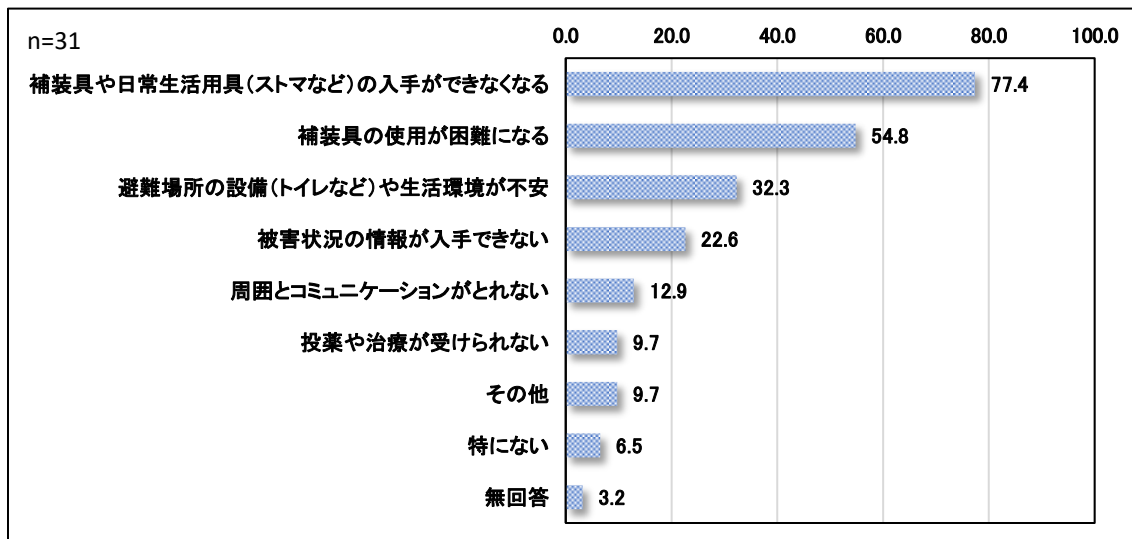
カ 安全なところまで、迅速に避難することができない理由

安全なところまで、迅速に避難することができない理由は、「①どこに避難したらいいのかわからない」(70.8%)が最も多く、次いで「②いつ避難すればいいのかわからない」(66.7%)、「③避難のための移動手段がない」(54.2%)の順となっています。



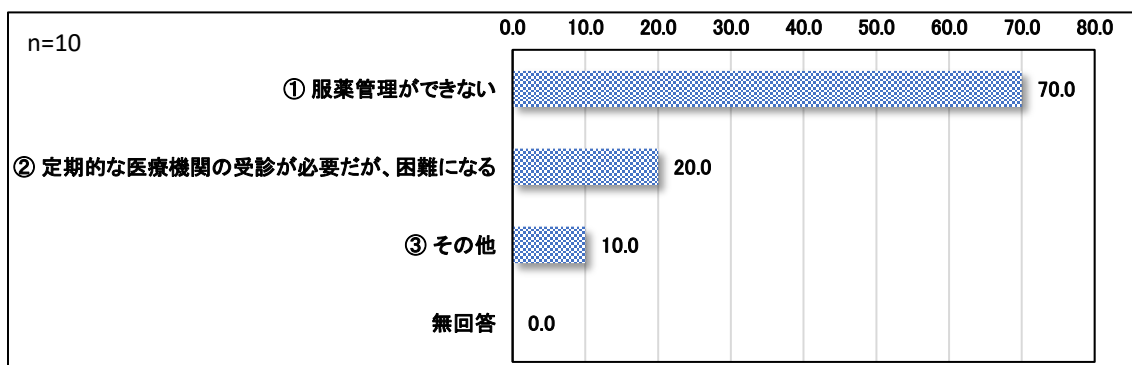
キ 避難所で心配なこと

避難場所で心配なことは、「補装具や日常生活用具（ストマなど）の入手ができなくなる」（77.4%）が最も多く、次いで「補装具の使用が困難になる」（54.8%）の順となっています。



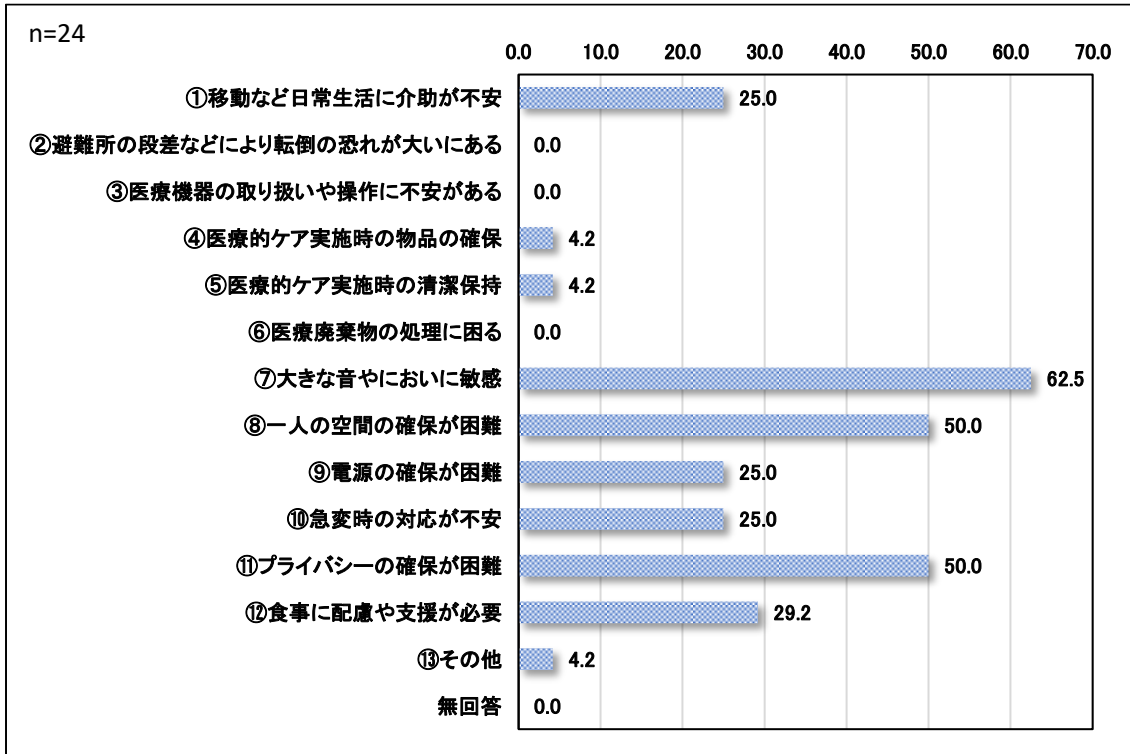
ク 投薬や治療が受けられない理由

投薬や治療が受けられない理由は、「① 服薬管理ができない」（70.0%）、「② 定期的な医療機関の受診が必要だが、困難になる」（20.0%）となっています。



ケ 避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安な理由

避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安な理由は、「⑦大きな音やにおいに敏感」（62.5%）が最も多く、次いで「⑧一人の空間の確保が困難」「⑪プライバシーの確保が困難」（50.0%）の順となっています。



(4) 事業所ヒアリング調査

ア 事業者・団体ヒアリングの結果

事業者・団体ヒアリングの結果を以下のとおり整理します。

障がい福祉サービスにおいての問題点

【運用上の問題】

- ・人材確保。人は足りないが制度がどんどん厳しくなるので、施設が運営していけない。
例えばサービス管理責任者は、ある程度の資格を持っていても最低5年、全く何にもないと8年の実地経験が必要であり、職員が資格を取りにいけない。
そのため資格者を確保するのにすごく時間がかかってしまう。運営上必要な資格なので、こうした制度の改変は事業者にとっては大きな課題である。
- ・人員不足。報酬単価を考えると、経営上、最低限の人員配置しかできない。
- ・職員のなり手不足にも不安がある。夜勤勤務などのイメージが強いのか応募も少ない状況。業務量に見合った収入が見込めない中で、やりがいなどを感じてもらえるような人材育成が必要。
- ・相談支援専門員の不足。サービス利用希望があっても、すぐに利用開始できない状態がある。
- ・経験がある人などを再雇用することで、職員も高齢化傾向にある。
- ・職業指導員のプロフェッショナル化が必要。様々な技術を持った人が職員になって、その技術を活かしてもらえたら、製作する製品などの幅も広がってくる。
- ・この10年くらいで、施設での作業や創作活動で作った製品など、障がい者が作ったから売れるという時代ではなくなっている。新たな工夫が必要。
- ・配置基準の上での加算というのは取りづらい状況。収入面を考えると、事業の縮小も考えていけない。
- ・以前からニーズが高い移動支援は、報酬単価の低さもあり実施する事業者がない状況が続いている。町の事業として日中一時支援事業やタイムケア事業があるもののそちらも単価が低く、職員への給料が業務量に見合わない。

【利用者の問題】

- ・利用者のニーズと障がい福祉サービスとのマッチングの悩み。本人の希望などに合った施設は、近隣市町村まで範囲を広げても、なかなか見つからない。
- ・事業の対象となる人が少ないことや、利用者の体調が崩れやすいなど、利用のばらつきが非常に多いこと。
- ・児童から施設入所している利用者が高齢化してきており、同じ環境にいて自分が高齢化しているということにさえ気づかない。そういった人たちを、いつ介護保険に切り替えるかなどの課題がある。
- ・利用者やその親たちが高齢化してきている。
- ・施設入所後、利用者が落ち着くまではどうしても職員による夜勤対応が必要。またその人の状況によってはマンツーマンで対応せざるを得ない。

- ・施設入所やグループホームなどは、本人よりも保護者の意向が強く、本人はそれに従っているだけということがある。そのため、本人に困り感などが無い。
- ・就労支援について、給料さえ高ければみんな満足するだろうと考えていたが、その人に合った適度な仕事量も考えることが重要。本人が疲弊してしまうのではなく、仕事をしたいと思ってくれるような支援が必要。
- ・都会から移住される方が多く、前住地でサービスを使っていたことから、サービスの内容について具体的な要望があるが、地方と都会の差から、量的にも質的に追いついていない。
- ・多様性は重要だが、全部を受け入れることは難しく、一本の筋を持ってやらなければいいなりになってしまうと感じる。
- ・保護者との距離感も多様で、対応がクレームにつながりやすい。この点は改善していかなければならないと思う。

問題点解消に向けた方策

- ・移住者や外国人が多く、どんな人がいても違和感のないという軽井沢らしさを活かして、障がい者もどんどん町へ出ることができるのではないかな。
- ・いろいろな知識や経験を持っている人たちにボランティアなどで協力いただき、職員のスキルアップを図ればと思う。何か困ったときに相談できる人、知恵を出してもらえる人をリスト的にまとめていけるといいと思っている。
- ・社会に出たときに、どう自分で決めて生きていけるか、「ありがとう」や人に「お願い」って言えるような子をどう育てていくかが重要。そのためには様々な人との関りが重要であり、ボランティアをはじめ多くの人との交流をしていきたい。
- ・障がい福祉サービスを受けている人の中でも、ゆくゆくは健常者に交ざって生活できる人が増えてほしい。特別支援学校などに分けなくても生活できるように。
- ・在宅でも、重度の障がいを持った人を受け入れられる体制づくりが必要。特に緊急時などは、くらし支え合いネットワークの利用を拡大することも必要ではないかな。
- ・単発的に地域に入って生活してみる制度なども検討する必要があるのでは。
- ・町で開催された芸術祭に障がい者支援施設として参加したところ、いつも関わらない人たちが施設に足を運んで利用者と話をしている様子が見られた。そういったところからつながりを作っていく。
- ・ラジオ番組や町の行事への参加、SNS（インスタグラム、フェイスブック、YouTube など）でも事業所や施設で、実際何をしているのかが見える化できるような工夫。
- ・就労支援については、実際に仕事を探してきてみんな頑張ろうという雰囲気作りが重要。

障がい福祉サービス全般について改善すべき点

【施設としての改善点】

- ・色々な人に来てほしいと思って作った場所で、日常的に人がたくさんいて、いろんな人が交流できる場所にしたいが、マンパワーが不足している。利用定員の増を考えるうえでも、マンパワー不足の解消は必要。
- ・マンツーマンなので個別性は高いが、他の人との交わりが少ない。高齢者から幼児、年齢関係な

く他人との交わりを増やしたい。

- ・軽井沢は家賃も高ければ土地も高い。障がい者が入居しやすい空き家などの情報を提供してもらえるといいと思う。
- ・施設の規模の問題で、製品やお弁当などの注文があっても応えられないことがある。
- ・古い建物を改築しているため、スロープがなかったり人の動線を考えると廊下が狭かったり、使い勝手がどんどん悪くなり、いろいろなタイプの利用者を受け入れることができなくなってしまうのが心配。

【町や国の制度についての改善点】

- ・制度がきちんとして作られている為、提供するサービスの柔軟性が下がる。もう少し柔軟性のある制度にしてほしい。
- ・制度上、行動援護サービスなどはニーズもあるが、使える利用者のレベルがものすごく高く設定されているので、使いたくても特定の人しか使えない。
- ・国は基本単価を下げ、その分加算を取る方向に変わってきたが、加算を取るには条件が厳しすぎる。だからといって、黒字になるかといったら難しい。給与などの規定との矛盾点がある。
- ・これまでは資格がなくても福祉経験者ということで職員を雇えたが、今後は資格がなければ実務を行えない。本当に仕事した人がいても雇えなくなるなど、矛盾した制度になってきている。
- ・車椅子を乗せられる車両の購入などする際に補助金などが無い。
- ・一般就労にあたって、企業が障がい者を雇用するために「こういう仕事がありますよ。こういう条件だと、こういう内容の仕事がありますよ。」と情報提供してもらおうなどして、マッチングシステムを検討していければと思う。
- ・障がいまではいかないが支援が必要な、いわゆるグレーゾーンの児童に対する支援の必要性。早期に支援を行うことで、その子の困り感を減らすことができる。児童発達支援センターでそれができるといい。
- ・地域移行を進めるためには、その受け皿となる施設も必要ではないか。

その他の意見および要望など

- ・行政だけでなく、障がい福祉サービス事業所や社会福祉協議会など、地域の保健・福祉・医療の連携が必要。特に事業所は、お互いに切磋琢磨しながらも手を取り合い協力していかないと、地方の障がい福祉が立ち行かなくなってしまう状況になりつつあると感じる。
- ・いずれは障がい福祉サービスを使わない人が町にいっぱいいて、障がい者も健常者もなく、一緒に平気で暮らしているような町が、最終的に障がい者が住みやすい町なのかなど。それでも障がい者には何らかの形でサポートが必要な場合はあると思うが、精神面でのサポートはなくても大丈夫だよ、というような軽井沢の福祉政策で、5年とか10年後とか先を見据えた時に、そういう町になってもらいたいと思う。
- ・過去には軽井沢町には医療的ケア児はいないと言われたが、いないのではなく、児童サービスや相談できる医療機関、重いケアが必要な場合の施設がなかったため、生活ができなかったということで、サービスを行う事業所ができたことにより、医療的ケア児も生活していけるようになった。

医療的ケア児の支援法ができたことによって、医療的ケア児という存在が知らしめられたと同時に、医療的ケア児として普通の人と分けられてしまった。新しく分けても、そういう存在を理解した上で、それでも交ざれるというようになってほしい。

- 心のバリアフリー、住まい方のバリアフリー、施設などのハードや交通といったバリアフリー、大きな3つの視点で、軽井沢町のバリアフリートライアングルシステムを作ろうというようなことを考えてみるのも、軽井沢らしさを活かすのに大切ではないか。
- 一人暮らしサービスのグレーゾーンと言われる、制度の狭間にいる人に対して、そこを埋めることを意識しなければならない。少し時間をかけてでも地域自治体を中心に独自の対応策を検討していくことが必要である。
- 利用者の立場に立った支援は絶対に必要。本当はどこで住みたいのか、どんな生活を送りたいのかという希望の聞き取りを行うなど、寄り添って支援を行っていきたい。
- 地域移行が言われているが、利用者が求めているのはただ地域に出るということではなく、安心できる場所で暮らしていきたいということ。

一人暮らしをしたい人もいれば、病院や大きい施設などで、職員が見守る中で安心して暮らしていきたい人もたくさんいる。

障がいのある人たちというのは、そういう想いをあまり言葉に出して伝えることができない。

自分で情報を発信することができなくて苦しんでいる人たちなので、その人たちと同じ目線で見、制度を考えていただきたい。

イ 事業所ヒアリング調査結果からの課題

(ア) サービス提供に関する課題

- ・施設入所やグループホームで生活している方の高齢化が進み、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行する事例が増加する中、そのタイミングや、移行すべきかどうかの判断に迷う状況が発生しています。
- ・障がい福祉サービスを担う現場職員の人材不足は、どの事業所でも共通した課題でした。制度の変更により事業所運営に必要な資格を持つ職員の確保の困難さや、職員を確保するには報酬単価が低すぎるなど、根本的な問題があります。
- ・サービスを利用するための相談支援員は、人員やマンパワーの不足が課題であり、新規のケースについて、サービス利用開始に繋がるまでの時間がかかってしまう状況です。
- ・サービスとしては、短期入所や共同生活援助、就労支援、移動支援、行動援護の不足があり、利用希望があっても利用につながらない状況があります。特に移動支援は、以前からニーズが高いものの、実施する事業者が確保できずにいます。
- ・児童発達支援については、サービス利用とまではいかないもののフォローが必要な児童への対応が課題として挙げられました。
- ・災害に備え、停電に備えた大容量バッテリーや蓄電池などの高額な設備に対する補助などがあると安心である、との意見もありました。
- ・基本理念の「誰ひとり取り残さないまちづくり」のためには、行政だけでなく、障がい福祉サービス事業所や社会福祉協議会など、地域の保健・福祉・医療の連携が必要との意見がありました。

(イ) 軽井沢町の地域性を活かす課題

- ・軽井沢町の多様性を活かすという意味で、
 - 従来からこの町に住んでいる人々
 - 東京近郊からの移住者人々
 - 別荘地としての地域居住者やマルチハビテーションの人々
 - 芸術・文化・学識経験者など知識や技能を持つ人々
 - 障がい者に対するノーマライゼーション意識を備えた人々

こうした多様性のある人々が暮らし、諸外国からの観光客層も多様な人々が来町する軽井沢町の独自性を活かすために、積極的にインクルーシブなまちづくりを展開するなど、他の町にはない誰も取り残されることのない活動展開の必要性をあげる意見がありました。

4 計画策定課題の整理

(1) 近年の主な取り組み

本町の障がい者施策に関連する近年の主な取組や出来事は次の通りです。

年度	町内の主な取組や出来事（国の動きを参考併記）
平成26年度	【国】障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准（8月）
平成28年度	【国】障害者差別解消法の施行（4月） 【国】成年後見制度利用促進法の施行（5月） 【国】発達障害者支援法（改正）の施行（6月）
平成29年度	【町】児童発達支援事業所「にじいろポケット」開所
平成30年度	【国】障害者総合支援法（改正）の施行（4月） 【国】児童福祉法（改正）の施行（4月） 【国】障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6月）
令和元年度	【国】視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行（6月）
令和2年度	【町】ケアの文化拠点として「ほっちのロッヂの診療所」開業 【町】軽井沢町事業所連絡会 発足 【国】障害者雇用促進法（改正）の施行（4月）
令和3年度	【国】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（9月）
令和4年度	【町】軽井沢町医療的ケア児支援連絡会議 発足 【国】障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（5月）
令和5年度	【町】「まるっとみんなで映画祭 in KARUIZAWA」開催 【町】軽井沢町手話言語条例 制定・施行予定（6年3月）

(2) これからの主要課題

共生のまちを目指す

障がいのある人も共に住み続けられる社会の実現に向けて

世界的な理念でもある、「障がい者を排除するのではなく、障がいを持っていても健常者と同様に当たり前のように生活できるような社会がノーマルな社会である」という「ノーマライゼーション」社会の実現を目指すためには、障がいのある人が暮らし続けられるように生活基盤を整えることが必要です。それは、「共生」に向けた地域社会全体の強い意志と生活を支えるための社会基盤を備えた社会であることを指します。

■地域で共に暮らせるように

- 障がいのある人の人権の擁護
- 地域生活を支える住宅の確保
- 生活を支えるための保健・医療・福祉サービスの連携確保
- 障がいのある人や介助者の高齢化、障がいの重度化への対応
- ニーズに対応した定員拡充など、入所施設の充実促進
- 障がいのある人の知る権利の確保、コミュニケーション支援
- 様々な支援を円滑に受けるための相談の充実
- 当事者団体や保護者団体、ボランティア団体などの活動拠点の確保、活動の支援
- 当事者団体や保護者団体、ボランティア団体などの相互連携の促進

■安心して生活できるように

- 公共施設、都市基盤のバリアフリー化の推進
- 多様な障がいに対応した情報提供の充実
- 防災・減災体制の確立緊急・災害時における避難対策の充実
- 交通安全・地域安全の確保のための対策の充実

一人ひとりが輝くまちを目指す

障がいのある人も自立し、人生を送ることができる社会の実現に向けて

地域で生活するための基盤が整っていることだけでは、真の「ノーマライゼーション」社会を実現したとは言えません。そのためには、障がいのある人が、身体的、精神的のみならず、社会的、経済的、職業的に自立し、主体性、自立性、自由といった人間が本来享受している生き方をできる社会にしていこうという「リハビリテーション」の理念に基づき、共生のための基盤のうえに、さらにその人らしい、いきいきとした人生を送ることを支援するための仕組みが必要です。

■社会的に自立できるように

- 障がいの早期発見から円滑な支援の実施、保健・医療・福祉・教育などの関係機関・団体、庁内各課相互の情報共有と機能的な連携
- 雇用の確保、福祉的就労から一般就労への移行、就労の継続などの支援の充実
- 安定した生活を支えるための健康づくりの支援
- 社会参加を促す移動・交通手段の確保

■生きがいをもてるように

- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などに参加できる場と機会の充実
- 地域住民相互のふれあい、交流の促進

第3章 計画の方向性

1 計画の理念

本町はこれまで関係機関の連携体制の強化や児童発達支援センターの開所（令和6年4月）などを進めた一方で、支援活動に関わる人材不足や障がい福祉サービス体制の強化といった課題も残っています。

計画の推進にあたり、軽井沢町の豊かな自然環境や国際的な観光保養地としての発展など、特色ある地域性を踏まえ、障がいの有無に関わらず地域で暮らしていける「ノーマライゼーション」社会の実現を目指して、地域の様々な障壁を乗り越えつつ、社会全体の「リハビリテーション」が展開され、一人ひとりが「輝く」ことができるよう、総合的な施策の推進を図ることが大切です。

計画の理念（地域の将来像）

たとえ、障がいがあったとしても、「誰もが幸せに生活できる」こと、言い換えれば、「みんなが輝く」ことができるまちづくりをこれからも進めます。そして、たくさんの人々が共に暮らせるよう、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

こうした考えから、計画の基本理念（地域の将来像）を次のように定めます。

誰ひとり取り残さないまち 軽井沢
～誰もが幸せに生活できる、みんなが輝くまちづくり～

（検討時の参考）上位計画である、第6期長期振興計画および第4次地域福祉計画の理念を踏襲するとともに、軽井沢町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、第2次軽井沢町自殺対策推進計画と整合を図る。障がいなどに関わらない共生社会づくりは、継続した視点とする。

第6次軽井沢町長期振興計画 「～豊かな自然と共生する～ 人と自然と文化で築く環境先進都市 軽井沢」

第4次軽井沢町地域福祉計画 「誰ひとり取り残さないまち 軽井沢」

（参考）現行計画

みんなが輝く、共生のふるさと軽井沢
～障がい等にかかわらずだれもが幸せに生活できるまちづくり～

2 計画の基本目標

計画の理念の実現を図るため、2つの計画の柱と、計画の柱に基づく4つの基本目標を定めます。

計画の柱1

「誰もが幸せに生活できる軽井沢」を目指して

人権を尊重することを基本に、住まいや保健・医療・福祉サービスの確保、活発なボランティア活動、町全体のバリアフリーや防災・安全対策など、地域で誰もが安心して、支え合いの中で暮らしていくこのできるまちづくりを進めます。

基本目標1 地域で共に暮らせるように

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がいのある人が自らの生活を自らの選択によりつくりあげ、障がいのある人もない人も共に、いきいきと暮らせる地域社会を形成していかなければなりません。このため、難病を抱える人も含めた障がいのある人の人権を尊重し、権利を擁護するための取り組みを進めます。

また、生活の基本となる住まいの確保、ライフステージの各段階での必要な保健・医療、自立支援のための各種サービスの提供、生活の安定化を支援します。

さらに、思いやりのある支え合いのまちづくりを目指して、相談・情報提供をさらに進めると共に、福祉教育や意識啓発活動の充実により、障がいや障がい者に対する理解をより一層促進するほか、合理的配慮の提供の周知やボランティア活動の活発化を促進します。

基本目標2 安心して生活できるように

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障がいのある人もない人も地域で共に生活し、自由に社会参加できるようバリアフリー化が必要です。

このため、ユニバーサルデザインの視点に立って、誰もが安心して暮らすことができる生活環境の整備や災害に強い地域づくり、交通安全や地域安全対策を進める必要があります。

計画の柱2

「みんなが輝く軽井沢」を目指して

社会的な自立や生きがいある生活を実現できる環境づくりを進め、障がいのある一人ひとりが輝くまちづくりを進めます。

基本目標3 社会的に自立できるように

障がいのある人が、自らの可能性を最大限に伸ばし、自立できる社会の形成が必要です。このため、ライフステージの各段階において、適切な療育・教育を確保すると共に、適性や能力に応じた雇用機会の拡大に努めることにより職業を通じて社会参加することができるよう支援します。

また、活発な社会参加を支えるための交通手段などの基盤の確保を進めると共に、障がいのある人が健康で社会との関わりをもって生活できるよう、自主的な健康づくりを支援します。

基本目標4 生きがいをもてるように

社会経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化するなかで、自らの生活スタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人たちが増えており、障がいのある人においても、スポーツや芸術文化活動を行うことは、生きがいある豊かな生活を送る上で極めて重要な意義をもっています。このため、障がいのある人が自分の価値観に合った選択をし、自己実現を目指して、多様な生涯学習活動に主体的に参加できる環境を整備すると共に、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促していきます。

また、地域の人々との交流をはじめ、様々な交流活動への参加を促進します。

3 施策の体系

計画の理念（地域の将来像）

誰ひとり取り残さないまち 軽井沢

～誰もが幸せに生活できる、みんなが輝くまちづくり～



計画の柱	基本目標	施策	
1 誰もが幸せに生活できる軽井沢	1 地域で共に暮らせるように	①人権・権利擁護の推進	
		②住宅の確保	
		③保健・医療・福祉サービスの充実	
		④相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実	
		⑤福祉教育・意識啓発の充実	
		⑥ボランティア活動の促進	
2 安心して生活できるように	2 安心して生活できるように	①福祉のまちづくりの推進	
		②防災・減災対策の推進	
		③交通安全・地域安全対策の推進	
2 みんなが輝く軽井沢	3 社会的に自立できるように	①療育・教育の充実	
		②雇用・就業の促進	
		③社会参加基盤の確保	
		④健康づくりの推進	
	4 生きがいをもてるように	4 生きがいをもてるように	①生涯学習活動への参加促進
			②スポーツ・レクリエーション活動への参加促進
			③交流活動の促進




4 持続可能な軽井沢目標 “S 軽 G s” の視点に立った施策推進

「第6次軽井沢町長期振興計画・基本構想」では、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念に基づき、本町独自の“持続可能な軽井沢目標（Sustainable 軽井沢 Goals）”（略称：S 軽 G s）を障がい者分野にも設定しています。

このSDGsのGoalsおよび“S 軽 G s”のリーディングTargetsを踏まえ、本計画の施策推進を図ります。



■障がい者分野

SDGsのGoals		S 軽 G s / リーディングTargets
	貧困をなくそう	安定した就労につながる支援を行う
	住み続けられるまちづくりを	重層的支援体制の整備
	平和と公正をすべての人に	保護を必要とする子どもと家庭への切れ目のない支援

資料：「第6次軽井沢町長期振興計画・基本構想」より作成

5 重点事業

本計画期間において重点的に推進する事業を設定します。(第4章に「★重点」と表示)

重点事業は、計画期間中であっても、社会情勢や障がい者の状況、事業の進捗などを踏まえて、適宜、見直します。

<p>成年後見制度の利用促進</p> <p>基本目標1 地域で共に暮らせるように</p> <p>①人権・権利擁護の推進</p>	<p>障がいの早期発見</p> <p>基本目標1 地域で共に暮らせるように</p> <p>③保健・医療・福祉サービスの充実</p>
<p>相談支援の充実</p> <p>基本目標1 地域で共に暮らせるように</p> <p>④相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実</p>	<p>障がいのある児童やその家族に対する相談の充実</p> <p>基本目標1 地域で共に暮らせるように</p> <p>④相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実</p>
<p>手話言語条例の普及促進</p> <p>基本目標1 地域で共に暮らせるように</p> <p>④相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実</p>	<p>福祉教育の推進</p> <p>基本目標1 地域で共に暮らせるように</p> <p>⑤福祉教育・意識啓発の充実</p>
<p>地域防災体制の確立</p> <p>基本目標2 安心して生活できるように</p> <p>②防災・減災対策の推進</p>	<p>児童発達支援センター「なないろ軽井沢」の運営</p> <p>基本目標3 社会的に自立できるように</p> <p>①療育・教育の充実</p>
<p>保育・療育・教育などの一環した相談支援体制の構築</p> <p>基本目標3 社会的に自立できるように</p> <p>①療育・教育の充実</p>	<p>外出機会の促進</p> <p>基本目標3 社会的に自立できるように</p> <p>③社会参加基盤の確保</p>
<p>スポーツレクリエーション教室の開催</p> <p>基本目標4 生きがいをもてるように</p> <p>②スポーツ・レクリエーション活動への参加促進</p>	

第4章 施策の展開

基本目標1 地域で共に暮らせるように

①人権 権利擁護の推進

■基本認識

「誰ひとり取り残さないまち」の基盤として、障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性を認め、尊重し合える社会を形成することが重要です。

このため、障がいや障がいのある人に対する住民の理解を促進する意識啓発を行うとともに、学校教育や社会教育における人権教育の推進が必要です。

また、障がいのある人は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けやすいことから、権利擁護事業や成年後見制度などの関連制度を活用し、権利や財産などを守る取り組みを進めることが必要です。

金銭管理財産保全サービス事業、日常生活自立支援事業のサービス利用者の高齢化が進んでおり、成年後見制度への移行時期について考慮していく必要があります。実際に成年後見人を付けたケースもあり、軽井沢町成年後見制度利用支援事業の一層の周知を図ることも必要です。

また、障がいのある人は家庭内や居住施設などで弱い立場にあることや様々な問題が複雑に絡むことから、関係機関との連携を密にしながら虐待の早期発見、防止を図る必要があります。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
障がいのある人の人権に関する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● 各種広報媒体を活用した啓発や教室、研修会などの開催による人権啓発を推進します。● 関心が低い方にも参加いただくための周知方法・啓発方法を工夫して実施します。	共生社会推進係
啓発活動に対する当事者参画の促進	<ul style="list-style-type: none">● 当事者団体や関係団体との連携による啓発活動の企画・講演会などに、障がいのある人の参画を促進します。	福祉係
共生社会に関する理解啓発の促進	<ul style="list-style-type: none">● 障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、共に生きる社会を築く「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」などの理念の普及啓発を促進します。	共生社会推進係
合理的配慮の普及促進	<ul style="list-style-type: none">● 事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供について、事業者向けに研修会を開催します。	共生社会推進係

主要事業	事業概要	担当部署
学校教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳や人権週間、なかよし旬間、福祉体験などを通し、共に生きる心を育みます。 ● 医療的ケアを必要とする児童の入学により、共に過ごす時間を通して、一人ひとりの命の大切さを学びます。 	学校教育係
権利擁護相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法書士、弁護士による権利擁護相談を継続します。 ● 金銭管理財産保全サービス事業、日常生活自立支援事業を継続します。 	社会福祉協議会
成年後見制度の利用促進 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の仕組みや事業内容、利点や留意すべき点などの周知とともに、民生委員などと連携し、制度の有効活用を図ります。 	福祉係 地域包括支援係
虐待の早期発見、防止のための支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関などとの連携強化を図ります。 ● 虐待の未然防止、早期発見のために、住民や関係機関の理解と通報などの協力への啓発を進めます。 	学校教育係 子育て支援係 福祉係
グループホームなどの入所者やサービス利用者の人権擁護	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対する監督・指導への協力を依頼します。 	福祉係

②住宅の確保

■基本認識

障がいのある人が地域で生活するためには、まず、生活の基盤となる住宅の確保が必要であり、安全・快適に生活できるバリアフリー住宅の確保を促進することが必要です。

特に、公営住宅については、新築や改修などの機会を捉えたユニバーサルデザイン化を進めるとともに、障がいのある人の優先入居などの配慮を検討する必要があります。

個人住宅の整備に対する支援は、令和5年度に給付案件もありましたが、利用実績は少なく、制度が利用しやすいものであるかの検討も含め、普及促進が必要です。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none">● 公営住宅の改修などにあたり、ユニバーサルデザインに配慮し、計画的なバリアフリー化を推進します。	住民係
住宅整備に対する支援	<ul style="list-style-type: none">● 身体に障がいのある人の住宅整備費用の一部を助成します。● 制度へのニーズを把握し、制度が利用しやすくなるよう検討します。	福祉係

③保健・医療・福祉サービスの充実

■基本認識

(障がいの早期発見)

障がいの発症時期や原因は様々であり、ライフステージに応じた障がいの早期発見、支援が必要です。これらにより、障がいの軽減・重度化の防止を図ることが重要です。

胎児期から乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの出発点であり、が安心して児童を育てられるよう、母子保健・子育て支援体制の充実が求められます。

今後は、発達相談や乳幼児相談の増加が予想される中、発達に支援が必要と思われる児童の情報を関係機関で共有する体制を強化するほか、乳幼児健診未受診者や乳幼児家庭全戸訪問を拒否する家庭への対応方法の検討、発達の遅れが気になる児童と保護者への支援体制の構築が必要です。

(介護予防、医療体制、心の健康づくり)

障がいのある人にとって、二次障がいの予防、健康の増進、回復のための医療・リハビリテーションサービスは、自立した生活を送る上で非常に重要なサービスです。障がいのある人が救急医療、保健・医療サービスを適切に受けることができるよう、地域の医療機関・関係機関との連携が必要です。また、頭と体の健康教室、足腰お達者教室、脳いきいき健康サロンなど、障がい者も高齢者も気軽に通える介護予防教室の充実も必要です。

さらに、近年では、社会環境の多様化とともにストレスが増大し、心の病気にかかる人が増加しています。精神障がい者保健福祉手帳所持者数や自立支援医療（精神通院医療）受給者数も年々増えています。このような社会全体の傾向を踏まえて、心の健康づくりに取り組むことも必要です。

(地域生活の支援・環境づくり)

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、介護サービス、訓練等サービス、地域生活支援など多様なサービスが実施されていますが、障がいのある人の自立を実現するためには、質・量の両面の観点から十分とは言えません。今後も、障がいのある人の多様なニーズを踏まえながら、障がいの状況や家庭環境などに応じたきめ細かなサービスが利用できるように、サービスの確保と提供体制を整えていくことが必要です。

障がいのある人が、地域で自分らしく生活するためには、地域に様々な日中活動の場があることが大切です。このため、障がいのある人が自分に合った日中活動を主体的に選んで利用できるよう、日中活動系サービスや地域活動支援センターなどの様々な日中活動の場を確保することが求められています。また、障害者総合支援法では、入院中の精神障がい者の退院促進や、精神障がい者の地域生活支援が重要な課題となっており、日中活動をはじめとした生活全般に関わる支援が必要となっています。

(経済基盤、日常生活のサポート)

障がいのある人の生活安定を図るためには、経済的な安定の確保が重要な課題であり、多くの人が年金や手当で生活しているため、経済的な支援の充実が求められるほか、各種サービスや生活支援の利用者負担金について、利用形態や経済状況に応じた軽減措置などを図る必要があります。

また、日常生活活動を支える補装具や日常生活用具の確保、普段からの見守りや移動支援、緊急時の支援など、様々なサポートが必要であり、ボランティア団体や地域の関係団体などとも連携して、生活に必要な手助けを行っていくための仕組みづくりが求められます。

特に、在宅で障がい者を介助している家族の急用や急病などの緊急時の支援として、短期入所（ショートステイ）やタイムケアなどの緊急一時的なケアの充実が求められており、各事業所の受け入れ体制を整備することが必要です。

サービスの質・量を確保していくためには、多くの専門職が必要となることから、その養成と確保が必要です。特に、障がいのある人の保健・医療・福祉など多岐に渡るサービスのコーディネート、ケアマネジメント機能の充実が求められます。また、介護サービスなどのサービスを提供する事業者を確保するとともに、地域生活支援事業を担う人材の確保・養成が必要です。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者も高齢者も気軽に通える介護予防教室を木もれ陽の里以外の場所でも実施できるように事業の充実を図ります。 	地域包括支援係
母子保健・成人保健・高齢者保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康増進、疾病の予防と早期発見に向けて、母子保健、成人保健、高齢者保健に係る事業の周知を行い、利用促進を図ります。 各事業の未受診者に対する対応方法を検討します。 	保険年金係 健康推進係
障がいの早期発見 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査、乳幼児家庭全戸訪問、各乳幼児保健、乳幼児相談、発達相談など、発達に支援が必要な児童の早期発見に必要な支援を実施します。 	学校教育係 児童係 子育て支援係 福祉係 健康推進係
精神医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者保健福祉手帳、通院公費に係る手続きの簡素化を図ります。 精神障がいに係る支援関係、医療機関との連携を強化します。 	健康推進係
自立支援医療の給付	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費（更生医療）、自立支援医療費（育成医療）の周知を図り、迅速に支給します。 	福祉係 健康推進係

主要事業	事業概要	担当部署
介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの程度やニーズに応じた各種介護サービスの充実を図ります。 ● 障がいのある人の高齢化などに対応した支援のあり方を検討します。 ● 障がいのある人の高齢化などに対応した入所施設をはじめ、事業者の確保に向けた支援を行います。 	福祉係 高齢者係 地域包括支援係
訓練等サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立した日常生活や社会生活に向けた訓練等サービスの充実を図ります。 ● 事業者を確保します。 	福祉係
経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己負担の軽減などを図ります。 	福祉係
補装具費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 補装具の購入または修理に要した費用を支給します。 	福祉係
日常生活用具の給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙おむつやストーマ（畜尿・糞便袋）、聴覚障がい者用通信装置（FAXなど）や特殊寝台などの日常生活用具の費用を給付します。 	福祉係
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の余暇活動や社会参加のための外出支援の充実を図ります。 	福祉係
緊急一時的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時におけるケアマネジメントの人材や、短期入所の受け入れやタイムケアが可能な障がい福祉事業所などを確保します。 	福祉係
ガイドヘルパーの確保養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の外出の補助を行うガイドヘルパーの確保・養成に努めます。 	福祉係
障がい福祉サービス事業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービス事業に参入する企業・団体を支援します。 	福祉係
手話通訳派遣の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚および音声・言語障がい者への手話通訳者の派遣と、事業の周知を図ります。 	福祉係
心身障がい者扶養共済掛金の補助	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身障がい者扶養共済掛金の補助をします。 	福祉係
配食安否確認事業の補助	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいなどにより調理が困難な方の健康維持と安否確認を行う配食安否確認事業の安定した実施を図ります。 	福祉係

主要事業	事業概要	担当部署
重度心身障がい者（児）等介護慰労金の支給	● 重度心身障がい者（児）などの介護者へ慰労金の周知と支給を実施します。	福祉係
特別支援学校等就学奨励援助費の支給	● 特別支援学校へ就学している児童へ、就学奨励援助費を支給します。	福祉係
特別支援学校等通学費の支給	● 通級指導教室へ通級する児童へ、通学費を支給します。	福祉係
特別支援学校等入学支度金の支給	● 特別支援学校へ入学する児童へ、入学援助費を支給します。	福祉係

（注）障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの具体的な事業については、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載しています。

④相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実

■基本認識

障がいのある人の日々の暮らしをよりよいものとしていくため、障がいのある人が抱える様々な課題を解決していく仕組みとして日常的な相談支援が重要です。

相談を受け、その内容に応じて佐久広域連合障がい者相談支援センターや相談支援専門員、サービス事業者などと連携しながら相談支援を行っています。令和2年度からは町内障がい福祉サービス事業所の相談支援専門員を中心とした「事業所連絡会」を定期的を開催し、事例検討などの研修や懇談を行っています。近年は転入による相談件数（特に児童）が増加傾向にあり、相談支援専門員の確保をはじめとした相談体制の強化が必要な状況となっています。

保健センターで実施する乳幼児健診や2歳児教室などにおいて、フォローが必要な児童およびその保護者については保健師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、スクールサポーター、社会福祉士による相談支援を行っています。

また、行政情報、保健・医療・福祉サービス情報をはじめとして、障がいのある人が必要とする情報を的確に入手できるよう情報提供手段や方法のより一層の充実を図ることが必要です。

障がいのある人の社会参加を支援するためにも、各種コミュニケーション支援サービスの体制充実が求められます。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
相談支援の充実 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう、相談体制を整備します。 ● 関係機関との連絡調整による日常生活全般にわたる相談を充実すると共に、家庭支援および療育相談体制を充実し、さらに各種福祉サービスの利用を支援します。 ● 町内全体の相談体制の強化を図ります。 	福祉係 健康推進係
障がい者相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人、その保護者や介護者からの相談への対応、関係機関との連絡調整に努め、障がいのある人が能力や特性に応じた日常生活や社会生活を営むことができるように相談支援を行います。 	福祉係 健康推進係
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の日中活動を支援し、賃金向上、創造活動、社会参加の促進を図ります。 	社会福祉協議会 福祉係
ピア・カウンセラーによる相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身も障がいを持つ相談員であるピア・カウンセラーの充実を促進します。 	健康推進係

主要事業	事業概要	担当部署
障がいのある児童やその家族 に対する相談の充実 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康相談や育児相談の充実を図ります。 ● 関係機関などとの連携による障がいのある児童の発達相談や療育相談を充実させます。 ● 相談支援の実施とその後のフォローを適切に行う体制強化と担当者の資質向上を図ります。 	学校教育係 児童係 福祉係 健康推進係
相談窓口の周知と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報、ホームページなどによる情報提供の充実を図り、各種相談窓口を周知します。 ● 相談窓口でのコミュニケーション支援など対応の充実を図ります。 	福祉係 健康推進係
広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報、ホームページなどを工夫し、障がいのある人を含め、誰もがわかりやすい情報の充実を図ります。 	広報公聴係 福祉係
障がい者福祉のしおりの発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障がい者福祉のしおり」を毎年度更新し、手帳の交付時に配布します。 	福祉係
要約筆記者の確保養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と連携して要約筆記者養成講座の開催などにより、人材の確保・養成に努めます。 	福祉係
手話通訳者の確保養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と連携して手話通訳者の確保・養成に努めます。 	福祉係
コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚および音声・言語障がい者への手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の周知と、要望に応じた実施を図ります。 	福祉係
手話言語条例の普及促進 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年3月施行（予定）の手話言語条例に基づき「全ての人々が互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現」に向けて取り組みます。 	福祉係

⑤福祉教育・意識啓発の充実

■基本認識

障がいのある人が地域で安心して住み続けていくためには、地域住民のより一層の理解と協力が必要です。より多くの人々が、障がいのある人の生活や行動に理解を示し、必要に応じて援助、協力が得られるような地域づくりを推進する必要がある、福祉の心の醸成を目指して幼少時代からの福祉教育を進めていくことが重要です。

障がいのある人への理解をより深めるため、町公式YouTubeで障がいのある人の人権に関する動画の配信や、町内事業者に向けた障がいのある人の雇用に関する人権研修を開催するなど、様々な方法で啓発を行ってきました。

今後も広報・意識啓発活動をより充実させ、町民の福祉に対する意識を高め、また障がいのある人自身も積極的に社会参加することによりノーマライゼーションの理念の実現を目指すことが重要です。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
学校教育における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 副学籍による交流や居住地交流を継続します。 	学校教育係
社会福祉普及校の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の社会福祉普及校指定（事業）により、小・中学校において地域住民の積極的な協力・参画を得ながら、ボランティアセンターを中核とした多様な活動促進、福祉教育を促進します。 	社会福祉協議会
福祉教育の推進 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人とふれ合う機会を創出します。 ● 家庭・職場に向けた啓発に努めます。 ● 障がい福祉関連講座などへの参加を促進します。 ● 関心が低い方にも参加いただくための周知方法・啓発方法を工夫して実施します。 	福祉係

⑥ ボランティア活動の促進

■ 基本認識

住民との協働による地域福祉の振興を図る上で、NPOやボランティアの活動は大きな役割を果たします。このため、NPOやボランティア活動を支援するとともに、障がいのある人のニーズを把握し、これに応じた育成を進めていく必要があります。

特に、障がいのある人の様々な活動を促進するために、当事者団体を中心とした活動の活発化が重要であることから、団体活動を支援するとともに、団体相互間の交流を促進することも重要です。しかし、当事者団体の会員数減少や役員の担い手不足、参加者が集まらずに交流事業が中止になるなど、活動の停滞がみられます。

このほか、ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動などを通じて、住民がボランティア活動に参加できるよう支援することも必要です。

■ 主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
障がい者団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none">● 団体紹介、団体の活動場所の整備、指導人材の育成などの支援に努めます。	社会福祉協議会
障がい者団体などの相互の交流促進	<ul style="list-style-type: none">● 団体同士が継続的に交流する機会を提供します。	社会福祉協議会
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会を中心としたボランティア活動の充実を促進します。● ちいき活動みほん市を通じた団体や組織の紹介およびボランティアセンターの相談支援による対応と理解の促進を図りながら、ボランティア活動者の登録を促進します。	社会福祉協議会

基本目標 2 安心して生活できるように

①福祉のまちづくりの推進

■基本認識

行政、町民、事業主の連携により、障がいのある人が安全かつ安心して生活でき、社会参加できるまちづくりを推進する必要があります。このため、国や県の関連法令を踏まえ、公共施設や民間施設、道路歩行空間、公共交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備を図るなど、着実に福祉のまちづくりを推進することが求められます。

本町では、公共施設の改修や新築にあたり、段差解消などのバリアフリー化を実施しました。

一般施設については、長野県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進しています。

また、歩道への障がい物の放置など、歩行者の通行の邪魔になるような行為をせず、困っている障がいのある人の手助けを気軽にできるような意識の普及に努めます。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
公共施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">● 手すりやスロープ、エレベーターの設置、多目的トイレ、専用駐車場の確保など、公共施設のバリアフリー化を推進します。● 今後予定されている役場庁舎建て替えにおいて、バリアフリー化を推進します。	計画設計係 福祉係
観光関連施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">● 観光関連施設のバリアフリー化を推進します。	計画設計係 福祉係

②防災 減災対策の推進

■基本認識

東日本大震災をはじめ、全国各地で風水害や地震による甚大な災害が多発しており、自力で避難することが困難な障がいのある人の避難や安全確保が重要な課題となっています。

また、避難所での避難生活が長期にわたることで、時間経過とともに被災者のニーズも変化し、障がいのある人への対応についても課題として浮き彫りとなりました。

本町では、令和5年度現在、30区のうち15区で自主防災組織が設立されており、避難行動要支援者名簿を基に作成した災害時支え合いマップの活用など、地域の防災体制の確立に向けて取り組みがされています。

また、防災行政無線デジタル戸別受信機の受信可能範囲が町内全域をカバーできていない状況のため、電話・FAX配信サービス（避難行動要支援者対象）、電話応答サービス、メール配信サービス（事前登録制）、Facebook、LINE、X（旧Twitter）への配信を行っています。

このようなことから、風水害や浅間山の噴火などの災害発生時において、障がいのある人が安全に避難でき、避難生活を安心して過ごすために、多様なニーズに対する支援体制を整備することが求められています。

このため、実情に応じた地域防災計画の見直しや要援護者避難支援プランの充実、情報伝達手段の多様化、自主防災組織における支援体制づくりなど、住民が一体となった緊急時・防災時の支援体制を構築することが大きな課題です。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
災害情報伝達の多様化	● 全ての人に災害情報が届くよう、防災行政無線、メール配信サービス（事前登録制）など、災害情報伝達方法の多様化を図ります。	防災係
避難方法・避難所対策の充実	● 自然災害による被害の軽減を図るため、洪水ハザードマップの配布、浸水想定区域の周知に努めます。	防災係
地域防災体制の確立 ★重点	● 地域団体や住民の協力による避難体制や安否確認体制などの構築に向けて、全地区に自主防災組織の設立を目指して働きかけていきます。	防災係

③交通安全・地域安全対策の推進

■基本認識

障がいのある人は事故や犯罪の被害に遭う危険性が高く、警察など関係機関への通報や相談にも困難を伴います。

障がいのある人の通行時の快適性を確保するため、歩道のアスファルト舗装、点字ブロックの再設置などの改良事業を進めてきました。

また、特殊詐欺などのリーフレットを全戸配布するにあたり、ユニバーサルデザインフォントを使用し、障がいに配慮して取り組んできました。

このため、地域安全活動（防犯活動）や交通安全活動の充実、関連情報の提供、各種の安全教育の充実、地域の見守り活動などの充実が求められます。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
交通安全施設の整備	● 障がいのある人の安全確保に向けて、歩道のアスファルト舗装、カーブミラー整備、損傷した点字ブロックなどの再設置を推進します。	道路河川係
交通安全教育の充実	● 障がいのある人がより深く理解できるような工夫を行いながら、交通安全知識の普及・啓発を図ります。	交通政策係
防犯対策の充実	● 障がいのある人がより深く理解できるような工夫を行いながら、防犯意識の高揚・啓発を図ります。	交通政策係

基本目標3 社会的に自立できるように

①療育・教育の充実

■基本認識

(保育・療育)

本町では、乳幼児健診で発達に支援が必要と判断した児童を関係機関（保育所、子育て支援センター、保健センター、児童係など）で情報を共有し、2歳児教室や発達相談、療育支援の窓口へ案内しています。

また、スクールサポーター（公認心理師・臨床心理士）を配置し、発達段階に応じた相談も行っています。スクールサポーターは保育園巡回を行い、児童の発達の様子を早期把握するとともに現場の保育士の相談も受け、支援につなげています。

5歳児教室では、児童の発達障がいについて啓発と相談窓口の周知を行っています。

障がい児の保育については、加配保育士の配置、私立保育所においては障がい児受け入れ加算を設けた財政支援を実施しています。今後も障がいのある子もいない子も地域の中で共に育っていけるよう、統合保育を充実していきながら、関係機関とのより一層の情報共有と相談支援体制の充実、連携を行っていきます。

(学校教育、放課後支援)

就学前児童だけでなく、将来、社会へ出て自立して生活していけるよう、障がいの種類・程度・能力に応じて小学校・中学校、さらに学校卒業後も一貫して支援し続ける保健（医療）・福祉・教育の仕組みが求められ、特に、就学相談などによる児童一人ひとりの情報的確な引き継ぎが重要です。また、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などの発達障がいについては、支援が必要な家庭が増えていることから、情報を広く周知し、早期に発達に支援が必要な児童を発見し、適切な支援を受けられるような環境づくりが必要です。

学校教育では、「肢体不自由・病弱児学級」を新設し、医療的ケアを必要とする児童の支援体制を構築しました。また、校内支援委員会を開催し、支援の必要性のある児童・生徒について把握し、特性に応じた支援を継続しています。

学校施設の整備なども含め、障がいのある子ができる限り地域の学校に通学し、障がいのない子と共に学べる環境づくりが求められています。特に、障がいのある児童に対する学校教育については、研修などを通じて教職員の特別支援教育に関する理解や指導力を高めることが必要です。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
児童発達支援センター「なな いる軽井沢」の運営 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センター「なないる軽井沢」を令和6年4月に開所し、地域の中心的な療育施設として、児童一人ひとりの特性に合わせた専門的な「療育」と、身近な地域で安心して児童やその保護者の相談や地域の実情を知り、関係機関との交流や支援方法などの共有・助言を行う「相談支援」を行います。 	福祉係
保育・療育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールサポーターや関係機関との連携を強化し、発達段階やケース毎に適切に対応できる体制の充実を図ります。 	学校教育係 子育て支援係 福祉係 健康推進係
保育園の受入体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある児童の受け入れ園における加配保育士の配置に努めます。 	児童係
保育士・教職員等研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場のニーズを踏まえ、スクールサポーターによる保育士・教職員などへの研修を継続します。 ● 保育士研修の情報を各園に提供し、研修の受講促進を図ります。 	学校教育係 児童係
施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適で安全な環境の中で保育・療育・教育を受けられるよう、施設・設備の計画的な改善を推進します。 	学校教育係 児童係 計画設計係
児童相談などの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な相談先としての主任児童委員および児童委員の役割を広く周知します。 	福祉係
就学前教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの早期発見と療育の重要性を周知するとともに、スクールサポーターによる就学前教育相談を行い、適切な教育支援につなげます。 	学校教育係 児童係
関係機関との連携強化による適正な就園・就学相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との情報共有と連携強化を図り、障がいや発達状態の早期把握と一人ひとりの特性に応じた適切な就園・就学相談を実施します。 	学校教育係 児童係 子育て支援係 福祉係 健康推進係
医療機関との連携による教育相談、機能訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関との情報共有と連携強化を図り、障がいや発達状態に応じた適切な教育相談、機能訓練を実施します。 ● 児童の障がいや発達状態を踏まえ、保護者への適切な支援を行います。 	学校教育係 児童係 子育て支援係 福祉係 健康推進係

主要事業	事業概要	担当部署
保育・療育・教育などの一環した相談支援体制の構築 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールサポーターをはじめ、保育園、幼稚園、学校などの関係機関と連携し、児童一人ひとりの成長を支える継続的な相談支援を実施します。 	学校教育係 児童係 子育て支援係 福祉係 健康推進係
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケアを必要とする児童を対象とする「肢体不自由・病弱児学級」を含め、児童一人ひとりの特性に合わせた適切な学びの場を提供します。 	学校教育係
特別支援教育推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童一人ひとりの特性に合わせた適切な学びの場を提供するため、校内支援委員会を中心に支援体制の整備を図ります。 	学校教育係
特別支援学級の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童一人ひとりの特性に合わせた適切な学びの場を提供するため、教材備品の整備・充実を図ります。 	学校教育係
交流による社会性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立活動の一環として特別支援学級児童・生徒による校外活動などを通じて、社会性を学ぶ機会の充実を図ります。 	学校教育係
学校施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適で安全な環境の中で誰もが適切な教育を受けられるよう、学校施設の計画的な修繕を推進します。 	学校教育係
放課後児童健全育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年4月に開所する児童発達支援センター「なないろ軽井沢」において放課後等デイサービスを実施するとともに、事業者などと協力しながら、児童一人ひとりの成長を支える環境の充実を図ります。 	福祉係

②雇用・就業の促進

■基本認識

就労・雇用については、「雇用対策法」や「職業安定法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」などに基づいて、職業訓練や雇用主に対する助成、職場定着に対する取り組みを国、県が行っており、企業などの認識と理解が深まりつつありますが、依然として、障がいのある人の雇用の拡大が大きな課題となっています。

本町は行政機関として、障がい者雇用率（法定雇用率）を達成できるよう、正規職員および会計年度任用職員の募集を行ってきました。法律などの改正に伴い、令和6年度以降、地方公共団体に係る障がい者雇用率が段階的に引き上げられることから、雇用拡大に向けた周知方法や、町としての受け入れ態勢の整備などが必要です。

就労支援については、県で設置している生活就労支援センター「まいさぼ」や公共職業安定所（ハローワーク）、佐久圏域障がい者自立支援協議会などの関係機関との連携を強化し、広く企業に対する障がい者雇用促進の働きかけを行うとともに、障がいのある人の雇いを促進する制度や雇用管理のノウハウを周知することにより企業の負担感の軽減を図りながら、雇用の安定と促進に取り組むことが重要です。

また、年齢や障がいの程度・特性などのために一般就労に結びつかない場合でも、生きがいを持って働くことができるよう、福祉的な就労の場として就労移行支援および就労継続支援を行う事業所の確保や、地域活動支援センターでの事業など、本人のニーズや能力に応じて、自分にふさわしい活動に取り組めるよう支援していく必要があります。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
雇用促進のための啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労を支援するため、町内の企業や住民などに対し、障がい者雇用制度の情報提供と障がい者が働きやすい職場環境の普及・啓発を図ります。 	福祉係
公共職業安定所との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 生活就労支援センター「まいさぼ」や公共職業安定所（ハローワーク）との連携による障がいの程度や能力に応じた仕事の斡旋・相談の充実を図ります。 	福祉係
公的機関における雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関における障がい者雇用の拡充に努めます。 行政関連業務の委託などによる障がい者の雇用促進の方策を検討します。 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設などからの物品の調達などを推進します。 	人事給与係 契約管理係

主要事業	事業概要	担当部署
企業への障がい者雇用の要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内・近隣企業への障がい者雇用の推進・協力を要請します。 	福祉係
雇用に関する各種助成制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 県やハローワークなどの関係機関との連携による、事業主を対象とした障がい者雇用率の周知に努めます。 	福祉係
障がい者就業・生活支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● センターが行う相談・情報提供業務、登録利用者の就業に対する支援、関係機関との連絡調整、事業主に対する研修などによる障がいのある人の雇用と就労の安定を促進します。 	福祉係
ジョブコーチによる就労支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の就労を支援するジョブコーチを周知すると共に、利用を促進します。 ● 職場におけるジョブコーチによる直接的・専門的支援を促進します。 	福祉係
就労移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業訓練などを行う就労移行支援事業所の確保に努めます。 	福祉係
就労継続支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業における就労や福祉的就労の継続を支援する事業所の確保に努めます。 	福祉係
職親制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障がい者を住み込みや通いで雇用し、生活指導や就労指導を行う職親委託制度の一層の周知を図ります。 	福祉係

③社会参加基盤の確保

■基本認識

外出支援に対するニーズの高まりとともに、障がいのある人が地域の中で生活し活動していくために、その基盤となる移動手段の確保は大きな課題です。

外出に際しては鉄道・バスなどの公共交通機関やタクシーを利用している人が少なくないことから、しなの鉄道の増便事業、身体障がい者手帳などの所持者および同伴する介護者の運賃額の割引など、民間事業者と連携し、障がい者を含めた移動手段の利便性向上、経済的負担軽減に努めています。

今後も、これらの交通事業者と連携して、障がいのある人の利用に配慮した取り組みを進めてもらうことが大切です。

また、公的なサービスだけでなく、外出支援ボランティアや住民同士の助け合いなどによって、積極的に外出できる機会をつくる必要があります。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者が移動しやすい公共交通に向けて、路線バス、鉄道などの利便性向上を関係機関と協議します。● 障がいのある人を含む町民の足として、町内循環バスの利便性向上、福祉タクシーの充実を促進します。	交通政策係 福祉係
外出支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者が外出をしやすくなるよう、有償移送サービスの利用要件の緩和やタクシー券の補助金額の増加を検討します。	社会福祉協議会
外出機会の促進 ★重点	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者が外出や余暇活動などの社会参加をしやすくなるよう、移動支援サービス事業所の確保や付き添いボランティアの充実・受け入れ体制の強化に努めます。	社会福祉協議会 福祉係

④健康づくりの推進

■基本認識

社会参加を維持するためにも、「自分の健康は自分で守る」ことが大変重要であり、健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、自ら健康づくりに取り組んでもらうことが必要です。

本町では、保健センターにおいて、母子保健、成人保健、高齢者保健に係る各種健診を行い、保健師による健康指導や相談を行っています。

各種健診においては、会場において配慮が必要な人への支援を行うなど、健診を受けやすい体制づくりが重要です。

また、伴走型支援の実施など様々な事業を実施していますが、保健センターが所管する事業が年々増えていることから、事業実施体制の強化が必要です。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
保健センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none">● 保健センター機能の充実に向けて、専門職員の充実、事業実施体制の強化を図ります。	健康推進係

基本目標 4 生きがいをもてるように

①生涯学習活動への参加促進

■基本認識

価値観が多様化する中で、自らの生活スタイルを主体的に選択し、個性豊かな生活を送ろうとする人たちが増えています。障がいのある人にとって、様々な学習活動を行うことは、生きがいある豊かな生活を送る上で極めて重要な意義をもっています。

中央公民館などで開催する生涯学習講座について、障がいの有無に関わらず参加可能な講座を企画して開催しています。今後は手話通訳や映像に字幕を付けるなどの配慮を行い、より多くの人が参加しやすい企画を検討します。

また、障がい者作品展の出品者が固定されてきている傾向もあることから、開催の周知方法を検討するとともに、幅広く出展作品を募集するなどの工夫が必要です。

障がいの有無に関わらず、それぞれが自分の価値観に合った選択をし、自己実現を目指して、施設の整備や受け入れ体制の充実も含め、生涯学習活動に主体的に参加できる環境を整備していく必要があります。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
生涯学習講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの有無に関わらず参加可能な講座を開催します。 ● 手話通訳や映像に字幕をつけるなどの配慮を行います。 	生涯学習課
生涯学習プログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉関連の講座やプログラムの充実を図ります。 	生涯学習課
芸術文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の芸術文化活動の活性化に向けて、障がい者作品展の周知と出展の幅広い募集、障がい者イベントなどへの助成金支給を行います。 	福祉係
読書バリアフリーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障がいや本をめくるのが難しい方などが読書を楽しめるよう、点字図書やデージー図書の充実を図ります。また、デージー図書の専用再生機の貸し出しなどを行います。 <p>※デージー図書…音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書。</p>	図書館係

②スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

■基本認識

スポーツ・レクリエーション活動への参加は、障がい者の社会参加という視点だけでなく、健康づくりと交流の輪を広げ生活を豊かにする上で重要です。

令和6年度には第73回北信越ろうあ者体育大会のボウリング競技が本町で開催予定であるなど、今後も障がい者スポーツ活動を促進していきます。

障がいのある人が、自分に合ったスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが、その人らしい、いきいきとした生活の実現につながります。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当部署
ユニバーサルスポーツ祭の企画開催	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルスポーツ祭への費用助成の継続、参加者の増加に対応する内容の工夫に取り組みます。 	福祉係
スポーツ・レクリエーション教室の開催 ★重点	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が取り組みやすいスポーツ・レクリエーション教室の開催に努めます。 	スポーツ推進係 生涯学習係 福祉係
生涯スポーツ施設の確保充実	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが利用しやすい環境を目指し、公共スポーツ施設の計画的な改修を検討します。 民間スポーツ施設に対し福祉のまちづくり条例に基づき障がい者でも利用しやすい施設整備を推進します。 	都市計画係 福祉係
障がい者スポーツ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ大会などへの助成金支給を行います。 	福祉係

③交流活動の促進

■基本認識

地域の人々が、障がいの有無に関わらず、共にふれあい、活動することは、「誰ひとり取り残さないまち」への第一歩であると言えます。このため、町ぐるみ、地域ぐるみで障がいのある人が参加しやすい交流やふれあいの機会を充実するとともに、障がいのある人の積極的な参加を促進することが必要です。

また、保健休養地として様々な属性の人を受け入れながら発展してきた本町は、地域共生社会に向けた素地ができていると言えます。様々な人が持つ知識や経験、特技などを活用し、障がいのある人もない人も、国籍などに関わらない交流を促進していくことが重要です。

本町では、毎年度、心身障がい者（児）希望の旅を実施してきました。ここ数年、コロナ感染症の拡大防止のために活動が制限されていましたが、令和5年から通常実施になりました。一般家庭からの参加申込も増えており、実施体制の検討が必要です。

■主要事業

主要事業	事業概要	担当
交流ふれあい機会の充実	● ニーズ把握と協力ボランティアの確保を図りながら、心身障がい者（児）希望の旅を継続します。	社会福祉協議会
障がい者とボランティア団体などとの交流の促進	● 障がいのある人のニーズ把握などのため、当事者団体などとボランティア団体などとの交流を促進します。	福祉係 社会福祉協議会

第5章 計画の推進に向けた取組方針

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、総合的な障がい者施策の推進を図るため、関係各課・係と広く連携し、施策・事業調整機関としての庁内検討会議を適宜開催し、施策・事業を効果的に実施していきます。

また、町民、当事者団体、各種ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO団体、医療機関、長野県、国とも連携・協働を図り、障がい者支援に係る体制の強化に努めます。

(2) 計画の検証・評価

本計画を着実に推進するため、施策・事業の実施状況や課題を把握し、地域自立支援協議会を中心に、計画の進行管理・評価を行います。

また、国の動向に対応していくとともに、障がい者や関係機関との意見交換などを適宜実施し、当事者や事業者の視点を踏まえながら、新たに検討が必要となる事項の整理・検討に努めます。